昭和五十四年通商産業省令第七十四号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第二項、第六条第二項、第七条、第九条、第十一条及び第二十条第一号並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第一項並びに第五条第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則を次のように制定する。

（定義）

第一条　この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（化石燃料の種類）

第二条　法第二条第二項の経済産業省令で定める石油製品は、ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス及び石油ガス（液化したものを含む。以下同じ。）とする。

2　法第二条第二項の経済産業省令で定める石炭製品は、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガスとする。

第三条　法第二条第二項の経済産業省令で定める用途は、燃焼及び燃料電池による発電とする。

（換算の方法）

第四条　令第二条第二項に規定する使用した化石燃料及び非化石燃料（以下この条において「燃料」という。）の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一　別表第一の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

二　前号に規定する燃料以外の燃料にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

2　令第二条第二項に規定する熱の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一　他人から供給された熱にあつては、別表第二の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数（以下この項において「換算係数」という。）を乗じた後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

二　燃料を熱源とする熱以外の熱（前号に掲げるものを除く。）にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

3　令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一　燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該電気の熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

二　前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量千キロワット時に八・六四ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第五条　法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第六条　法第七条第三項の経済産業省令で定める事項は、工場等を設置している者が設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）及びその設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（特定事業者に係る指定の取消しの申出）

第七条　法第七条第四項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（エネルギー管理統括者の選任）

第八条　法第八条第一項、第二十条第一項又は第三十二条第一項の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理統括者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　特定事業者は、法第十五条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3　特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）は、法第二十七条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

4　認定管理統括事業者は、法第三十九条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十一条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

5　前三項の承認を受けようとする特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄

区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第十三条第二項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。

一　前三項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前三項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書

（エネルギー管理統括者の業務）

第九条　法第八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

第十条　法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

第十一条　法第三十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　認定管理統括事業者が設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。）におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）

第十二条　法第八条第三項、第二十条第三項又は第三十二条第三項の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（エネルギー管理企画推進者の選任）

第十三条　法第九条第一項、第二十一条第一項又は第三十三条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　特定事業者等は、法第八条第一項、第二十条第一項又は第三十二条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3　前項の承認を受けようとする特定事業者等は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前項の規定により選任するエネルギー管理企画推進者の執務に関する説明書

（資質の向上を図るための講習の期間）

第十四条　法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

（エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出）

第十五条　法第九条第三項、第二十一条第三項又は第三十三条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（第一種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出）

第十六条　法第十条第二項、第二十二条第二項、第三十四条第二項又は第四十三条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（エネルギー管理者の選任）

第十七条　法第十一条第一項、第二十三条第一項、第三十五条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

3　第一種特定連鎖化事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用

の方法の改善及び監視並びに第十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

4　第一種認定管理統括事業者は、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

5　第一種管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十一条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

6　前四項の承認を受けようとする第一種特定事業者、第一種特定連鎖化事業者、第一種認定管理統括事業者又は第一種管理関係事業者（以下「第一種特定事業者等」という。）は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）に提出しなければならない。

一　前四項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前四項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

（エネルギー管理者の業務）

第十八条　法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条　法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十条　法第三十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十一条　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

（エネルギー管理者の選任又は解任の届出）

第二十二条　法第十一条第二項、第二十三条第二項、第三十五条第二項又は第四十四条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（エネルギー管理員の選任）

第二十三条　法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

3　第二種特定事業者は、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十五条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

4　第一種指定連鎖化事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十六条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

5　第二種特定連鎖化事業者は、その設置している第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十七条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

6　第一種指定管理統括事業者は、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十八条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）

の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員として選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

7　第二種認定管理統括事業者は、その設置している第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

8　第一種指定管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第三十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

9　第二種管理関係事業者は、その設置している第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第三十一条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

10　前八項の承認を受けようとする第一種指定事業者、第二種特定事業者、第一種指定連鎖化事業者、第二種認定管理統括事業者、第一種指定管理統括事業者、第二種認定管理関係事業者又は第二種管理関係事業者（以下「第一種指定事業者等」という。）は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該第一種指定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）に提出しなければならない。

一　前八項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前八項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に関する説明書

（エネルギー管理員の業務）

第二十四条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十五条　法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十六条　法第二十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十七条　法第二十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十八条　法第三十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十九条　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第三十条　法第四十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第三十一条　法第四十七条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

（資質の向上を図るための講習の期間）

第三十二条　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項又は第四十七条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十七条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受させなければならない。

（エネルギー管理員の選任又は解任の届出）

第三十三条　法第十二条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第三項、第三十六条第三項、第三十八条第三項、第四十五条第三項又は第四十七条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（第二種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出）

第三十四条　法第十三条第二項、第二十五条第二項、第三十七条第二項又は第四十六条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第三十五条　法第十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項又は第三十九条第一項及び第二項の規定による計画の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

一　エネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「エネルギーの使用の合理化に関する判断基準」という。）に定めるエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合又は当該年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定める電気需要最適化評価原単位を当該年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。）が九十九パーセント以下であること。

二　エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること（当該特定事業者等が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者が設置している工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。）。

３　第一項の規定にかかわらず、法第十五条第二項、第二十七条第二項又は第三十九条第二項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。

（定期の報告）

第三十六条　法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第三十七条　法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量

二　前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上の工場等（第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等を除く。）にあつては、その使用量

三　エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

四　エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

五　判断基準の遵守状況及び電気の需要の最適化に資する措置に関する法第五条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六　生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

七　エネルギーの使用の効率

八　判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値

九　非化石エネルギーの使用状況

十　エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

第三十八条　特定事業者等は、前条に掲げる事項の報告に併せて、経済産業大臣が定めるところにより、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために当該特定事業者等が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を報告することができる。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第三十九条　法第十九条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（以下この条において「事業者」という。）が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め

二　事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の（1）から（4）のいずれかを指定している定め

（1）空気調和設備の機種、性能又は使用方法

（2）冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法

（3）照明器具の機種、性能又は使用方法

（4）調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

２　事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前二号の定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に前二号の定めがあるものとみなす。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第四十条　法第十九条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第四十一条　法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出）

第四十二条　法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（密接関係者の要件）

第四十三条　法第三十一条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九

号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

（認定管理統括事業者の認定）

第四十四条　法第三十一条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第三十一条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第一項各号の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき認定する。」

3　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定管理統括事業者の認定の取消し）

第四十五条　経済産業大臣は、法第三十一条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第三十一条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件）

第四十六条　法第三十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二　工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制

三　工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

（連携省エネルギー計画の認定の申請）

第四十七条　法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

（連携省エネルギー計画の認定）

第四十八条　経済産業大臣は、法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四十九条　法第五十一条第一項の規定により連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第五十条第一項の認定を受けた者（以下この条、次条第二項及び第五十一条において「認定者」という。）は、様式第十五による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、法第五十条第一項の認定に係る連携省エネルギー計画（法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五十一条第四項において準用する法第五十条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第四項において準用する同法第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

4　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による通知書を認定者に交付するものとする。

（軽微な変更）

第五十条　法第五十一条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第五十条第四項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

2　法第五十一条第二項の規定により認定連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定者は、様式第十七による届出書を提出して行わなければならない。

（認定連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第五十一条　経済産業大臣は、法第五十一条第三項の規定により認定連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定が取り消される認定者に交付するものとする。

（定期の報告）

第五十二条　法第五十三条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第五十三条　法第五十三条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量（法第五十条第四項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第五十条第四項（法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　エネルギーの使用の効率（法第五十条第四項（法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（確認調査の申請）

第五十四条　法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

（調査事項）

第五十五条　法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項に規定する確認調査は、前年度における第三十七条各号に掲げる事項について行うものとする。

（書面の交付）

第五十六条　法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付は、様式第二十による書面を交付して行うものとする。

（報告）

第五十七条　法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項又は第八十七条第三項の規定による報告は、様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

（登録の申請）

第五十八条　法第八十八条の規定により登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、様式第二十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　事業所の名称及び所在地を記載した書類

三　登録申請者が法第八十九条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四　確認調査を実施する者の氏名及び略歴

五　法第九十条第一項第二号イに規定する部門（以下「確認調査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

六　確認調査部門の専任の管理者（以下「確認調査部門管理者」という。）及び信頼性確保部門の責任者（以下「信頼性確保部門責任者」という。）の氏名

七　確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者が登録調査機関の役員又は当該部門を管

理する上で必要な権限を有する者であることを説明した書類

八　法第九十条第一項第二号ロに規定する文書として、第六十二条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ　確認調査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書

ハ　精度管理（確認調査の精度を適切に保つことをいう。以下同じ。）の方法を記載した文書

ニ　信頼性確保部門責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載した文書

九　確認調査の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

（登録の更新の手続）

第五十九条　法第九十一条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査部門管理者の業務）

第六十条　確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　確認調査部門の業務を統括すること。

二　次条第三号の規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに改善措置を講ずること。

三　確認調査について第六十二条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

四　その他必要な業務

（信頼性確保部門の業務）

第六十一条　信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第五十八条第八号ロの文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

二　第五十八条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

三　第一号の内部点検及び前号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）を確認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

四　その他必要な業務

（確認調査の方法）

第六十二条　法第九十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一　確認調査の項目及び項目ごとの調査方法

二　確認調査に当たっての注意事項

三　確認調査により得られた結果の処理の方法

四　確認調査に関する記録の帳簿への記載事項

五　作成及び改定年月日

（利害関係を有する事業者）

第六十三条　法第九十二条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一　当該登録調査機関

二　当該登録調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録調査機関を子会社とする株式会社をいう。）

三　役員又は職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該登録調査機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者

四　役員又は職員のうちに当該登録調査機関（法人であるものを除く。）又は当該登録調査機関の代表権を有する役員が含まれている事業者

五　当該登録調査機関との取引関係その他の利害関係が確認調査に影響を及ぼすおそれがある事業者

（事業所の変更の届出）

第六十四条　登録調査機関は、法第九十三条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第六十五条　登録調査機関は、法第九十四条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第六十六条　登録調査機関は、法第九十四条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の記載事項）

第六十七条　法第九十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　確認調査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二　確認調査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三　確認調査の業務を行う場所に関する事項

四　確認調査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

五　法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六　確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項

七　確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の配置に関する事項

八　確認調査の業務に関する秘密の保持に関する事項

九　確認調査の申請書その他確認調査に関する書類の保存に関する事項

十　財務諸表等（法第九十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一　前各号に掲げるもののほか、確認調査の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止）

第六十八条　登録調査機関は、法第九十五条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十九条　法第九十六条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第九十六条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第七十条　法第百一条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　確認調査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　確認調査の申請を受けた年月日

三　確認調査を行った特定事業者等又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者等を除く。）の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四　確認調査を行った年月日

五　確認調査を実施した者の氏名

六　確認調査の概要及び結果

七　第五十八条第八号ニの研修に関する記録

八　第六十一条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）に関する記録

2　登録調査機関は、法第百一条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第七十一条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第百一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（公示）

第七十二条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第八十四条第一項のび住所並びに法人にあつては、その登録をした代表者の氏名 二　確認調査の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　登録をした年月日	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更後の確認調査の業務を行う事業所の所在地 三　変更する年月日
法第九十三条の規定による届出が二　休止し、又は廃止する確認調査の業務の範囲 三　確認調査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四　確認調査の業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二　登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　確認調査の業務の全部又は一部若しくは一の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた確認調査の業務の範囲及びその期間
法第九十五条の規定による届出が二　変更後の確認調査の業務を行う事業所の所在地 三　変更する年月日	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二　登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
法第百条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二　確認調査の業務の全部又は一部の停止を命じた年月日 三　確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた確認調査の業務の範囲及びその期間

（貨物の輸送の方法等を実質的に決定している要件）

第七十三条　法第百九条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

二　貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

（準荷主が荷主に行う指示事項）

第七十四条　法第百十条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所

二　貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出）

第七十五条　法第百十三条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第七十六条　法第百十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

第七十七条　法第百十三条第三項の規定による申出は、様式第二十八による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第七十八条　法第百十四条又は第百十八条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百十四条第一項又は第百十八条第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十条第四号において同じ。）が九十九パーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

3　第一項の規定にかかわらず、法第百十四条第二項又は第百十八条第二項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。

（定期の報告）

第七十九条　法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第八十条　法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百十一条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

三　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

四　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率

五　非化石エネルギーの使用状況

六　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

（密接関係荷主の要件）

第八十一条　法第百十七条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

（認定管理統括荷主の認定）

第八十二条　法第百十七条第一項の規定による認定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第百十七条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十七条第一項の規定に基づき認定する。」

3　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定管理統括荷主の認定の取消し）

第八十三条　経済産業大臣は、法第百十七条第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消され

る法第百十七条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件）

第八十四条　法第百十七条第一項第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

（荷主連携省エネルギー計画の認定の申請）

第八十五条　法第百二十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の認定を受けようとする荷主及び他の荷主（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第三十四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

（荷主連携省エネルギー計画の認定）

第八十六条　経済産業大臣は、法第百二十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百二十一条第四項の規定に基づき認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第八十七条　法第百二十二条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第百二十一条第一項の認定を受けた荷主（以下この条、次条第二項及び第八十九条において「認定荷主」という。）は、様式第三十六による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、法第百二十一条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第百二十二条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百二十二条第四項において準用する法第百二十一条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定荷主に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百二十二条第四項において準用する同法第百二十一条第四項の規定に基づき認定する。」

4　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十七による通知書を認定荷主に交付するものとする。

（軽微な変更）

第八十八条　法第百二十二条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百二十一条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、荷主連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

2　法第百二十二条第二項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

（認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第八十九条　経済産業大臣は、法第百二十二条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

（定期の報告）

第九十条　法第百二十四条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第九十一条　法第百二十四条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条　令第十八条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

一　圧縮用電動機を有しない構造のもの

二　電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

三　機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

四　専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

五　スポットエアコンディショナー

六　車両その他の輸送機関用に設計されたもの

七　室外側熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

八　冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの

九　高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

十　専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

十一　床暖房又は給湯の機能を有するもの

十二　分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

十三　冷房の用のみに供するもの

十四　窓に設置される構造のもの

十五　壁を貫通して設置される構造のもの

十六　冷房能力が二十八キロワットを超えるもののうち、分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもの（各室内機を個別に制御するものに限る。）以外のもの

2　令第十八条第三号の経済産業省令で定める照明器具は、次に掲げるものとする。

一　蛍光灯器具又はエル・イー・ディー・電灯器具以外のもの

二　ＪＩＳ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｃ八一〇五―三（二〇一一）、ＪＩＳＣ八一〇六（二〇一五）又はＪＩＳＣ八一一五（二〇一四）の対象となるもの以外のもの

三　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

四　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上のもの

五　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色（以下「昼光色等」という。）以外の光だけを発するもの並びに調色の過程においてのみ昼光色等を発するもの

六　四〇形未満の直管形蛍光ランプを使用する蛍光灯器具又は同等の寸法のエル・イー・ディー・電灯器具であって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくは直付け形のもの

七　規制等により安全や光環境を担保するための配光制御を必要とする構造のもの
八　ＪＩＳＣ八一一二（二〇一四）の対象となるエル・イー・ディー・卓上スタンド又は蛍光灯卓上スタンド

3　令第十八条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。
一　ブラウン管を有するもの
二　テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）による国内基幹放送（同法第十五条に規定する国内基幹放送をいう。）を受信することができないもの
三　映像を表示する装置であつて直視型でないもの
四　プラズマディスプレイパネルを有するもの
五　表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が、十以下のもの
六　ワイヤレス方式のもの
七　電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

4　令第十八条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。
一　カラー複写機
二　毎分八十六枚以上の複写が可能な構造のもの
三　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの
四　毎分十三枚以上の複写ができない構造のもの
五　デジタル式以外のもの

5　令第十八条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。
一　四を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
二　入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が一秒につき十ギガビット以上のものに限る。）が五百十二本以上のもの
三　サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。以下同じ。）において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
四　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、六十四ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
五　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
六　専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

6　令第十八条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するものとする。

7　令第十八条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。
一　音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの
二　走査線数が千百二十五本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの
三　再生機能のみを有する構造のもの
四　デジタル放送受信機内蔵のもの

8　令第十八条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。
一　家庭用のもののうち、次に掲げるもの
イ　吸収式のもの
ロ　ワイン貯蔵が主な用途であるもの
二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの
イ　冷蔵室の定格貯蔵温度の下限が零度以上の冷気強制循環形のもの
ロ　冷気自然対流形のもの
ハ　定格内容積が二千リットルを超えるもの
ニ　ＪＩＳＢ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの
ホ　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）、一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）又は一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）を冷媒として使用しないもの
ヘ　電源から切り離した状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの
ト　横型のものであつて高さの外形寸法（流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が六百五十ミリメートル以下のもの
チ　縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの
リ　水冷式凝縮器を有するもの
ヌ　筐体の両面に扉を有する構造のもの
ル　ドロワー冷蔵庫
ヲ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

9　令第十八条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。
一　家庭用のもののうち、吸収式のもの
二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの
イ　定格内容積が二千リットルを超えるもの
ロ　ＪＩＳＢ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの
ハ　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）、一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）又は一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）を冷媒として使用しないもの
ニ　定格貯蔵温度をマイナス三十度以下に維持できるもの
ホ　電源から切り離した状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの
ヘ　横型のものであつて高さの外形寸法（流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が六百五十ミリメートル以下のもの
ト　縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの
チ　水冷式凝縮器を有するもの
リ　筐体の両面に扉を有する構造のもの
ヌ　専ら検査用の食品を保管するためのもの
ル　ドロワー冷凍庫
ヲ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

10　令第十八条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。
一　都市ガスのうち一三Ａのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Ａのガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
二　半密閉式ガスストーブ
三　最大の燃料消費量が四・〇リットル毎時を超える構造の半密閉式石油ストーブ
四　最大の燃料消費量が二・七五リットル毎時を超える構造の密閉式石油ストーブ

11　令第十八条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。
一　業務の用に供するために製造されたもの
二　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
三　ガスグリル
四　ガスクッキングテーブル
五　カセットこんろ

12　令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。
一　ＪＩＳＳ二一〇九（二〇一九）又はＪＩＳＳ二一一二（二〇一九）の対象となるもの以外のもの
二　業務の用に供するために製造されたもの
三　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属さないガスを燃料とするもの
四　ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であつて、給排気方式が開放式以外のもの
五　ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの
イ　給湯の機能を有しないもの
ロ　通気方式が自然通気式のもの
ハ　循環方式が自然循環式のもの
ニ　屋内に設置する構造のもの

13　令第十八条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。
一　ＪＩＳＳ三〇二一（二〇一七）、ＪＩＳＳ三〇二四（二〇一七）又はＪＩＳＳ三〇二七（二〇一七）の対象となるもの以外（ＪＩＳＳ二〇九一（二〇一三）に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの
二　業務の用に供するために製造されたもの
三　給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの
六　暖房の用のみに供するもの

四　暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの

14　令第十八条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、次に掲げるものとする。

一　温水洗浄装置のみのもの

二　可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

三　専ら鉄道車両において用いるためのもの

15　令第十八条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

一　カップ形の容器を用いる飲料を販売するためのもののうち、熱電素子を使用するもの

二　専ら鉄道車両において用いるためのもの

三　卓上型のもの

四　ビール（発泡酒を含む。）を除くアルコール飲料を販売するためのもの

16　令第十八条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。

一　Ｈ種絶縁材料を使用するもの

二　スコット結線変圧器

三　三以上の巻線を有するもの

四　柱上変圧器

五　単相変圧器であつて定格容量が五キロボルトアンペア以下のもの又は五百キロボルトアンペアを超えるもの

六　三相変圧器であつて定格容量が十キロボルトアンペア以下のもの又は二千キロボルトアンペアを超えるもの

七　樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの

八　定格二次電圧が百ボルト未満のもの又は六百ボルトを超えるもの

九　風冷式又は水冷式のもの

17　令第十八条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。

一　電子回路を有さないもの

二　最大炊飯容量が〇・五四リットル未満のもの

18　令第十八条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。

一　業務の用に供するために製造されたもの

二　定格入力電圧が二百ボルト専用のもの

三　庫内高さが百三十五ミリメートル未満のもの

四　システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

19　令第十八条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。

一　ビデオテープレコーダー及び磁気ディスク装置を有さないもの

二　ゲーム機能を有するもの

三　サーバ機能を有するもの

四　光ディスクの記録及び再生に用いるレーザー光の波長が六百ナノメートル以下のもの

20　令第十八条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。

一　インターネットプロトコルのパケットを伝送交換しないもの

二　インターネットプロトコルのパケットを送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき二百メガビットを超えるもの（第六号に掲げるものを除く。）

三　非同期転送モードを用いるための装置を容易に取り外すことができないもの

四　電力線に十キロヘルツ以上の高周波電流を重畳する機能を有するもの

五　電気通信信号を送受信するための接続口のうち音声を送受信するためのもの（インターネットプロトコルを用いるものを除く。）の数が三以上のもの

六　インターネットプロトコルのパケットを無線で送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき百メガビットを超えるもの

七　人工衛星を利用する機能を有するもの

八　直交周波数分割多重方式により、五十三以上の副搬送波を多重化して送信する機能を有するもの

九　仮想閉域網を設定する機能を有するもの

十　電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの

21　令第十八条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。

一　イーサネットのフレームを伝送交換しないもの

二　インターネットプロトコルのパケットを伝送交換するもの

三　電気通信信号を送受信するための接続口のうち二線式の接続方式を用いるものの数が半数以上のもの

四　筐体及び電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの

五　電気通信信号を無線で中継する装置を制御するためのもの

六　主に電力を供給するためのものであつて経済産業大臣が定めるもの

22　令第十八条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。

一　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

二　原稿台を有しない構造のもの

三　モノクローム複合機であつて毎分八十六枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

四　カラー複合機であつてモノクロームで毎分六十一枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

五　モノクロームで毎分十三枚以上の複写又は印刷ができない構造のもの

六　デジタル式以外のもの

七　複合機用デジタルフロントエンド（複合機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。）を内蔵するもの

23　令第十八条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。

一　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

二　モノクロームプリンターであつて毎分八十六枚以上の印刷が可能な構造のもの

三　カラープリンターであつてモノクロームで毎分六十一枚以上の印刷が可能な構造のもの

四　モノクロームで毎分十三枚以上の印刷ができない構造のもの

五　デジタル式以外のもの

六　印刷機用デジタルフロントエンド（印刷機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。）を内蔵するもの

24　令第十八条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。

25　令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一　次のイからトまでの全てに該当するもの以外のもの

イ　定格周波数又は基底周波数が五十ヘルツ±五パーセントのもの、六十ヘルツ±五パーセントのもの又は五十ヘルツ±五パーセント及び六十ヘルツ±五パーセントの共用のもの

ロ　同一速度で運転するもの

ハ　定格電圧が千ボルト以下のもの

ニ　定格出力が〇・七五キロワット以上三百七十五キロワット以下のもの

ホ　極数が二極、四極又は六極のもの

ヘ　ＪＩＳＣ四〇三四―三〇（二〇一一）に規定する使用の種類がＳ１のもの、又はＳ３のものであつて、負荷時間率が八十パーセント以上のもの

ト　商用電源で駆動するもの

二　製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの

三　ＪＩＳＣ四〇〇三（二〇一〇）に規定する耐熱クラスが百八十（Ｈ）、二百（Ｎ）、二百二十（Ｒ）及び二百五十のもの

四　デルタスター方式のもの

五　船舶及び海洋構造物用に設計されたもの

六　液体中で使用される構造のもの

七　同期速度と回転子の回転速度との差の比率が次に掲げるもの

イ　出力が〇・七五キロワット以上百十キロワット以下の場合　五パーセント以上

ロ　出力が百十キロワット超三百七十五キロワット以下の場合　三パーセント以上

八　ダム及び堰のゲート用に設計されたもの

九　固定子又は回転子が金属材料で覆われたもの

十　極低温用のもの（マイナス二十度未満で使用するために設計されたものをいう。）

十一　インバーター駆動のもののうち、他力通風形のもの

十二　輸出用の製品に組み込まれるために製造されたもの

26　令第十八条第二十八号の経済産業省令で定める電球は、次に掲げるものとする。

一　ＪＩＳＣ七五〇一（二〇一一）の対象となるもの以外の白熱電球

二　ＪＩＳＣ七六五一（二〇一〇）の対象となるもの以外の蛍光ランプ

三　ＪＩＳＣ八一五八（二〇一七）の対象ではないエル・イー・ディー・ランプであつて、ＪＩＳＣ七七〇九―一（二〇一八）に規定する口金がＥ一七以外のもの

四　ＪＩＳＣ七六〇四（二〇〇六）の対象となる高圧水銀ランプ
五　振動又は衝撃に耐えることを主目的として設計されたもの
六　高温若しくは高湿又は低温の場所で使用することを主目的として設計されたもの
七　防滴構造を有するもの
八　光束を調整する機能を有するもの
九　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上の蛍光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプ
十　昼光色等以外の光だけを発するもの又は調色の過程においてのみ昼光色等を発するもの
十一　反射鏡を有する構造のもの
十二　植物の育成用として設計されたもの
十三　熱源用として設計されたもの

27　令第十八条第二十九号の経済産業省令で定めるショーケースは、次に掲げるものとする。
一　ＪＩＳＢ八六三一―二（二〇一一）の対象となるもの以外のもの
二　冷凍機を、ショーケース本体を設置する場所とは別の場所に設置するもの
三　冷凍機を内蔵するもののうち、次に掲げるもの
イ　その内部のものを取り出す扉を有するものであつて、冷気自然対流形のもの（上面に透光性の材料を使用したものを除く。）
ロ　上面が開放されておらず、かつ、側面のうち三面に透光性の材料を使用したもの
ハ　高さが千六百五十ミリメートルを超えるもの、又は電動機の定格消費電力の合計が三百ワットを超えるものであつて、冷凍機をショーケース本体の上部に有するもの
ニ　上面が開放されておらず、かつ、側面のうち少なくとも一面が常時開放されているもののうち、エアーカーテン（ショーケースの周囲の温度等によるその内部に及ぼす影響を低減するための空気流をいう。ホにおいて同じ。）を発生させないもの、又は発生させるものであつて奥行きの最大の外形寸法が八百ミリメートル以上のもの
ホ　上面にエアカーテンを発生させるものであつて、その内部の平均温度が十五度のもの、冷気自然対流形のもの又は陳列室（その内部のものを保冷状態で陳列するための室をいう。）が二つあるもの
ヘ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、送風機、冷凍機若しくはヒーターの能力、断熱性能又は照明性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が十台未満のもの

（エネルギー消費効率）
第九十三条　法第百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第三の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

（特定熱損失防止建築材料の適用除外）
第九十四条　令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。
一　硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち面材を有しないもの
二　硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち吹付式のもの
三　ガラス繊維（グラスウールを含む。以下この条において同じ。）、スラグウール又はロックウールを用いた断熱材のうち吹込式のもの
四　ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が四十キログラム毎立方メートルを超えるもの

2　令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。
一　片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたてすべり出し窓（それぞれ出窓であるものを除く。）に用いられるもの以外のもの
二　雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの
三　外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの
四　防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの
五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九の二号ロに規定する防火設備であるもの

3　令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。
一　複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの
二　複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの
三　ＪＩＳＲ三二〇六（二〇〇三）に規定する強化ガラスであるもの
四　ＪＩＳＲ三二一一（二〇一二）に規定する熱線反射ガラス

（熱損失防止性能）
第九十五条　法第百五十六条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第四の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

（開示）
第九十六条　法第百五十八条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。
第九十七条　法第百五十八条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。
第九十八条　法第百五十八条の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによつて他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

（計画の作成及び公表）
第九十九条　法第百五十九条第一項で定める要件は、小売電気事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気が五億キロワット時未満の者であることとする。
第九十九条の二　法第百五十九条第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の年月日及び時刻とする。

（立入検査の身分証明書）
第百条　法第百六十六条第十一項の証明書の様式は、様式第四十一によるものとする。

（光ディスクによる手続）
第百一条　第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書及び第七十八条の計画書、第七十九条の報告書及び第九十条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第四十二の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（光ディスクの構造）
第百二条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）
第百三条　第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の申出書、第七十八条第一項、第二項又は第三項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第三項の規定は適用しない。

2　情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書及び第七十九条の

報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等は、当該報告書等を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主等がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

3　報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（事前の届出等）

第百四条　前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第四十四又は様式第四十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

附　則

1　この省令は、法の施行の日（昭和五十四年十月一日）から施行する。

2　熱管理法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十号）は廃止する。

3　法の施行の日から昭和五十五年八月三十一日までの間に、法第六条第一項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場についての第五条第一号の規定の適用については、同号中「エネルギー管理者を選任すべき事由が発生した日から六月以内に」とあるのは、「昭和五十六年二月二十八日までに」とする。

附　則（昭和五九年三月九日通商産業省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年二月二十一日から適用する。この場合において、昭和五十九年二月二十一日から同年三月八日までの間は、第九条第二項の改正規定中「第四条第二号」とあるのは、「第五条第二号」と読み替えて適用する。

附　則（平成五年七月三〇日通商産業省令第四二号）

この省令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

附　則（平成五年一二月一三日通商産業省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年四月一八日通商産業省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年九月七日通商産業省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年一月二五日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年三月六日通商産業省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年二月二六日通商産業省令第六号）

この省令は、平成九年二月二十六日から施行する。ただし、平成九年五月末日までに提出することとされている報告にあつては、様式第四第五表及び第七表並びに様式第五第五表中「原単位が年平均一％以上改善できなかつた場合その理由」とあるのは「原単位が前年度に比し、悪化した場合その理由」と読み替えるものとする。

附　則（平成九年四月九日通商産業省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一月二五日通商産業省令第三号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四七号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一二月二二日通商産業省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年一一月二〇日通商産業省令第三四九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一三年一二月二八日経済産業省令第二四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年三月二七日経済産業省令第五四号）

この省令は、平成十四年三月二十九日から施行する。

附　則（平成一四年一二月二七日経済産業省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年二月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附　則（平成一五年二月二四日経済産業省令第一四号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附　則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年一〇月六日経済産業省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年三月二九日経済産業省令第一九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される新法第八条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第三条第三号又は第四号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条に定める期間ごとに、当該者に新法第十三条第二項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第十二条各号列記以外の部分中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、「同条第一項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の二第一項第一号」と、同条第一号中「法第十三条第一項第一号」とあるのは「旧法第十条の二第一項第一号」と、「エネルギー管理者」と、同条第二号中「エネルギー管理員を」とあるのは「旧法第十条の二第一項のエネルギー管理員を」と、「法第十三条第二項」とあるのは「同条第二項」と、「エネルギー管理員に」とあるのは「エネルギー管理者に」と読み替えるものとする。

2　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される新法第八条第一項の規定により改正令附則第三条第五号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、新規則第十二条に定める期間ごとに、当該者に新法第十三条第二項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第十二条中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と読み替えるものとする。

第三条　改正法附則第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める者は、次の表の上欄に掲げるエネルギ

ーの使用の合理化の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

燃料及びによる改正前のエネルギーの使用の合理化に熱の関する法律（以下「旧法」という。）第八条使用第一項の規定により熱管理士免状の交付を合の受けていた者をいう。以下同じ。）又は旧熱理化	講習修了者（改正法施行の際現にエネルギー管理員の講習に関する規則の一部を改正する省令（平成十八年経済産業省令第十六号）による改正前のエネルギー管理員の講習に関する規則（以下「旧講習規則」という。）第二条第一号に規定する熱管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。）
電気旧電気管理士（改正法施行の際現に旧法第の使八条第一項の規定により電気管理士免状の用の交付を受けていた者をいう。以下同じ。）又合理は旧電気講習修了者（旧講習規則第二条第化	二号に規定する電気管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。）

第四条　新法第八条第一項に規定する第一種指定事業者（新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者を含む。）が改正法附則第五条の規定により読み替えて適用される新法第十三条第一項の規定により旧熱講習修了者又は旧電気講習修了者のうちからエネルギー管理員を選任する場合における新規則第十二条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「同条第一項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の二第一項第一号」と、同条第一号中「法第十三条第一項第一号」とあるのは「旧法第十条の二第一項第一号」と、同条第二号中「法第十三条第二項」とあるのは「旧法第十条の二第二項」とする。

第五条　改正令附則第五条の規定によりエネルギー管理士（新法第九条第一項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は旧熱管理士及び旧電気管理士を参画させるときは、前年度における原油換算燃料等使用量（改正令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第一項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。）が次の表の第一欄に掲げる区分であって、かつ、前年度における電気の使用量が同表の第二欄に掲げる区分である工場を設置している新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者（新法第八条第一項に規定する第一種指定事業者（以下「第一種指定事業者」という。）を除く。次条において同じ。）が、同表第三欄に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任した場合にあって、かつ、エネルギー管理士のうちからエネルギー管理者を選任していない場合にあっては、同表第四欄に掲げる者又はエネルギー管理士を参画させ、その者に様式第八による書面を提出させなければならない。

三千キロワット以上	三千キロワット未満	旧熱管理士及び旧電気管理士	旧熱講習修了者及び講習修了者（新法第十三条第一項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。） 旧熱講習修了者及び旧電気管理士 講習修了者及び旧電気管理士 旧熱講習修了者及び旧電気講習修了者 旧熱講習修了者及び講習修了者 講習修了者及び旧電気講習修了者 講習修了者のみ
三千キロワット以上満	三千キロワット未満	旧熱管理士及び講習修了者	旧熱講習修了者及び旧電気管理士 講習修了者及び旧電気管理士 旧熱講習修了者及び旧電気管理士 旧熱講習修了者及び旧熱管理士及び旧電気管理士 講習修了者及び旧電気管理士 旧熱講習修了者及び旧熱管理士 講習修了者及び旧電気管理士 旧熱管理士及び講習修了者

第六条　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第八条第一号の規定の適用については、平成十八年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

第七条　第一種指定事業者についての新規則第十一条第一号の規定の適用については、平成十八年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

2　前項の規定は、新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者（以下「第二種特定事業者」という。）に準用する。この場合において、前項中「第十一条第一号」とあるのは、「第二十二条第一項において準用する第十一条第一号」と読み替えるものとする。

第八条　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第十五条第一項の規定の適用については、平成十八年度においては、同項中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十八年九月末日までに」とする。

第九条　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第十七条の規定の適用については、平成十八年度においては、同条中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十八年九月末日までに」とする。

2　前項の規定は、新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者に準用する。この場合において、前項中「第十七条」とあるのは、「第二十二条第一項において準用する第十七条」と読み替えるものとする。

第十条　新規則第十八条第七号（第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十九年三月三十一日までは、適用しない。

第十一条　新法第二十条第一項に規定する登録調査機関についての新規則第二十四条の規定の適用については、平成十八年度においては、同条中「第十八条各号」とあるのは、「第十八条第一号から第六号まで」とする。

第十二条　新法第六十一条第一項に規定する特定荷主（以下「特定荷主」という。）についての新規則第四十五条の規定の適用については、平成十九年度においては、同項中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十九年九月末日までに」とする。

第十三条　特定荷主についての新規則第四十六条の規定の適用については、平成十九年度においては、同条中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十九年九月末日までに」とする。

附　則（平成一八年九月一九日経済産業省令第八八号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附　則（平成一九年一一月二六日経済産業省令第七四号）

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。

附　則（平成二一年三月三一日経済産業省令第二〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第五条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度五月末日」とあるのは、「平成二十二年七月末日」とする。

第三条　特定事業者についての新規則第六条の四第一項第一号の規定の適用については、平成二十二年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

第四条　前二条の規定は新法第十九条第二項に規定する特定連鎖化事業者（以下「特定連鎖化事業者」という。）に準用する。

第五条　特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十五条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。

第六条　特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十七条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。

附　則（平成二一年五月一二日経済産業省令第三〇号）

この省令は、平成二十一年五月十二日から施行する。

附　則（平成二一年七月一日経済産業省令第三九号）

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附　則（平成二二年二月一八日経済産業省令第二号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二二年三月一九日経済産業省令第一一号）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の規定にかかわらず、同令別表第五第四号の下欄については、平成二十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

附　則（平成二五年三月一日経済産業省令第七号）

この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

附　則（平成二五年一一月一日経済産業省令第五六号）

この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

附　則（平成二五年一二月二七日経済産業省令第六六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（第四十八条の改正規定、第四十九条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定に限る。）は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の様式のうち、様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十七年七月末日以後である報告から適用する。

附　則（平成二六年三月三一日経済産業省令第一七号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第九及び第十一特定―第12表6の3の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二六年一一月二八日経済産業省令第六〇号）

この省令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

附　則（平成二七年一月一六日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年五月二二日経済産業省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年三月一日経済産業省令第一二号）

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附　則（平成二八年三月二八日経済産業省令第四一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）別表第三の備考の規定については、平成二十八年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、平成二十七年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

2　新規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

附　則（平成二八年三月三〇日経済産業省令第五六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

附　則（平成二八年五月二七日経済産業省令第七一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十条第三項及び第六十三条第一項の規定による報告のうち、報告期限が平成二十八年七月末日以前である報告については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九、様式第十一及び様式第二十にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則（平成二九年二月二四日経済産業省令第一〇号）

この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。

附　則（平成二九年三月三〇日経済産業省令第二九号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三四号）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

附　則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年一一月二九日経済産業省令第六七号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項及び第七十八条第二項の規定は、平成三十二年三月三十一日までは、適用しない。

附　則（平成三一年三月二九日経済産業省令第二〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（平成三一年四月一二日経済産業省令第四六号）

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附　則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（令和二年三月三一日経済産業省令第二五号）

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（中長期的な計画の提出に関する経過措置）

2　この省令の施行の日前に特定事業者、特定連鎖化事業者若しくは認定管理統括事業者が提出したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第三十八条第一項の規定に基づく報告又はこの省令の施行の日前に登録調査機関が提出した法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項若しくは第八十三条第三項の規定に基づく報告において、この省令による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項第二号に掲げる要件を満たしている場合は、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項の規定にかかわらず、当該報告がされた前年度において同項第二号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

（定期の報告に関する経過措置）

3　様式第九の特定―第六表、特定―第九表及び指定―第八表の改正規定並びに様式第二十一の特定―第六表、特定―第九表及び指定―第八表の改正規定は、令和三年四月一日以後に提出する報告（法第十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十八条第一項の規定に基づく報告並びに法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項の規定に基づく報告をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出する報告については、なお従前の例による。

附　則（令和二年四月二八日経済産業省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年三月三一日経済産業省令第三三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年四月一九日経済産業省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年五月一四日経済産業省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年六月三〇日経済産業省令第五七号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附　則（令和四年三月三一日経済産業省令第二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項及び第十九条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年五月末日以前である届出については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

2　新法第百十三条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年四月末日以前である届出については、新規則様式第二十七にかかわらず、なお従前の例による。

3　新法第七条第四項第二号、第十条第二項第二号及び第十三条第二項第二号の規定による申出のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申出については、新規則様式第二、様式第五及び様式第二十八にかかわらず、なお従前の例による。

4　新法第三十一条第一項及び第二項並びに第百十七条第一項及び第二項の規定による申請等のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申請等については、新規則様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第三十一、様式第三十二及び様式第三十三にかかわらず、なお従前の例による。

5　新規則第三十七条第九号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年七月末日以後である報告から適用する。

6　新規則第八十条第五号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月末日以後である報告から適用する。

7　新法第十六条、第二十八条、第四十条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項の規定による報告のうち、報告期限が令和五年七月末日以前である報告については、新規則様式第九（特定―第7表1―1、2及び3、特定―第12表6の1及び6の4、認定―第5表6の1及び6の4並びに指定―第8表2―1表中（4―2）及び（4―3）の項並びに2―2を除く。）、様式第十九及び様式第二十一（特定―第7表1―1、2及び3、特定―第12表6の1及び6の4、認定―第5表6の1及び6の4並びに指定―第8表2―1表中（4―2）及び（4―3）の項並びに2―2を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

8　新法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項、第八十七条第二項の規定による交付のうち、令和五年七月末日以前に行う交付については、新規則様式第二十にかかわらず、なお従前の例による。

9　新法第百十五条、第百十九条及び第百二十四条の規定による報告のうち、報告期限が令和五年六月末日以前である報告については、新規則様式第三十及び様式第四十にかかわらず、なお従前の例による。

10　新規則第四条、別表第一、別表第二及び別表第三の規定については、令和五年四月一日以後のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、令和四年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

附　則（令和六年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第七十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年三月一五日経済産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

原油　一キロリットル			三十八・三ギガジュール
		うちコンデンセート　一キロリットル	三十四・八ギガジュール
揮発油　一キロリットル			三十三・四ギガジュール
ナフサ　一キロリットル			三十三・三ギガジュール
ジェット燃料油　一キロリットル			三十六・三ギガジュール
灯油　一キロリットル			三十六・五ギガジュール
軽油　一キロリットル			三十八・〇ギガジュール
重油	イ　A重油　一キロリットル		三十八・九ギガジュール
	ロ　B・C重油　一キロリットル		四十一・八ギガジュール
石油アスファルト　一トン			四十・〇ギガジュール
石油コークス　一トン			三十四・一ギガジュール
石油ガス	イ　液化石油ガス（LPG）　一トン		五十・一ギガジュール
	ロ　石油系炭化水素ガス　千立方メートル		四十六・一ギガジュール
可燃性天然ガス	イ　液化天然ガス（LNG）（窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。）　一トン		五十四・七ギガジュール
	ロ　その他可燃性天然ガス　千立方メートル		三十八・四ギガジュール
石炭　一トン	イ　原料炭	（1）　輸入原料炭	二十八・七ギガジュール
		（2）　コークス用原料炭	二十八・九ギガジュール
		（3）　吹込用原料炭	二十八・三ギガジュール
	ロ　一般炭	（1）　輸入一般炭	二十六・一ギガジュール
		（2）　国産一般炭	二十四・二ギガジュール
	ハ　輸入無煙炭		二十七・八ギガジュール
石炭コークス　一トン			二十九・〇ギガジュール
コールタール　一トン			三十七・三ギガジュール
コークス炉ガス　千立方メートル			十八・四ギガジュール
高炉ガス　千立方メートル			三・二三ギガジュール
発電用高炉ガス　千立方メートル			三・四五ギガジュール
転炉ガス　千立方メートル			七・五三ギガジュール
黒液　一トン			十三・六ギガジュール

木材　一トン	十三・二ギガジュール
木質廃材　一トン	十七・一ギガジュール
バイオエタノール　一キロリットル	二十三・四ギガジュール
バイオディーゼル　一キロリットル	三十五・六ギガジュール
バイオガス　千立方メートル	二十一・二ギガジュール
その他バイオマス　一トン	十三・二ギガジュール
ＲＤＦ　一トン	十八・〇ギガジュール
ＲＰＦ　一トン	二十六・九ギガジュール
廃タイヤ　一トン	三十三・二ギガジュール
廃プラスチック　一トン	二十九・三ギガジュール
廃油　一キロリットル	四十・二ギガジュール
廃棄物ガス　千立方メートル	二十一・二ギガジュール
混合廃材　一トン	十七・一ギガジュール
水素　一トン	百四十二ギガジュール
アンモニア　一トン	二十二・五ギガジュール

別表第二（第四条関係）

産業用蒸気	一・一七
産業用以外の蒸気	一・一九
温水	一・一九
冷水	一・一九

備考　この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等から供給された蒸気をいう。

別表第三（第九十三条関係）

一　エアコンディショナー（家庭用エアコンディショナーを除く。）

一　冷房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値

二　暖房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値

三　冷暖房平均エネルギー消費効率は、冷房エネルギー消費効率と暖房エネルギー消費効率との和を二で除して得られる数値

四　通年エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房負荷及び暖房負荷をワット時で表した数値の和を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房消費電力量及び暖房消費電力量をワット時で表した数値の和で除して得られる数値

二　照明器具

一　エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値

二　固有エネルギー消費効率は、以下の数値とする。

（一）　蛍光灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除し、経済産業大臣が定める方法により測定した器具効率の数値を乗じて得られる数値

（二）　エル・イー・ディー・電灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定した定格光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した定格消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値

三　複写機

経済産業大臣が定める方法により測定した一時間当たりの消費電力量をワット時で表した数値

四　電子計算機

一　サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した中央演算処理装置、主記憶装置及び補助記憶装置の性能を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値

二　クライアント型電子計算機（サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。）のエネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

五　磁気ディスク装置

経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、記憶容量をギガバイトで表した数値で除して得られる数値

六　ビデオテープレコーダー

経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値

七　電気冷蔵庫

経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

八　電気冷凍庫

経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

三　号（六）の電気冷蔵庫を除く。）

経済産業大臣が定める方法により測定

九　ストーブ

経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値

十　ガス調理機器

一　こんろ部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値

二　グリル部エネルギー消費効率及びオーブン部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したガス消費量をワット時で表した数値

十一　ガス温水機器

経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値

十二　石油温水機器

経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値

十三　電気便座

経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

十四　自動販売機

経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

十五　変圧器

経済産業大臣が定める方法により測定した全損失をワットで表した数値

十六　デイー・ブイー・ディー・レコーダー

経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

十七　ルーティングした消費電力をワットで表した数値

経済産業大臣が定める方法により測定

十八　スイッチング機器

経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した伝送速度をギガビット毎秒で表した数値で除して得られる数値

十九　複合機

経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

二十　プリンター

経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

二十一　電気温水機器

経済産業大臣が定める方法により測定した熱量をメガジュールで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値を熱量に換算してメガジュールで表した数値で除して得られる数値

二十二　交流電動機

経済産業大臣が定める方法により測定した入力及び全損失をワットで表した数値の差を、経済産業大臣が定める方法により測定した入力をワットで表した数値で除して得られる数値

二十三　電球	経済産業大臣が定める方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
二十四　ショーケース	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

別表第四（第九十五条関係）

一　断熱材	経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値
二　サッシ	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫通率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値
三　複層ガラス	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫流率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値

様式第１（第５条又は第４０条関係）

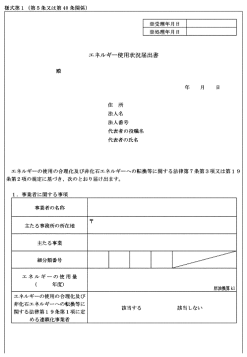

様式第１（第５条又は第４０条関係）

受定機年月日	
登録機年月日	

エネルギー使用状況届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第７条第３項又は第１９条第３項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１．事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギーの使用量（　年度）	原油換算kl
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１９条第１項に定める連携化事業者	該当する　　該当しない

２．エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第６条に定める指定以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称	エネルギーの使用量 （原油換算kl）
	〒		
	〒		
	〒		

３．作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　課	
氏　名	
電　話	
ＦＡＸ	
メールアドレス	
備　考	

備考　１　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字はＩＳＯ－８８５９、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
３　届出書記載の時点をもって無効には記入しないこと。
４　「事業者に関する事項」及び「細分類番号」の欄については、工場等においてのエネルギー使用量の合理化を記入すべき事業者に、連携化事業者にあっては、その投資しているすべての連携化ＩＴ化設備化事業者が行う連携化事業者の加盟者が投資している連携化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合理化を記入すること。
５　エネルギー総量を算出する際、別表第２に規定する換算係数にもとて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定するに適当と認められるものを用いて算出した、当該熱量の情報とする資料を添付すること。
６　「工場等の名称」及び「工場等の所在地」の欄については、エネルギーに関する法律第１９条第１項に定める連携化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
７　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
８　エネルギーの使用量が少数点各に定める数値はその工場等の一覧の記入欄が足りない場合は、別紙に記入し、これを添付すること。
９　既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

様式第２（第７条又は第４２条関係）

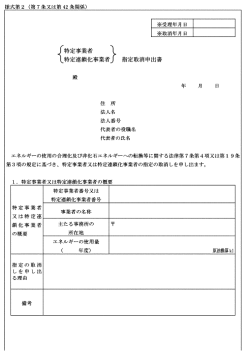

様式第２（第７条又は第４２条関係）

受定機年月日	
登録機年月日	

｛特定事業者／特定連鎖化事業者｝指定取消申出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第７条第４項又は第１９条第３項の規定に基づき、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ます。

１．特定事業者又は特定連鎖化事業者の概要

特定事業者又は特定連鎖化事業者の概要	特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	エネルギーの使用量（　年度）	原油換算kl
指定の取消しをやむを得ないとする理由		
備考		

2．作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　2　文字は白い書き、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請書提出の際等を付した欄には記入しないこと。
　　4　記載者となっている欄については、特定事業者又は特定連鎖化事業者のいずれかを○で囲むこと。
　　5　エネルギーの使用量が欄については、特定事業者にあっては、その設置しているすべての工場等における前年度の使用量の合計値を記入すること。特定連鎖化事業者にあっては、その設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業を行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における最近の1年間におけるエネルギーの使用量の合計値を記入すること。
　　6　「指定年度」も「前年度」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量の欄には第1年度及び第2年度以降のうちいずれかなくなったときは当年度及び当年度の使用量及び量単位にこれらの使用量の換算を記入すること。

様式第３（第８条第５項又は第１３条第３項関係）

様式第3（第8条第5項又は第13条第3項関係）

受理年月日	
受理番号	

｛エネルギー管理統括者／エネルギー管理企画推進者｝ 兼任承認申請書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第8条第5項又は第13条第3項の規定による承認を受けたいので申請します。

1．特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2．兼任させようとする者の氏名等

兼任させようとする者	氏名	
	生年月日	
	勤務地の住所	〒
	エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号	
	既に選任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
	兼任させようとする職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者
兼任の理由		

3．作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	
備考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　2　文字は白い書き、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請書提出の際等を付した欄には記入しないこと。
　　4　記載者となっている欄については、兼任させようとする職名を○で囲むこと。
　　5　兼任させようとする職名の欄については、該当する職名を○で囲むこと。

様式第４（第１２条又は第１５条関係）

様式第4（第12条又は第15条関係）

受理年月日	
受理番号	

｛エネルギー管理統括者／エネルギー管理企画推進者｝ 選任・解任届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第8条第3項、第9条第3項、第21条第3項、第31条第3項、第32条第3項又は第33条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1．特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2．エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職名				
氏名				
選任又は解任の理由				

3．エネルギー管理士講習修了の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職　　名				
氏　　名				
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4．受託所当者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　課	
氏　　名	
電　　話	
F　A　X	
メ　ー　ル　ア　ド　レ　ス	

備　　考	

備考　1　この様式の大きさは、日本産業規格A４とすること。
　　2　文字は楷書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　届出書記載の項目を付した欄には記入しないこと。
　　4　該当事又はこれらに準ずるものについては、番号欄又はこれらの欄名を○で囲むこと。
　　5　3．エネルギー管理士講習修了の氏名等及び5．エネルギー管理士講習修了者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

様式第５（第１６条又は第３４条関係）

様式第５（第 95 条又は第 34 条関係）

申請書年月日	
申請書年月日	

第一種エネルギー管理指定工場等
第一種連鎖にエネルギー管理指定工場等
第一種管理統括エネルギー管理指定工場等
第一種管理関係エネルギー管理指定工場等
第二種エネルギー管理指定工場等
第二種連鎖にエネルギー管理指定工場等
第二種管理統括エネルギー管理指定工場等
第二種管理関係エネルギー管理指定工場等　指定取消申出書

略

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１０条第２項、第１３条第２項、第２５条第２項、第２６条第２項、第２７条第２項、第３７条第２項、第４３条第２項又は第４６条第３項の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖にエネルギー管理指定工場等、第二種連鎖にエネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消しを申し出ます。

1．指定事業者、指定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

指定事業者番号、指定連鎖化事業者番号又は認定統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2．第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖にエネルギー管理指定工場等、第二種連鎖にエネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

工場等の種類	エネルギー管理指定工場等番号						
	名　称						
	所 在 地	〒					
	主たる事業						
	届出番号						
	エネルギーの使用量（　年度）						石油換算トン
指定の取消しを申し出る理由							
備考							

3．作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　課	
氏　　名	
電　　話	
F　A　X	
メ　ー　ル　ア　ド　レ　ス	

備　　考	

備考　1　この様式の大きさは、日本産業規格A４とすること。
　　2　文字は楷書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　届出書記載の項目を付した欄には記入しないこと。
　　4　「主たる事業」及び「連鎖事業者」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
　　5　エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の１年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。
　　6　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が第１条ただし書及びただし書ホ及びヘの政令で定めるとなるおよびなくなったときは当年度及び翌年度の使用量が第１条ただし書ホ及びヘの政令で定めるとなるおよびなくなったときはこれらの使用量の見込量を記入すること。
　　7　「備考」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が第１条ただし書ホ及びヘの政令で定めるとなるおよびなくなったときは当年度及び翌年度の使用量が第１条ただし書ホ及びヘの政令で定めるとなるおよびなくなったときはこれらの使用量の見込量の理由を記入すること。
　　8　「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、指定連鎖事業に記載された番号を記入すること。

様式第６（第１７条第６項又は第２３条第１０項関係）

様式第６（第17条第6項又は第23条第10項関係）

収受標年月日	
収処標年月日	

{エネルギー管理者／エネルギー管理員} 選任届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第１７条第２項から第５項まで又は第２３条第２項から第４項までの規定による届出を受けたいので申請します。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 選任させようとする者の氏名等

選任させようとする者	氏名		
	生年月日		
	勤務地	〒	
	エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号		
	国に選任されている職名		エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
現に選任されている工場等	エネルギー管理指定工場等番号		
	名称		
	所在地	〒	
	主たる事業		
	識別番号		

様式第７（第22条又は第33条関係）

収受標年月日	
収処標年月日	

{エネルギー管理者／エネルギー管理員} 選任・解任届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１条第２項、第１２条第３項、第１４条第２項、第２３条第１項、第２４条第３項、第２５条第２項、第２６条第３項、第３８条第３項、第３９条第３項、第４４条第２項、第４５条第３項又は第４７条第５項の規定に基づき、次のとおり届出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

エネルギーの使用量（　年度）			原油換算kL
選任させようとする者	エネルギー管理指定工場等番号		
	選任させようとする職名		エネルギー管理者 エネルギー管理員
	名称		
	所在地	〒	
	主たる事業		
	識別番号		
エネルギーの使用量（　年度）			原油換算kL

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

備考	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字はＨＢ書き、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入し、訂正書きとなっている箇所については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかを記で訂正すること。
３　「選任させようとする者」及び「選任させようとする職名」については、記入しないこと。
４　「現に選任されている工場等」及び「選任させようとする職名」の欄については、該当する職名を記で訂正すること。
５　「主たる事業」及び「識別番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類コードを数字で記入すること。
６　エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の１年間におけるエネルギーの使用量を記入すること。
７　現に選任されている工場等に支障がない旨の同意書を添付すること。

様式第７（第２２条又は第３３条関係）

2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理統括エネルギー管理指定工場等に関する事項

エネルギー管理指定工場等番号		
区分	1. 第一種エネルギー管理工場	2. 第二種エネルギー管理工場
	3. 第一種連鎖化エネルギー管理工場	4. 第二種連鎖化エネルギー管理工場
	5. 第一種管理統括エネルギー管理工場	6. 第二種管理統括エネルギー管理工場
	7. 第一種管理統括エネルギー管理工場	8. 第二種管理統括エネルギー管理工場
名称		
所在地	〒	
主たる事業		
識別番号		

3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職名				
氏名				
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4．作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏　　名	
電　　話	
F　A　X	
メールアドレス	
備　　考	

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A４とすること。
　　2　文字はわかり易で，インキ，タイプによる印字等により明瞭に記入し，括弧書きとなっている箇所については，エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかをご記載。又，第一種エネルギー管理指定工場等，第二種エネルギー管理指定工場等，第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等，第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等，第一種管理統括エネルギー管理指定工場等，第二種管理統括エネルギー管理指定工場等，第一種管理関係エネルギー管理指定工場等，第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項の区分欄はその表頭に付してある番号をご記載のこと。
　　3　届出書類の余白等を付した欄には記入しないこと。
　　4　「主たる事業」及び「補足説事当」の欄には，当該工場等において行われる事業について，日本標準産業分類の細分類に従い，分類の名称及び番号を記入すること。
　　5　2．第一種エネルギー管理指定工場等，第二種エネルギー管理指定工場等，第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等，第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等，第一種管理統括エネルギー管理指定工場等，第二種管理統括エネルギー管理指定工場等，第一種管理関係エネルギー管理指定工場等，第二種管理関係エネルギー管理指定工場等，3．エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等の記入欄が足りない場合には，別紙に一覧を作成の上，添付すること。

様式第８（第３５条関係）

様式第８（第35条関係）

受受理年月日	
送付理年月日	

中 長 期 計 画 書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人長（実務責任）
法人番号
郵便コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１項及び第２項，第２７条第１項及び第２項又は第３９条第１項及び第２項の規定に基づき，次のとおり提出します。

1．特定事業者，特定連鎖化事業者又は設定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号，特定連鎖化事業者番号又は設定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事業所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
中長期計画書の提出先国の希望	中長期計画書の提出相手国の相違が条件に該当しており，当該条件を満たす限り，開年度以降は下記の計画期間中の計画書計画書の提出先国を □　希望する
計画書（当初）の計画期間	（　　）年度 ～（　　）年度
計画書（非化石転換）の計画期間	（　　）年度 ～（　　）年度　□　計画内容に変更なし

2　エネルギー使用量

3．エネルギー使用量

エネルギー原単位（別表第１）	

4　エネルギーの使用の合理化に関する計画

1．ベンチマーク対象設備におけるエネルギー管理指標

区分	対象「主たる事業」の名称（セクター）	ベンチマーク指標の区分（単位）	対象事業のエネルギー使用量（別表第１）

2．ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み（単位）						
	年度	年度	年度	年度	年度	目標年度 年度	

3．エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画作成部門	関係する工場等	業手段等工了時期	エネルギー使用合理化期待効果（別表第１に対）	ベンチ対象	新規追加
合計				kl		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			kl		
原単位削減期待効果				%		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			%		

4．その他ハネルギーの販売の合理化に関する事項及び参考情報

5．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工程等	理由

Ⅳ　非化石ハネルギーへの転換に関する計画

1．非化石ハネルギーへの転換に関する目標

1－1　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体のハネルギー使用量（原油換算kL）	目標
		年度
総発電量全体における非化石電気の比率		%

1－2　設備目標の設定に関する説明の事項

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のハネルギー使用量（原油換算kL）	設備目標の対象年度	目標
				年度	年度

1－3　その他の目標の状況

指標	指標の範囲全体のハネルギー使用量（原油換算kL）	目標
		年度

2．非化石ハネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工程等	金利負担及び償却費	非化石ハネルギー転換期待効果	目的設定理由	新規設備

3．その他非化石ハネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

4．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工程等	理由

備考　1　この様式の大きさは、日本産業規格A４とすること。
2　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
3　計画書冒頭の欄外を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
4　「の「主たる事業」及び「第○期事業」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
5　第の１・２及び第の１－２の「区分」欄には、ハネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５又は非化石ハネルギーへの転換に関する法第５条第５項に規定する判断の基準（以下「非化石ハネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の区分に規定する区分をそれぞれお記入すること。
6　第の３の「都道府県計画目標」の欄には、ハネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成条例に定める目標がある場合のみ、該当するかを記載すること。
7　第の２の「該当する工程等」の欄には、複数工程等が該当する場合はそれぞれの工程等の名称を記載し、主工程等は冒頭に番号を付け主工程等と記入すること。
8　第の３の「ニネルギー使用合理化関係設備」の欄には、基準年度を省略年度とし、計画完了年度における年間ハネルギー消費量の増減効果を記入すること。
9　第の２の「非化石ハネルギー転換関係設備」の欄には、基準年度を省略年度とし、計画完了年度における非化石ハネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
10　第の４及び第の５には、第の３及び第の４で記載例に記載できないハネルギーの使用の合理化及び非化石ハネルギーへの転換に向けた決断等について記入すること。この欄のみ行記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、第の４において冷暖房設置（ＡＨＵ のハンドチャード冷暖房設備事業者は、当該事業における年間ハネルギーの使用量を記入し、再生可能ハネルギー使用率が 12%未満の者は、当該使用率に応じたハンドチャード冷暖房及びその設定温度を記入すること。
11　第の５及び第の４には、観点ごとに、観点ごとについて箇年度とお絡して記入すること。

様式第９（第３６条関係）

様式第９（第36条関係）

受理年月日	
受理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名（不登録者記）
法人番号
提携コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定一第１表　事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定届出者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無

有の場合

変更前の事業者の名称　：

変更前の事業者の所在地　：〒

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定一第２表　事業者のエネルギーの使用量等

［一］　エネルギーの使用量及び廃熱量エネルギー段階と結果としたエネルギーの総量等

エネルギー種類		単位	数量						他者に供給する熱（蒸気を含む。）のための燃料（工場内の使用量	他者に供給したエネルギーの量	輸入した時点での量			廃棄エネルギー変換を経ずに工場外へ廃棄したエネルギーの量				廃棄エネルギー変換を経て工場外へ廃棄したエネルギーの量	
			当期	前年度比	当期	前年度比	当期	前年度比	当期	当期	当期	前年度比	当期	前年度比	当期	前年度比	当期	前年度比
化石燃料	原油（クランクケース潤滑油を除く。）	kl																
	原油のうちハンドオーバーした分	ｋｌ																
	揮発油	kl																
	ナフサ	kl																
	ジェット燃料油	kl																
	灯油	kl																
	軽油	kl																
	重油	kl																
	潤滑油	kl																
	石油アスファルト	ｔ																
	石油コークス	ｔ																
	可燃性天然ガス	千㎥																
	液化石油ガス	ｔ																
	液化天然ガス	ｔ																
	その他可燃性天然ガス	千㎥																
石炭	無煙炭	ｔ																
	コークス用原料炭	ｔ																
	一般炭	ｔ																
	褐炭	ｔ																
	石炭コークス	ｔ																
	ガスコークス	ｔ																
	コールタール	ｔ																
	粗ベンゾール	ｔ																
	石油系炭化水素ガス	千㎥																
	高炉ガス	千㎥																
	転炉ガス	千㎥																
	石炭系炭化水素ガス	千㎥																
	その他可燃性ガス	千㎥																
廃棄物	廃プラスチック類	ｔ																
	紙くず	ｔ																
	木くず	ｔ																
	繊維くず	ｔ																
	動植物性残さ	ｔ																
	廃油	ｔ																
	廃タイヤ	ｔ																
	汚泥	ｔ																
	廃酸	ｔ																
	廃アルカリ	ｔ																
	廃プラスチック類	ｔ																
	紙くず	ｔ																
	木くず	ｔ																
	繊維くず	ｔ																
	動植物性残さ	ｔ																
	廃油	ｔ																
	廃タイヤ	ｔ																
	汚泥	ｔ																
廃棄物以外のエネルギー	蒸気	GJ																
	電気	GJ																
	温水	GJ																
	冷水	GJ																
	冷気	GJ																
	温風	GJ																
	冷風	GJ																
	圧縮空気	GJ																
	電気	GJ																
	温水	GJ																
	冷水	GJ																
	蒸気	GJ																
	電気	GJ																
	温水	GJ																
	冷水	GJ																

| | | |

2　連携省エネルギー措置の実績

2－1　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

2－3　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	検算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量		
	数値	単位	数値	熱量換算	数値	単位	数値	熱量換算

特定一第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤-1）	非化石燃料の購ひを踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤-1'）	販売した最ちエネルギーの量（原油換算kl） ⑥	購入したエネ付随熱の量（原油換算kl） ⑦	（⑤-1）＋（⑥-1'）－⑦	（⑤-1）の構成割合（%） （⑤-1）÷（⑤-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量を考慮する際に用いる数値 ⑧	エネルギー消費原単位 （⑤-1）×（⑧-1）⑨	前年度のエネルギー消費原単位 （⑩-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （⑨-1）÷（⑩-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （⑨-1）×（⑤-1）÷100
1	工場等に係る事業の名称												（⑨-1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称												（⑨-1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称												（⑨-1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
事業者全体			（⑤-1） （合計）	（⑤-1'） （合計）	⑥ （合計）	⑦ （合計）	（⑤-1） （合計）	100%	⑧ （名称：　） （単位：　）	（⑨-1）	（⑩-1）	（⑨-1）÷（⑩-1）×100 （⑨-1）＋（⑨-2）＋…	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑨-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑨-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤（⑤-1）（⑤'-1）（⑤''-1）は記入不要。
4　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑨-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-1）⑥⑦（⑤'-1）及び事業者全体の（⑤''-1）から（⑤''-1）まで記入すること。
5　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（⑤-1'）」は、（⑤-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤-2）	非化石燃料の購ひを踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤-2'）	販売した最ちエネルギーの量（原油換算kl） ⑥	購入した付随熱の量（原油換算kl） ⑦	（⑤-2）＋（⑥-2'）－⑦	（⑤-2）の構成割合（%） （⑤-2）÷（⑤-2'）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量を考慮する際に用いる数値 ⑧	エネルギー消費原単位 （⑤-2）×（⑧-2）⑨	前年度のエネルギー消費原単位 （⑩-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （⑨-2）×（⑩-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （⑨-2）×（⑤-2）÷100
1	工場等に係る事業の名称												（⑨-2）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称												（⑨-2）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称												（⑨-2）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
事業者全体			（⑤-2） （合計）	（⑤-2'） （合計）	⑥ （合計）	⑦ （合計）	（⑤-2） （合計）	100%	⑧ （名称：　） （単位：　）	（⑨-2）	（⑩-2）	（⑨-2）×（⑩-2）／（⑤-2）×100 （⑨-2）×（⑤-2）÷100 （⑨-2）＋（⑨-2）＋（⑨-2）＋…	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
　　2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
　　3　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑧-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑫-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤（⑥-2）⑩(⑪-2）⑫(⑬-2）は記入不要。
　　4　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑧-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑥-2）⑨⑩'(⑪-2）及び事業者全体の（⑤-2）から（⑬-2）まで記入すること。
　　5　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（⑥-2'１）」は、(⑥-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類			事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
				エネルギーの使用量（原油換算kl） (⑥-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (⑥'-1')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） ⑦	購入した未利用熱の量（原油換算kl） ⑧'	(⑥'-1)+(⑦'-1)-⑧-⑧'	(⑥'-1) の構成割合（%） (⑨'-1) × (⑥'-1) / (⑥'-1) × 100	当産物量又は単位純床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑨	電気需要最適化評価原単位 (⑩'-1)÷(⑨'-1)⑩	前年度の電気需要最適化評価原単位 (⑩'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (⑩'-1)÷(⑩'-1)/ (⑩'-1)×100	電気需要最適化評価原単位の寄与度（%） (⑩'-1)×(⑨'-1)/100
1	工場等に係る事業の名称													(1)'-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称													(2)'-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称													(3)'-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
事業者全体				(5)-1)<（合計）	(6)'-1')<（合計）	(7)<（合計）	(8)'<（合計）	(9)'-1)<（合計）	100%	(9)	(10)'-1)	(11)'-1)	(10)'-1) ÷ (10)'-1) × 100	(12)'-1) = (1)'-1) × (2)'-1) × (3)'-1) × …
										（名称：　） （単位：　）				

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定一第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
　　2　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑩'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑫'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤（⑥'-1）⑨(⑩'-1）⑪(⑫'-1）は記入不要。
　　3　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑩'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑥-1）(⑥'-1')⑧ ⑧'(⑨'-1）及び事業者全体の（⑤-1）から（⑬'-1）まで記入すること。
　　4　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（⑥'-1'１）」は、(⑥-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗し、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類			事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
				エネルギーの使用量（原油換算kl） (⑥-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (⑥'-2')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） ⑦	購入した未利用熱の量（原油換算kl） ⑧'	(⑥'-2)+(⑦'-2')-⑧-⑧'	(⑥'-2) の構成割合（%） (⑨'-2) × (⑥'-2) / (⑥'-2) × 100	当産物量又は単位純床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑨	電気需要最適化評価原単位 (⑩'-2) × (⑨'-2) ⑩	前年度の電気需要最適化評価原単位 (⑩'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (⑩'-2)÷(⑩'-2)/ (⑩'-2)×100	電気需要最適化評価原単位の寄与度（%） (⑩'-2)×(⑨'-2)/100
1	工場等に係る事業の名称													(1)'-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称													(2)'-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称													(3)'-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
事業者全体				(5)-2)<（合計）	(5)'-2')<（合計）	(7)<（合計）	(8)'<（合計）	(9)'-2)<（合計）	100%	(9)	(10)'-2)	(11)'-2)	(10)'-2) ÷ (10)'-2) / (10)'-2) × 100	(12)'-2) = (1)'-2) × (2)'-2) × (3)'-2) × …
										（名称：　） （単位：　）				

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定一第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
2　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑥'-2）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑦'-2）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑧'（⑧'-2）（⑧'-3）（⑨'-2）は記入不要。
3　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑥'-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-2）（⑤'-2）⑧（⑧'-2）及び事業者全体の（⑤-2）から（⑨'-2）まで記入すること。
4　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（⑥'-2'）」は、（⑤-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定一第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	３年度間平均対前年度比
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		①-1	②-1	③-1	④-1	
連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		①-2	②-2	③-2	④-2	

備考　特定一第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から、事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（①-1）、（①-2）を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

電気の利用量の区分②	ア		イ（夜間）		ウ（昼間）		エ（時間帯別）	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	３年度間平均対前年度比
電気需要最適化評価原単位							
対前年度比（%）		⑤'-1	⑥'-1	⑦'-1	⑧'-1		
連携者エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位							
対前年度比（%）		⑤'-2	⑥'-2	⑦'-2	⑧'-2		

備考　特定一第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（⑤'-1）、（⑤'-2）を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の種類における当該のエネルギー消費量（原油換算ｋｌ）	非化石電気の使用状況					目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
非化石電気の使用の状況（%）※		%	%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象の区分変更	指標	指標の種類における当該のエネルギー消費量（原油換算ｋｌ）	指標の状況					定量目標の目安	目標	
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の種類における当該のエネルギー消費量（原油換算ｋｌ）	指標の状況					目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の原油に当たり、特徴となる措置

備考　１　３－１、３－２及び３－３では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
２　３－１、３－２及び３－３の欄においては、以下に示すエネルギー種等について施設した指標を記載すること。
①　他者に移送する熱・電気を発生させるために使用したた石燃料及び非化石燃料を分別分子から問題。
②　「基礎付け原単位」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法によって施設した指標を導入する。
③　特定第３表１－４に記載した設備等の稼働熱量エネルギー使用量を分子に加算すること。
３　「ｉ」、「ｊ」、「ｋ」「ｌ」「ｍ」「ｎ」「ｏ」「ｐ」「ｑ」「ｒ」「ｓ」「ｔ」「ｕ」「ｖ」「ｗ」「ｘ」「ｙ」「ｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚｚ」「ｚｚｚ」「ｚ

様式一第七表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（※2ケタ）	対象事業のエネルギー消費量（原油換算kl）	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	備考	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度	年度		

備考　1　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の総原単位に規定する区分のいずれかを記入すること。
2　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、特定荷主が提出した中長期計画書に記載した、当社ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
3　「備考」の欄には、以下の計算式で計算されるものを代入すること。
（前年度　－　(2)　－　(3)）／(2)　－　(4)
ただし、(2)は本報告の事業対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、(3)は本報告の報告対象年度のベンチマークの値、(4)は目標年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

様式一第七表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1－1　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、目指しとなる情報

備考　1　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第８　備考に規定する補正値より補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる補正値計算式を記入すること。
2　序列製造業（４Ａ）のベンチマーク指標算出事業者は、当該事業における特主可能エネルギーの使用率及び不明エネルギーの種類を記入し、特主可能エネルギー使用率が「０％未満の者」は、当該使用率に「０％」と記入すること。
3　特主可能エネルギー使用率は、当社ベンチマーク指標の算出に当たり用いた総値及（判断基準の別表第８　備考４に規定する総値をいう。）エネルギー消費量及び総排出総量を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー排出総量（判断基準の別表第８　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー排出総量」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び排出総量を記入すること。

1－2　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	力率発電量との年間発電比率（%）
火力による火力発電		
可燃性天然ガス及び動力ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの（発電効率）と（火力発電量に占める発電量比率）を記入すること。

設備の名称	
熱回収ごとの温水等量（石炭灰等、汚泥焼却等量、廃熱蒸気発生（ＨＲＳＧ）、石炭灰回収装置（バイオマス含む））	
設備ごとの石炭火力エネルギー量（ＴＪ/ｈｒ）	
設備ごとの石炭以外のエネルギーを用いて（石炭ではない）燃焼された量（ＴＪ）	
設備ごとの石炭エネルギー量（ＴＪ）	
設備に投入した燃料のエネルギー量（ＴＪ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（ＴＪ）	
設備に投入した廃ＰＶ等のエネルギー量（ＴＪ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（ＴＪ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、廃棄物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備について投入した燃料、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱回収装置の熱生産量について当社として採用した基等を記入すること。

3　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して未研究実施した施策に関し、参考となる情報

様式一第七表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1　エネルギー管理方法の適正化に関する事項	
1－1　組織及び体制	
(1) 組織の整備 設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する協力体（中長期的な目標を定め、以下「目標管理」という。）を定めること。 協力体には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための措置の実施、実施状況管理に対する方針を定めること。	□ 確立している □ 確立していない □ 定めている □ 一部定めている □ 一部定めていない □ 定めていない
(2) 管理体制の整備 設置しているすべての工場等について、全体として管理統括の権限のあるエネルギーの使用の合理化担当者の管理体制を整備すること。	□ 整備している □ 一部整備している □ 整備していない □ 整備をする予定年度（　　年度）
(3) 担当者等の配置等 ①「管理士免許を有する者」（以下「エネルギー管理統括者」という。）を選任し、「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない
2　エネルギー管理統括者の役割 ア．設置しているすべての工場等における当社のエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーの使用の合理化に関する目標の設定、当該目標を達成するための措置の実施及び当該エネルギーの使用の合理化に関する目標の達成状況の管理を行うこと。 イ．エネルギー管理者に対し、エネルギー管理者がエネルギー管理員に対し指示命令を発令を行うこと。（当該指示を受け取ったエネルギー管理員の当該指示に関する目標の達成状況の管理を行うこと。 ウ．エネルギー管理者がエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を聴きエネルギー管理員に対する指示を行う上で、当該目標を達成するための措置の実施状況の管理を行うこと。 エ．エネルギー管理員の選任及び解任に関する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を決定すること。 オ．エネルギー管理者の選任に関する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を決定すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
3　エネルギー管理員の業務遂行義務 ア．エネルギー管理者は第２エネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通が円滑に行われるように工夫すること。 イ．エネルギー管理員は、エネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通が円滑に行われるように工夫すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
4　エネルギー管理者の業務遂行義務 ア．当社は、エネルギー管理者がエネルギー管理員の指示を適切に行うことができるように、エネルギー管理員の業務遂行に関する方針を定めること。 イ．当社は、エネルギー管理者がエネルギー管理員の指示を適切に行うことができるように、エネルギー管理員の業務遂行に関する方針を定めること。 ウ．ア．のエネルギー管理を遂行した工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
1－2　資金・人材の確保 ・エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
1－3　記録・中長期・報告 ・当社の工場等における工場等における全事業に関係する部門が現場を巡るとともに、工場等における・エネルギーの使用の合理化に関する調査を行うこと。	□ 実施している □ 実施していない
1－4　設備管理・運転管理の適正化 熱量管理を始めとするエネルギーの使用を不合理な状況とならないよう、適切な設備管理・運転管理を実施すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
1－5　設備投資の推進等 ・当社は、エネルギーの使用の合理化を図るために必要な設備・人材を確保すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
1－6　工場等の新設・増設・改造・修繕・更新・廃棄等の際の配慮 (1)設備の新設等を行う場合、当該設備の使用方法を定期的に検討し、必要に応じて変更すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
1－7　工場等の廃止・休止の配慮 (1)設備の新設等を行う場合、当該設備の使用方法を定期的に検討し、必要に応じて変更すること。 (2)(3)(4)の設備の廃止、(5)管理体制の整備、(6)担当者等の配置等、(7)設備の新設等の際の配慮事項、(8)設備の新設等の際の環境負荷低減、(9)エネルギーの使用の合理化に関する情報の収集及び分析、更新及び保守を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない

1－8
1－8　工場等毎に、設備別ごとの温室効果ガス排出抑制等
(1) 設備の稼働状況や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない □ 整備をする予定年度（　　年度）
(3) エネルギー消費量のたえず収集の推移や海外状況を、量を細目等をつけて整理・分析し調査を始めること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(4) 最新の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の適切な実施すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先することもとに、その値から・体重に基づき同程度の規模などに照らすこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(6) 当社の設備管理においては、無駄な開放及び停止は多くエネルギー損失等を考慮しおよそ・エネルギー使用の適正に努めること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
2　エネルギーの使用の合理化の計画及び目標値に係り設ける設置	
(SDGs)の活用状況	□ 設定されている □ 設定されていない（設定する予定年度（　　年度）） □ 検討していない

別記一第９表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要

３　非化石エネルギーの転換に関する事項

措置の概要

４　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で提出に係わる中長期計画書の第４の２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

５　非化石エネルギーの転換に関する中長期計画記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で提出に係わる中長期計画書の第４の２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

６　新設した発電効率設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量（kW）	
燃料種ごとの基本情報（三相特殊、汎用単相変換、信熱連携成分（%）、送電利用割合）（バイオマス燃料のみ記入）	
設計効率（発電端・HHV）（%）	
設備に用いられた電気のエネルギー量（TJ/年）	
設備の用いられた熱のエネルギーのうち熱として送電された量（J）	
設備に投入するエネルギー量（J）：	
設備に投入する非化石エネルギー量（J）：	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量（J）：	
発電効率設備の新設に当たっての措置の適性に関する配慮事項	

備考　１　電気事業法第２条第１項第１４号に定める発電事業の用に供する発電等用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、廃棄に設置したものは除く。

２　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に設定する項目を記入すること。

３　「設計効率」の欄には、新設時に設定する定格効率発電効率を記入すること。

４　バイオマス燃料若しくは副生物を主の原と設備する場合又はバイオマス燃料を有以上内の化燃料と混焼する場合かつ、「送電利用」の欄にはバイオマス燃料又は副生物が付与されたお電等化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、熱欄内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を同時に使用する場合かつ、「送電利用」の欄にはバイオマス燃料及び副生物のうちに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、熱欄内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。

５　「設備に用いられた電気のエネルギー量」は設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として送出された量「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する非化石のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に用いて用いた測値に想定する年間の量を記入すること。

７　バイオマス混焼等を行う発電用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

発電設備種別																	
設備の名称																	
設備を設置した工場等の名称																	
設備を設置した工場等の所在地	〒																
運転開始年月日																	
設備容量（kW）																	
設計効率（発電端・HHV）（%）																	
燃料種ごとの基本情報（三相特殊、汎用単相変換、信熱連携成分（%）、送電利用割合）（バイオマス燃料のみ記入）																	
設備に用いられた電気のエネルギー量（TJ/年）																	
設備に用いられた熱のエネルギーのうち熱として送出された量（J）																	
設備に投入するエネルギー量（J）：																	
設備に投入する非化石エネルギー量（J）：																	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量（J）：																	
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均値
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均値
発電効率設備の新設に当たっての措置の適性に関する配慮事項													

備考　１　電気事業法第２条第１項第１４号に定める発電事業の用に供する発電等用設備であって、次に掲げるものについては本様式に転写記入すること。ただし、廃棄に設置したものは除く。

（１）バイオマス燃料を混焼し、平成２８年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

（２）バイオマス燃料又は副生物を主の原と設備し、平成３１年度以降に発電等用設備の新設に当たって届出をしたもの

２　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第６の様式一第６表第６の「設計効率」の欄又は様式第３の様式一第８表第６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。

３　「設備に用いられた電気のエネルギー量」「設備に用いられた熱のエネルギーのうち熱として送出された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した非化石のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

４　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第１４号に定める発電事業の用に供する発電等用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成２８年度以降に運転開始したもの（１２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。

５　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

別記一第１１表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

報告の指定区分（特定区分又は指定区分に○を記入）	エネルギー管理指定工場等の名称	工場等の住所	工場等の所在地	日本標準産業分類に基づく主業種名	工場等に係る事業の内容
第　種（特定区分又は指定区分を記入）			〒		
第　種（特定区分又は指定区分を記入）			〒		
第　種（特定区分又は指定区分を記入）			〒		
第　種（特定区分又は指定区分を記入）			〒		

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一覧１表から第１０表までに定められた事項を報告すること。

２　様式１の報告の際には、別記一第１表から第１０表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「特定エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が全体を五万キロリットル（原油換算）以上の工場等」と読み替え、

３　様式１の報告の際には、別記一第１表の「エネルギー管理指定工場等名」及び「エネルギー管理番号（法）」の欄中「大字・町丁目」の欄は記入不要。

特定一第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度（　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
				温室効果ガス算定排出量等の算定に当たって発生するものを除く二酸化炭素	温室効果ガス算定排出量等の算定に当たって発生する二酸化炭素
事業者全体	当たる事業	細分類番号		t－CO_2	t－CO_2
		当該事業を特定する名称			
		細類又は連合等			
1	工場等に係る事業の名称	細分類番号		t－CO_2	t－CO_2
		当該事業を特定する名称			
2	工場等に係る事業の名称	細分類番号		t－CO_2	t－CO_2
		当該事業を特定する名称			
3	工場等に係る事業の名称	細分類番号		t－CO_2	t－CO_2
		当該事業を特定する名称			

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
２　番号１から３までの欄には、事業分類ごとに分けた温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごとにする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、欄の追加を行うこと。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く。）ものを別掲すること。
（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く。）
（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものに限る。）を記載すること。
６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第１０表の４の１及び４の２を記入すること。なお、第９１（１２）に掲げる場合が含まれる場合は、本表に加えて特定一第１０表の４の３及び４の４を記入すること。必要事項を記載すること。
７　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定一第１２表の１の２に必要事項を記載すること。
８　特定連鎖化学事業者にあっては、連鎖又は特定等の欄に当該連鎖化学事業に係る特定の連鎖、連鎖その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	当たる事業	細分類番号		t－CO_2
		当該事業を特定する名称		
1	工場等に係る事業の名称	細分類番号		t－CO_2
		当該事業を特定する名称		
2	工場等に係る事業の名称	細分類番号		t－CO_2
		当該事業を特定する名称		
3	工場等に係る事業の名称	細分類番号		t－CO_2
		当該事業を特定する名称		

備考　１　番号１から３までの欄には、事業分類ごとに分けた排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごとにする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、欄の追加を行うこと。
２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/MWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/MWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　温室ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧12表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧12表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧12表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電気・熱生産排出削減量の量

種　別	合　計　量
1．	t－CO_2
2．	t－CO_2
3．	t－CO_2
4．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電気・熱生産排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定一覧12表の6の2及び6の3及び6の4に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定一覧12表の6の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定一覧12表の6の5に、本欄に記載した非化石電気・熱生産排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット等の名称	取消し日又は移転日	取消し量又は移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化又は移転ごとに記載すること。
4　クレジット等の名称等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する名称を、クレジットプロテクションシステム（環境省ホームページ参照）の「クレジット等」で一つなることとなる記載すること。
5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　特別に表示する場、移転元は自の欄で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を保存すること。

6の3　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素排出量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素排出量	算定に用いた温室効果ガス算定排出量に占めるグリーンエネルギー二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
2　グリーンエネルギー二酸化炭素排出量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素排出削減量認証制度において認証された量を記載すること。
3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

様式4　海外認証排出削減量に係る報告

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO_2
		t-CO_2
		t-CO_2
		t-CO_2
合　計　量		t-CO_2

備考　1　本表は，海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　第32条第7項海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には，表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には，無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（国連記号，ホスト国の国内登録簿の口座番号，プロジェクト番号，プログラム番号，クレジット期間番号，クレジット発行年及び排出削減年を示す，アルファベット，記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には，排出量調整等無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について，事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

様式5　非化石電源・脱炭素燃料等量に係る報告

種　別	非化石証書の量	全国平均排出係数	換　算　率	電気事業者から小売供給された電気の販売に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	MWh	t-CO_2/MWh		t-CO_2

備考　1　本表は第15条の証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均排出係数及び換算率の欄には，毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　電気事業者から小売供給された電気の種別に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には，他人から譲受けた電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4　第32条に当たり非化石証書の種別が二以上になる場合には，表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について，特定課税者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7　種別排出の保護に係る請求及び開始の報告の有無

種別排出の保護に係る請求の有無（該当するものにＯをすること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものにＯをすること）	1．有 2．無

備考　1　本欄当の規格認証行政庁の規定に基づき法律第78条1項の認証に係るものである場合は，欄「1．有」にＯをすること。
2　同法第32条第1項の規定による開始の報告がある場合は欄「1．有」にＯをすること。
3　本表の「1．有」に該当する場合は，規格認証行政庁の規定に基づく公示に基づく命令にかける書類を本製作に添付すること。

認定一覧様式　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において，エネルギーの使用量が令和2年第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1．認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人番号(英語表記)	法人番号	郵便コード

2．管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人番号(英語表記)	法人番号	郵便コード

認定一覧様式　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	
特定識別番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
親会社番号	

親会社番号との事業者の系統及び特定組織についての変更の有無　　有・無

有の場合

変更前の事業者の名称　：

変更前の事業者の郵便番　〒

備考　「主たる事業」及び「親会社番号」の欄には，行っている事業について，日本標準産業分類の細分類に従い，分類の名称及び番号を記入すること。

認定一覧2表　事業者のエネルギーの使用数等

1－1　エネルギーの使用量及び排熱及びエネルギー回収を除くエネルギー回収を除くエネルギーの使用数等

エネルギー種類	単位	使用量						他人に引き渡した量		他人から入熱したエネルギー量		他人に引き渡した量		他人から入熱したエネルギー量	
		当初	終値	当初	終値	当初	終値	当初	終値	当初	終値	当初	終値	当初	終値
燃料	固体（コンデンサーを除く）	kl													
	固体のうちコンデンサー（PCB）	t													
	液体燃料	kl													
	ガス体	kg													
	ジェット燃料油	kl													
	石油	kl													
	軽油	kl													
	灯油	kl													
	重油	kl													
	原油及び粗油	kl													
	石油	t													
	アスファルト	t													
燃料以外	石油コークス	t													
	石油以外のガス（CO）（石油系燃料を除く）	Nm³													
	石油以外のガス（CO）	t													
	ナフサ類（燃料を除く）	Nm³													
電気	購入電気	kWh													
	コージェネ電気	kWh													
	自己発電電気	kWh													
熱	購入（蒸気）	GJ													
	回収（蒸気）	GJ													
	購入熱媒体	t													
	冷水コージェネ	t													
	ボイラエール	t													
	コージェネ蒸気	Nm³													
	高炉ガス	Nm³													

化石	石炭系炭ガス	kg																	
	重油ガス	kg																	
	重油ガス	kg																	
	〃	kg																	
	小計	kg																	
非化石	燃料	-																	
	木材	-																	
	木質燃料	-																	
	バイオエタノール	kg																	
	バイオディーゼル	kg																	
	バイオガス	kg																	
	その他	-																	
	バイオマス	-																	
非化石	材	-																	
	廃材	-																	
	廃アイス	-																	
	廃プラスチック	-																	
	廃油	kg																	
	廃棄物ガス	kg																	
	合成燃料																		
	水素	-																	
	アンモニア	-																	
	〃	kg																	
	〃	kg																	
	小計	kg																	
熱	蒸気利用	kg																	
	うち	kg																	
	再生可	kg																	
	冷暖房以外の	kg																	
	暖房																		
	うち	kg																	
	再生可	kg																	
	温水	kg																	
	うち	kg																	
	再生可	kg																	
	冷水	kg																	
	うち	kg																	
	再生可	kg																	
	〃	kg																	
	〃	kg																	

熱	〃	うち	kg																
		再生可	kg																
	地熱		kg																
	温泉熱		kg																
	太陽熱		kg																
	雪氷熱		kg																
	〃	kg																	
	〃	kg																	
	小計	kg																	
電気	電気系統		kWh																
	電気系統		kWh																
	うち再生可		kWh																
	〃		kWh																
	〃		kWh																
	〃

1－4　証書別による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の区分	クレジット特定番号等	無償化及び譲渡日又は移転日	非化石エネルギー量
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh

備考　1　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　証書等は、無償化又は譲渡日又は移転日ごとに記載すること。
4　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
5　クレジット特定番号等の欄には、無償化及び譲渡又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットアックスのキャッシュ関係番号とキャッシュ名了番号を「－」でつなぐことによって記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
6　無償化及び譲渡日又は移転日の欄には、無償化及び譲渡日が一つ月付又は月単位以上で記載された場合の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
7　非化石エネルギー量は小数、換算端数の処理に留意すること。
8　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無償化及び譲渡又は移転を行ったことを確認できる資料を保存すること。

1－5　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び単位当別に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ 熱 □ 電気	ｉ．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	ii．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	iii．	GJ・kWh	kl	%

2　連携者エネルギー推進の実績

2－1　連携者エネルギー推進に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　連携者エネルギー推進に関して処理したことによる省エネルギー使用量の算出の方法

2－3　連携者エネルギー推進に関して処理したことによるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携者エネルギー推進に係る実際のエネルギー使用量		連携者エネルギー推進に係る換算係数		連携者エネルギー推進に関して処理したことによるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量換算	数値	単位	数値	熱量換算

認定一覧５表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

電気の熱回収分（第2号に該当するものに■マス）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に要する事業内容
第　種（第2号の管理対象に限）			〒					
第　種（第2号の管理対象に限）			〒					
第　種（第2号の管理対象に限）			〒					

認定一覧６表　電気のエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が次第６表に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号					工場等に要する事業内容	エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）
	〒							
	〒							
	〒							

備考　1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一覧１表から５表（非支で）に定められた様式を作成すること。
2　前年度の数値に、指定一覧１表から５表（非支で）の「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、管理関係エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が次第６表に定める数値以上の工場等」とみなす。
3　備考１の箇所の数には、別記一覧１表から「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理指定工場等の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定一覧６表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

提出年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って二酸化炭素	
				電気熱の調達によりその使用を伴う燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	電気熱の調達によりその使用を伴う燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
	事業者名称	主たる事業			
		細分類番号		t－CO₂	t－CO₂
		当該事業を担当する部署名			
		担当者名			
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号 当該事業を担当する部署名			t－CO₂	t－CO₂
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号 当該事業を担当する部署名			t－CO₂	t－CO₂
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号 当該事業を担当する部署名			t－CO₂	t－CO₂

備考　1　横書様式の欄には、当該年度を記入すること。
2　番号１から３までの欄には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごとにする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、別の様式を作ること。
3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
4　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、電気熱の調達によりその使用を伴う燃料の使用に伴って発生するものを除く欄には、次に掲げる場合（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の計算量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
6　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用

に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定一覧3表の4の1及び4の2に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一覧3表の4の3及び4の4に、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一覧3表の4の5及び4の6に、必要事項を記載すること。

7　本欄当に係る事業者が、電気事業の用に供する電気又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定一覧3表の2に必要事項を記載すること。

8　特定連鎖化事業者にあっては、同燃又は連令等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の連鎖、商号その他の表示について記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定事業者に係る燃料の使用に伴って排ちする二酸化炭素の温室効果ガス排出量

番号	事業分類							エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
	事業者主体	上たる事業						t－CO_2
		識別整番号						
		当該事業を可営する大臣						
1	上場等に係る事業の名称	認定整理番号						t－CO_2
	当該事業を所管する大臣							
2	上場等に係る事業の名称	認定整理番号						t－CO_2
	当該事業を所管する大臣							
3	上場等に係る事業の名称	認定整理番号						t－CO_2
	当該事業を所管する大臣							

備考　1　番号1のからまでの欄には、事業分類ごとに分けた排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごとをする。また、事業分類の4分類以上になる場合には、項の追加をすること。

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／MWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／MWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について簡潔に記載すること。

2　温室ガスの低減に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一覧5表のの4の1及び4のの2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一覧5表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一覧5表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素排出削減相当量の量

種　別	合　計　量
1．.	t－CO_2
2．.	t－CO_2
3．.	t－CO_2
4．.	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び国連政策大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素排出削減相当量の合計量を記載すること。排出削減量の種別ごとの合計量を記載するに当たっては、国内認証排出削減量については、認定一覧5表のの1から4までに掲げる区分ごとに合計量を記載すること。また、認定一覧5表のの5のように、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定一覧5表のの6のように、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素排出削減相当量に係る情報を記載するとともに、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素排出削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化又は移転ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのニュット国始番号とニュット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5　無効化日又は移転日の欄には、排出取引機関等が当該年行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　無効化量は、t単位で、移転量は、t単位で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
2　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（国連登録、ホスト国登録コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのニュット国始番号、クレジットブロックのニュット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行期間、クレジット発行年及び期末国始番号を分けて、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出取引機関等が当該年行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、取引排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5　非化石電源二酸化炭素排出削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者からの供給を受けた電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	tMWh	t－CO_2/MWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数及び補正率の欄には、地球温暖化対策及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、等記簿写書の写しを作成できる資料を添付すること。

7　地球温暖化の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものにこをすること）	1．有 2．無	その他の情報提供の提供の有無（該当するものにこをすること）	1．有 2．無

備考　1　本別字の保護に係る請求の有無に関する欄及び情報提供等の有無に関する欄の字に「1．有」にこをすること。
2　同法第22条1項の規定による情報の提供がある場合には欄「1．有」にこをすること。
3　表の「1．有」に該当する場合には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本書面に添付すること。

様式－第１表　ニ エネルギー管理指定工場等、連鎖化ニ エネルギー管理指定工場等、管理統括ニ エネルギー管理指定工場等又は管理関係ニ エネルギー管理指定工場等届出書

様式－第１表　ニ エネルギー管理指定工場等、連鎖化ニ エネルギー管理指定工場等、管理統括ニ エネルギー管理指定工場等又は管理関係ニ エネルギー管理指定工場等の名称等

ニ エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
届出種番号	
ニ エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 ニ エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

様式－第３表　事業者のニ エネルギーの使用量等

（１－１　ニ エネルギー管理指定工場等、連鎖化ニ エネルギー管理指定工場等、管理統括ニ エネルギー管理指定工場等又は管理関係ニ エネルギー管理指定工場等のニ エネルギーの使用量等

ニ エネルギー種類		単位	使用量		使用量（燃料（再掲）を除く電気を含まない）を用いて発熱した熱等		他者に譲ったエネルギー量		譲（ニ）した当該発熱の量	
			数量	熱量（ニ）	数量	熱量（ニ）	数量	熱量（ニ）	数量	熱量（ニ）
化石燃料	揮発油（ハイオクを含む。）[1]	kL								
	揮発油（ハイブリッドを含む。）[2]	kL								
	灯油	kL								
	軽油	kL								
	ジェット燃料油	kL								
	A重油	kL								
	重油	kL								
	B・C重油	kL								
	石油アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	液化石油ガス（LPG）	t								
	石油系炭化水素ガス	Nm^3								
	液化天然ガス（LNG）	t								
	石（天）油系熱源（冷水・温水）	MJ								
石炭	輸入原料炭	t								
	コークス用原料炭	t								
	国内炭	t								
	輸入一般炭	t								
	国産一般炭	t								
	輸入無煙炭	t								
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	Nm^3								
	都市ガス	Nm^3								
	特殊目的ガス	Nm^3								
	電力（ガス事業用を除く。）[1]	kWh								
	電力（ガス事業用を除く。）[2]	kWh								
	小計	GJ								
石油代替燃料	潤滑油	t								
	合成油	t								
	石油系炭化水素	t								
	バイオエタノール	t								
	バイオディーゼル	kL								
	バイオガス	Nm^3								
	その他バイオマス	t								
	廃材	t								
	廃油	t								
	廃ゴム	t								
	廃プラスチック	t								
	廃紙	t								
	廃動植物油	Nm^3								
	廃食用油	t								
	木材	t								
	チャコール	t								
熱	1	GJ								
	2	GJ								
	小計	GJ								
他人から買ったエネルギー	蒸気用燃料	GJ								
	うち原油	GJ								
	蒸気以外の熱源	GJ								
	うち原油	GJ								
	温水	GJ								
	うち原油	GJ								
	冷水	GJ								

ニ エネルギー種類		単位	使用量		使用量（燃料（再掲）を除く電気を含まない）を用いて発熱した熱等		他者に譲ったエネルギー量		譲（ニ）した当該発熱の量	
			数量	熱量（ニ）	数量	熱量（ニ）	数量	熱量（ニ）	数量	熱量（ニ）
他人から買ったエネルギー	1	GJ								
	うち原油	GJ								
	2	GJ								
	うち原油	GJ								
	蒸気	GJ								
	温水熱	GJ								
	冷水熱	GJ								
	電気熱	GJ								
	1	GJ								
	1	GJ								
	小計	GJ								
	うち原油分	GJ								
電気	電気事業者	Gcal								
	うち原油分	Gcal								
	ガスコージェネ（高圧に限る。）	Gcal								
	ガスコージェネ（高圧に限る。）	Gcal								
	高圧に限る。）[1]	Gcal								
	太陽光発電	Gcal								
	太陽光発電	Gcal								
	風力発電	Gcal								
	風力発電	Gcal								
	1	Gcal								
	うち原油分	Gcal								
	他の電源からの電力	Gcal								
	他の電源からの電力	Gcal								
	うち原油分	Gcal								

燃料用	重油	千kL								
	灯油	千kL								
	軽油	千kL								
	揮発油	千kL								
	石油ガス	千kL								
	石炭	千kL								
	石炭コークス	千kL								
	天然ガス	千kL								
	都市ガス	千kL								
	蒸気	千GJ								
	温水	千GJ								
	冷水	千GJ								
電気	電気	千kWh								
合計		千kL								
合計（エネルギー使用量）		千kL								
温室効果ガス排出量		千t-CO2								
熱換算原単位										
二酸化炭素換算原単位										
総合原単位（%）										

備考 1 電気に熱回す之熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自己使用する熱・電気を発生のために使用する化石燃料及び非化石燃料を含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 B1・欄に記入する熱換算原単位は、電気の量1千キロワット時を熱量6.04ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱換算原単位は小数欄には切れないこと。

1－2 電気原単位換算された電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度	
			実績値	
			数値	原単位換算GJ
夜間	4月	千kWh		
	5月	千kWh		
	6月	千kWh		
	7月	千kWh		
	8月	千kWh		
	9月	千kWh		
	10月	千kWh		
	11月	千kWh		
	12月	千kWh		
	1月	千kWh		
	2月	千kWh		
	3月	千kWh		
内訳の内容	深夜帯時間帯	千kWh		
	朝夕の厳しい時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		
	合計	千kWh		

備考 1 事業者単位で日別・時間帯別のいずれかいずれかを選択して記入すること。なお、時間帯別による場合の際は、30分毎以上の分単位で計測した電気の使用量について、自己制御時間帯、夜間時間帯、朝夕の厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算L欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気原単位換算又は時間帯別電気原単位換算を考慮した値を記入すること。

1－3 電気の原単位換算に資する熱量を実施した日数

電気の原単位換算に資する熱量を実施した日数	日

備考 1日に数回日別の対比を行った場合にも、「1日」として解釈を行うこと。

1－4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び単位石油当量に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		第一電気供給事業者から購入した熱・電気における原単位換算
□ 熱 □ 電気	1.	GJ・kWh	kL	%
□ 熱 □ 電気	2.	GJ・kWh	kL	%
□ 熱 □ 電気	3.	GJ・kWh	kL	%

指定一第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は学術研究エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する工場又は事業の概要、稼働状況及び設置、改造又は廃止の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は廃止の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーの使用の合理化に関する設備				

指定一第4表 エネルギーの使用量と使用の原単位をもつ値

	年度	対前年増減（%）
生産量又は事務従業員数その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（単位）		

指定一第5表 エネルギー消費原単位、電気原単位換算原単位原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1．エネルギー消費原単位

		年度	対前年増減（%）
原単位	エネルギー使用量（原油換算kL）／生産量（　　） 石油換算又は換算値を用いた値のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（換算基準を明記）		

備考 分子（石油の単位を標準）に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める値と密接な関係をもつ値を記入すること。

2．電気原単位換算評価原単位

	年度	対前年増減（%）
電気原単位換算評価原単位	電気使用量換算値（千kWh）／生産量（　　） 電気使用量換算値は、自己発電分を含めた全体の電気使用量とする。	

3．非化石エネルギーの使用状況

		年度
非化石電気の使用状況	購入電力のうち非化石電気（千kWh）／総電力使用量（千kWh）	%

備考 以下に示すエネルギー種毎について数量を記載すること。

①他者に譲渡する熱・電気を除き自己のために使用した石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「購入付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定一第6表 電気主任技術者のエネルギー消費原単位、電気原単位換算評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の一覧表作成

1．エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均対年比変化
エネルギー消費原単位						
対前年増減（%）	甲	乙	丙	丁	戊	

2．電気原単位換算評価原単位

			□：有効　□：対象外			
電気原単位換算評価原単位	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均対年比変化
対前年増減（%）	甲'	乙'	丙'	丁'	戊'	

3．非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%	%

指定一第７表　エネルギー消費原単位、電気原単位過比評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）のいずれかに該当する場合、説明記載すること。

２　過去５年度間の電気原単位過比評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気原単位過比評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）のいずれかに該当する場合、説明記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であって有ち事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況

（省令第５条第１項第１号関係）

区分	細分区分	事務所関係	事務所以外関係	非生産工場	非生産工場以外
一	共通事項	管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
二	ボイラー設備	ボイラー設備、蒸気設備の管理	ボイラー設備、蒸気設備の管理 当該ボイラ設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー設備、蒸気設備の管理 当該ボイラ設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー設備、蒸気設備の管理 当該ボイラ設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
二－２	太陽光発電設備			太陽光発電設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
三	蒸気設備、冷熱設備、熱設備	冷熱設備、熱設備の管理	冷熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷熱設備、熱設備、蒸気設備の管理 当該冷熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷熱設備、熱設備、蒸気設備の管理 当該冷熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
四	空調設備	空調設備の管理	空調設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空調設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空調設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
五	冷凍設備	冷凍設備の管理	冷凍設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷凍設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷凍設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
六	電気設備、照明設備	電気設備の管理			電気設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
七	自動機械	自動機械の管理	自動機械に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	自動機械の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	自動機械の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
八	管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
ＥＭＳ				当工場ＥＭＳ構築・運用に当たっての課題 □ ＥＭＳを活用している □ ＥＭＳを活用していない	
九－１	プラスチック加工機、ゴム加工機、ＴＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務	電動式射出機、ニーズ・ルーティン業務の管理	電動式射出機、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電動式射出機、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該電動式射出機に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電動式射出機、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該電動式射出機に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
九－２	太陽光発電設備			太陽光発電設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
十	熱設備、冷熱設備、熱設備	冷熱設備の管理			冷熱設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
十一	空調設備	空調設備の管理	空調設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空調設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空調設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
十二	冷凍設備	冷凍設備の管理	冷凍設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷凍設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷凍設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
十三	電気設備、照明設備	電気設備の管理			電気設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
十四	自動機械	自動機械の管理	自動機械に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	自動機械の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	自動機械の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
十五	管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（６）	管理標準の設定状況で、「一部設定済」、「管理標準の設定状況」で「一部実施している」、「実施していない」のいずれかを選択				当該項目について □ 中小企業者及び特定事業者である □ 該当項目（　%）に

２－１　工場等（有ち事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（省令第５条第１項第２号関係）

区分	細分区分	非鉄金属関係	非鉄以外関係	生産工場	非生産工場以外
一－１	鋳造工程、金属熱処理工程、めっき工程	鋳造工程、金属熱処理工程、めっき工程の管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	鋳造工程、金属熱処理工程、めっき工程の管理 当該鋳造工程に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	鋳造工程、金属熱処理工程、めっき工程の管理 当該鋳造工程に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	鋳造工程、金属熱処理工程、めっき工程の管理 当該鋳造工程に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
一－２	太陽光発電設備			太陽光発電設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
二－１	加熱工程、冷却工程、乾燥工程、蒸発工程、ろ過工程、蒸留工程、ガス工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務	加熱工程、冷却工程、乾燥工程、蒸発工程、ろ過工程、蒸留工程、ガス工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理	加熱工程、冷却工程、乾燥工程、蒸発工程、ろ過工程、蒸留工程、ガス工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	加熱工程、冷却工程、乾燥工程、蒸発工程、ろ過工程、蒸留工程、ガス工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該加熱工程、冷却工程、乾燥工程、蒸発工程、ろ過工程、蒸留工程、ガス工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	加熱工程、冷却工程、乾燥工程、蒸発工程、ろ過工程、蒸留工程、ガス工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該加熱工程、冷却工程、乾燥工程、蒸発工程、ろ過工程、蒸留工程、ガス工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
二－２	太陽光発電設備			太陽光発電設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
三－１	成形工程、機械工程、組立工程、検査工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務	成形工程、機械工程、組立工程、検査工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理	成形工程、機械工程、組立工程、検査工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	成形工程、機械工程、組立工程、検査工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該成形工程、機械工程、組立工程、検査工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	成形工程、機械工程、組立工程、検査工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該成形工程、機械工程、組立工程、検査工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
三－２	太陽光発電設備			太陽光発電設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
四	表面処理工程、塗装工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務	表面処理工程、塗装工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理	表面処理工程、塗装工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	表面処理工程、塗装工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該表面処理工程、塗装工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	表面処理工程、塗装工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務の管理 当該表面処理工程、塗装工程、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ＶＯＣ排出施設、ニーズ・ルーティン業務に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
五－１	電気設備、照明設備	電気設備の管理			電気設備の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
五－２	自動機械	自動機械の管理	自動機械に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	自動機械の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	自動機械の管理の状況 □ 実施している □ 実施していない 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 管理標準に定めている項目の設定状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（６）	管理標準の設定状況で、「一部設定済」、「管理標準の設定状況」で「一部実施している」、「実施していない」のいずれかを選択				当該項目について □ 中小企業者及び特定事業者である □ 該当項目（　%）に

[1-2] 熱に関するエネルギー 熱の蓄積量	常温蓄熱の設計成果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	常温蓄熱の最小設備に関する設計成果 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	常温蓄熱の最大設備の寸法に関する設計成果 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	常温蓄熱の常温蓄熱量（下記の値） 設計値：　　MWh 実績値：　　MWh 実績値の算出方法：蓄熱装置の熱量・容量、物質温度、物質流量、熱交換器の熱量・容量、熱伝達係数、熱伝達面積等を用いて算出している
[1-3] 電動モーター 回転数	電動モーター回転数の管理・高効率化に向けた取組 常温蓄熱の設計成果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている 高効率化 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	電動モーター回転数に関する設計成果 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている インバータ・モーター □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている 高効率化 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	電動モーター回転数の最大値に関する設計成果 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている インバータ・モーター □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている 高効率化 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	電動モーター回転数の常温蓄熱量（下記の値） 設計値：　　MWh 実績値：　　MWh 実績値の算出方法：蓄熱装置の熱量・容量、物質温度、物質流量、熱交換器の熱量・容量、熱伝達係数、熱伝達面積等を用いて算出している
[1-4] 電動モーター トルク・ハンドル・開閉	電動モーターの動力・開閉・高効率化 常温蓄熱の設計成果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている インバータ・モーター □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている 高効率化 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	インバータ・モーター動力・開閉に関する設計成果 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	インバータ・モーター動力・開閉に関する最大値の設計成果 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	インバータ・モーター動力・開閉の常温蓄熱量（下記の値） 設計値：　　MWh 実績値：　　MWh 実績値の算出方法：蓄熱装置の熱量・容量、物質温度、物質流量、熱交換器の熱量・容量、熱伝達係数、熱伝達面積等を用いて算出している
[1-5] 調理、洗浄、殺菌用にエネルギーが一次利用される場合		熱の有効に使うエネルギーの利用方法 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切	熱の有効に使うエネルギーの最大値の設計成果 不適切な設備に対する管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切	熱の有効に使うエネルギーの常温蓄熱量（下記の値） 設計値：　　MWh 実績値：　　MWh 実績値の算出方法：蓄熱装置の熱量・容量、物質温度、物質流量、熱交換器の熱量・容量、熱伝達係数、熱伝達面積等を用いて算出している
		常温蓄熱に対するエネルギーの利用の管理要件 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	常温蓄熱に対するエネルギーの管理要件の設定の結果 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 不適切 常温蓄熱に対する管理の結果 □ 適切に行っている □ 一部適切に行っている □ 不適切に行っている	
[1-6] 電気の使用・利用一次利用される場合 [1-6-1] 電動ファン・電動ポンプ・電動コンプレッサ・電気冷凍・電気冷蔵・電気冷凍・電気冷蔵・電気冷蔵・電気冷蔵

指定一第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く。）燃焼法炭素	t－CO_2
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
（２）他人から譲られた電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（３）他人から譲られた熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第１０表の３の２に従って、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第１０表の３の３に従って、必要事項を記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　本表中に掲ぐる工場等が、ともに事業としてガス電気事業の用に供する発電所又はともに事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）。

３の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千㎥		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/MWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から譲られた熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第１０表の３の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第１０表の３の３に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第１０表の３の３に記載すること。

５　種別毎温室効果に係る読み及び算定値の種別の名称

種別毎温室効果に係る読み及び算定値の種別の名称（該当するものにのをすること）	１．年 ２．期	その他の関連情報の種別の名称（該当するものにのをすること）	１．年 ２．期

備考　１　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の総年度におけるエネルギーの使用量が、エネルギーの種類ごとに設定年度での使用及び熱量換算した値を記入すること。
２　同法第２５条１項の規定によるエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る定期の報告書の提出があった書面は「１．有」にしるすこと。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

１　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
３　報告書提出年月日は、「交付年月日　編加」「処理年月」欄又は欄の上部に記入すること。
４　特定一第１表の特定事業者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付与された番号を記入すること。
５　特定一第２表１－１の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖事業者（「連鎖化連鎖事業者」「管理統括事業者」「管理関係事業者」をいう。）にあっては当該連鎖事業者が設置している全ての工場等（当該管理統括事業者の特定連鎖事業者にあっては、当該管理統括事業者が設置している全ての工場等）、当該管理関係事業者にあっては、当該管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者の特定連鎖事業者にあっては、当該管理関係事業者が当該管理関係連鎖事業の特定連鎖事業者である場合にあっては、当該管理関係事業者が当該管理関係連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者の特定連鎖事業者にあっては、当該管理関係事業者が当該管理関係連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の総年度におけるエネルギーの使用量及び熱量換算エネルギーの使用に関して報告することとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに総年度での使用及び熱量換算した値を記入すること。
６　指定一第２表１－１には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の総年度におけるエネルギーの使用量と、エネルギーの種類ごとに総年度での使用及び熱量換算した値を記入すること。
７　特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、空欄することができる。
８　特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の他欄とした種生エネルギーの欄の欄には、エネルギーの種類ごとに設定したエネルギーを記入すること。
９　特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の欄入したお同様の欄の欄には、熱の種類ごとに種入したエネルギーを記入すること。
１０　特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の「その他の燃料」の「都市ガス」のアの欄には、製造所ガス等の燃料の種類を（１．内に記入し、その使用量を記入すること。電取の種類を記入するときは、別に書面を添付で記入すること。
１１　販売した電気の量は、特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の「自家発電」の「販売した給与ニネルギーの量」の欄に記入すること。
１２　特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の「自家発電」の販売した給与ニネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット・時を熱量８６ＭＪ（メガジュール）として換算した値又は当該電気を発生するために使用した燃料の熱熱量に換算した値を用いること。
１３　特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の（）を付けて記入するものについては、必要に応じ、括弧を付（ｙｙ－ｍ，ｍ（ｙ／ｍ）－ｍ）の代えて記入することができる。
１４　特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１のエネルギーの使用量の合計と異なりがある場合には、エネルギーとエネルギーの生じた値生物の時者を加算すること を省しない。なお、この欄、加算エネルギーとエネルギーの種類ごとの量を特定一第２表１－１及び指定一第２表１－１の下に注記すること。
１５　特定一第２表１－１、特定一第４表、特定一第６表、指定一第２表、指定一第４表、指定一第６表及び指定一第８表の上段の欄は、当該年度を記入すること。また、表の「対前年度比」の欄には、前年度に報告した定期報告書において記載した値（指定一第４表及び指定一第６表については、前年度第１段目として当年度値の算定に使用した算式による算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 \ (\%)$$

１６　特定一第３表の欄及び指定一第４表の欄の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接に関係をもつ値」には、当産量、生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接に関係をもつ値を記載し、その数及び単位を（：）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通し同一のものとし、当年度以前に報告をした報告には、原数としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したことに場合の主たる製品の生産量を合計した量を工場全体の生産量として記載することができる。

17　特定一第主表記型定一第主表の「原単位」とは、単位当産業等生たりのエネルギー消費量をいう。

18　特定一第主表主一1、1－2における事業者の各体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等のためのは、以下のとおりとする（経携者エネルギー節電と携まえる場合、「－1」を「－2」と読み替えるものとする。）

（1）特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び特定者が設置する当該連鎖化事業に係るとなりの工場等又は設定管理機関事業者が設置する全ての工場等及び特定関係事業者が設置する全ての工場等を、以本燃料事業分類番号（4桁）ごとに集計し、それぞれの合計量（以下「燃料量」という。）を求めの場合は同一で決ーこと事業の内容に異なる場合ごとに、事業の内容ごと整理することができる。

（2）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（以下「ごとの値」という。）を求めること。

（3）ごとのそれぞれの事業で同じ単位に、若しくは共通の尺に換算可能であり、事業者全体の原単位（以下「ごとの原単位」という。）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（以下「全体の原単位」という。）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Q－1）
②対応の燃料の種類を異なるエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Q－1'）
③販売したあるエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量
④購入したエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量
⑤（Q－1）－量－量'・・・（E－1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ｅ
⑦事業分類ごとの（E－1）及び総を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（E－1）、（E－1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（E－1）＝（E－1）／Ｅが求められる。

⑧（E－1）と同年度の原単位（E－1）の比・・・（E－1）

（4）ごの事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（E－1）が算出困難な場合に、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（E－1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Q－1）
②対応の燃料の種類を異なるエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Q－1'）
③販売したあるエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量
④購入したエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量'
⑤（Q－1）－量－量'・・・（E－1）
⑥事業分類ごとの（Q－1）の値の、事業者全体の（Q－1）に対する構成割合（%）・・・（D－1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ｅ
⑧エネルギー消費原単位・・・（E－1）÷（D－1）×Ｅ
⑨同年度のエネルギー消費原単位・・・（E－1）
⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の同年度比（%）・・・（E－1）
⑪事業分類ごとのエネルギー消費原単位の同年度比（%）を（D－1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の同年度比を求める。（E－1）＝（E－1）×（D－1）×・・・

19　特定一第主表主－1、2－2における事業者の各体又は事業分類ごとの電気の原単位の最適化に資する機器を評価し、エネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）を求めるのは、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び特定関係事業者が設置する当該連鎖化事業に係るとなりの工場等の事業分類、ＨＣＦＣ冷の構成割合（D－1）、事業ごとの当該電気は機器化事業に係るとなりの工場等の事業分類、ＨＣＦＣ冷の構成割合（D－1）、事業ごとの当該電気は機器化事業に係るとなりの工場等のエネルギーの使用量と原単位を評価（E）について、特定一第主表主における算出と同とする。

（1）ごのそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の尺に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（E－1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（E－1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Q－1）
②電気需要最適化及び冷房化標準の値と全体とエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Q－1'）

③販売したあるエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量
④購入したエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量'
⑤（Q－1）－量－量'・・・（E－1）
⑥事業分類ごとの（E－1）及び総を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（E－1）、（E－1）を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（E－1）＝（E－1）／Ｅが求められる。

⑦（E－1）と同年度の原単位（E－1）の比・・・（E－1）

（2）ごの事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（E－1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（E－1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Q－1）
②電気需要最適化及び冷房化標準の値と全体とエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Q－1'）

③販売したあるエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量
④購入したエネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・量'
⑤（Q－1）－量－量'・・・（E－1）
⑥事業分類ごとの（Q－1）の値の、事業者全体の（Q－1）に対する構成割合（%）・・・（D－1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ｅ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・（E－1）÷Ｅ
⑨事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の同年度比（%）・・・（E－1）
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の同年度比（%）を（D－1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の同年度比を求める。（E－1）＝（E－1）×（D－1）×・・・

20　特定一第４表及び特定一第６表の１２の欄には、当該年度を含む直近３年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式に２年度に上昇度に上昇を記入すること。なお、特定一第５表主及び２において事業者全体の原単位（E－1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（E－1）が算出困難であるこの場合、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（E－1）及び（E－1）を記入すること。

また、連携エネルギー節電を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携者エネルギー節電全体」に、「エネルギー消費原単位」、「電気需要最適化評価原単位」、及び「連携者エネルギー節電を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式に２年度に上昇度に上昇を記入すること。なお、特定一第５表主及び２において事業者全体の原単位（E－1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（E－1）が算出困難であり、かつ、連携者エネルギー節電を実施している場合は、「連携者エネルギー節電全体」に、「エネルギー消費原単位」、「電気需要最適化評価原単位」、並びに「対前年度比」に（E－1）及び（E－1）を記入すること。

21　特定一第４表及び特定一第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携者エネルギー節電を実施したエネルギー消費原単位及び連携者エネルギー節電を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗こに新の４期をかけて求めること。

（1）エネルギー消費原単位又は連携者エネルギー節電を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（E－1）×（E－1）×（E－1）×（E－1）$^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（E－1）×（E－1）×（E－1）$^{1/4}$（%）

（2）電気需要最適化評価原単位又は連携者エネルギー節電を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（E－1）×（E－1）×（E－1）×（E－1）$^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（E－1）×E－1）×E－1）$^{1/4}$（%）

22　特定一第５表主、特定は（「ロ」の欄は、が（「イ」の欄は、２年間にならる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

23　特定一第６表主、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の直近及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

24　特定一第７表主、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

25　特定一第９表主、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

26　特定一第10表主、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び特定者が設置する当該連鎖化事業に係るとなりの工場等又は設定管理機関事業者が設置する全ての工場等及び特定関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理機関エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理機関エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等を全て記入すること。指定区分の変更があった場合は、「指定区分の変更が過去２年以内」の■印を付すこと。

27　特定一第11表主、第一種エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理機関エネルギー管理指定工場等及び関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が合算を集計した場合に指定の要件に該当するものに限定した工場等を全て記入すること。

28　特定一第12表主及び特定一第13表の記入に当たっては、特定一第12表主特定一第13表主に定められた様式熱量を換算すること。

29　特定一第２表の「産業用以外の電気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に掲げる換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された石油燃料及び炭化水素系の水素熱量を算定するに当たって基礎に認められるものを使用した場合は、当該換算の根拠となる資料を添付すること。

30　特定一第２表の「産業用」記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された保安単熱量を特定一第２表欄外に記入すること。

31　特定一第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量のＸ割を網羅するよう記入すること。

32　特定一第４表は、等ら単位外とで他これに関する用途に供する工場等（区第５条第１項第１号）に該当する場合は、それぞれの工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合はごとに、以下の「原単位」を記入すること。なお、特定一第５表主及び２において、「原単位」の欄は、当該原単位の欄に記入すること。また、該当しない項目については、当該原単位の欄全体に斜線を引くこと。

33　特定表において連携者エネルギー節電を選ぶとと使用者が報告を行っていい場合は、連携者エネルギー節電を使ったと使用者を記載した指定者を定期的報告書の事項等をして提出することができれ代えることと。

34　認定一第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定一第１表、第10表、第11表、第12表、第13表に掲げるそれぞれに新聞すること。

様式第１０（第４４条第１項関係）

様式第10（第44条第１項関係）

受理年月日	
処理年月日	

認定管理機関事業者に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
出入名
出入番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
出入名
出入番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

1．認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となるべき機関

（1）認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる本拠所の所在地	〒
主たる事業	
御分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（2）管理関係事業者となるべき

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる事業所の所在地	
主たる事業	
御分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

2．認定管理統括事業者となるべき管理関係事業者となるべき者の関係

3．エネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理の概要

4．認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となるべき者が設置している全ての工場等のエネルギーの使用量の合計量

（　　年度）

単位：キロリットル

5．エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第4条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	認定関係事業者の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒		
	〒		
	〒		

6．その他

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　文字はわく書き、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　所定書式等の余白を十分に確保し、欄外には記入しないこと。
　　4　「主たる事業」及び「御分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

○認定管理統括事業者となるべき者と管理関係事業者となるべき者の関係を説明する書類　【別添1】

○エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理が行われていることを説明する書類【別添2】

様式第11（第44条第3項関係）

様式第11（第44条第3項関係）

認定管理統括事業者に係る不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第12（第45条関係）

様式第12（第45条関係）

認定管理統括事業者に係る認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定管理統括事業者については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第31条第2項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　法第31条第2項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第13（第47条関係）

様式第13（第47条関係）

受受理年月日	
受地理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第５０条第１項の規定に基づき、下記の事柄について認定を受けたいので申請します。

1．連携省エネルギー計画を実施する者の概要

（1）代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理機構総事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
御分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（2）共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理機構総事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
御分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

2．連携省エネルギー計画の目標

3．連携省エネルギー計画の内容

（チェック欄）

連携省エネルギー計画の実施にあたり、他の関連法に抵触する内容は含みません。	

4．連携省エネルギー計画の実施場所及び実施期間

実施場所	
実施期間	

※計画の実施の每機後12箇期を記載すること。

5．連携省エネルギー計画に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

6．連携省エネルギー計画を実施するために必要な設備の概況及びその調達方法

（1）設備調達計画

年度	実施者	設備項目	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

（2）支援措置の内容

連携省エネルギー計画の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1．有り（　　） 2．無し

7．その他

備考　1　この用紙のたきては、日本産業規格A４とする。
　　2　文字はかい書で、インキ、ボールペンとする印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請書別添の番号付けと整理は記入しないこと。
　　4　「主たる事業」及び「御分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
　　5　複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

○連携省エネルギー計画の概念図　　【別添１】

様式第14（第48条第2項関係）

様式第14（第48条第2項関係）

連携省エネルギー計画の不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙のたきては、日本産業規格A４とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第15（第49条第1項関係）

様式第15（第49条第1項関係）

申受理年月日	
申処理年月日	

連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた連携省エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

１．変更事項の内容

２．変更時期

３．変更理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　文字ははっきりと、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
３　申請書記載の番号を付し、記載には記入しないこと。
４　複数の連携省エネルギー計画について変更の認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

様式第16（第49条第4項関係）

様式第16（第49条第4項関係）

認定連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで変更認定申請のあった連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第17（第50条第2項関係）

様式第17（第50条第2項関係）

申受理年月日	
申処理年月日	

連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第３１条第２項の規定に基づき、届け出ます。

記

１．変更事項

２．変更事項の内容

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第１８（第５１条関係）

様式第18（第51条関係）

認定連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第５１条第３項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第１９（第５２条関係）

様式第19（第52条関係）

提受理年月日	
提指摘年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第５３条の規定に基づき、次のとおり報告します。

第１表　事業者の名称等

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
設立登録年	
担当者の職名・氏名・郵便番・連絡先	職名 氏名 郵便番　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

備考　「主たる事業」及び「設立登録年」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

取り表　事業者のエネルギーの使用量等

連携省エネルギー計画を通じたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度													
		連携省エネルギー計画を通じた取組				連携なしの場合				取組として連携エネルギーの一部			他人に渡された分の量		
		連携なしの場合のエネルギー使用量				連携なしのエネルギー使用量				原単位が基準を下回ったことにより他人に渡された分					
		数量	熱量(J)	排出量	原単位	数量	熱量(J)	排出量	原単位	数量	熱量(J)	排出量	数量	熱量(J)	排出量
燃料	重油（ハンドボールペン型）（ｌ）	ｌ													
	重油（ミリペンタイプ（ハンドル型））（ｌ）	ｌ													
	灯油（ｌ）	ｌ													
	ナフサ（ｌ）	ｌ													
	ジェット燃料油（ｌ）	ｌ													
	石炭（ｋｇ）	ｋｇ													
	電力（ｋＷｈ）	ｋＷｈ													
	天然ガス（Ｎｍ³）	Ｎｍ³													
	ガス（ＭＪ）	ＭＪ													
	ガス（ｋｇ）	ｋｇ													
	石油ガス（ｌ）	ｌ													
	石油コークス（ｋｇ）	ｋｇ													
非化石エネルギー	太陽光発電（ｋＷｈ）	ｋＷｈ													
	太陽熱利用（ＭＪ）	ＭＪ													
	風力発電（ｋＷｈ）	ｋＷｈ													
	中小水力発電（ｋＷｈ）	ｋＷｈ													
	地熱発電（ｋＷｈ）	ｋＷｈ													
	地熱利用（ＭＪ）	ＭＪ													
	バイオマス発電（ｋＷｈ）	ｋＷｈ													
	バイオマス熱利用（ＭＪ）	ＭＪ													
	輸入石炭（ｋｇ）	ｋｇ													
	輸入コークス（ｋｇ）	ｋｇ													
	輸入石油製品（ｌ）	ｌ													
	輸入ガス（ｋｇ）	ｋｇ													
	輸入ガス（Ｎｍ³）	Ｎｍ³													
	輸入熱量（ＭＪ）	ＭＪ													
	石炭コークス（ｋｇ）	ｋｇ													
	ガソリン（ｌ）	ｌ													
	ガーソリン（ｌ）	ｌ													
	ガーソリンタイプ（ｌ）	ｌ													
	他のガス（Ｎｍ³）	Ｎｍ³													

化石燃料	有機溶剤ガス	ｔ-ｃ													
	電力ガス	ｔ-ｃ													
	都市ガス	ｔ-ｃ													
	ＬＰＧ	ｔ-ｃ													
	小計	ｔ-ｃ													
非化石燃料	廃材	ｔ													
	木材	ｔ													
	木質燃料	ｔ													
	バイオエタノール	ｋｌ													
	バイオディーゼル	ｋｌ													
	バイオガス	ｔ-ｃ													
	ちの絞りかすガス	ｔ													
	糊化	ｔ													
	糊化	ｔ													
	糊のイモ	ｔ													
	糊フラフ	ｔ													
	廃棄	ｔ-ｃ													
	廃棄物ガス	ｔ-ｃ													
	廃油燃料	ｔ													
	石炭	ｔ													
	ブレーキ	ｔ													
その他	（　　）	ｔ-ｃ													
	（　　）	ｔ-ｃ													
	小計	ｔ-ｃ													
電気の使用に伴う排出	通常使用電力	ｔ-ｃ													
	うち非化石	ｔ-ｃ													
	通電電力のロス	ｔ-ｃ													
	うち非化石	ｔ-ｃ													
	熱ロス	ｔ-ｃ													
	うち非化石	ｔ-ｃ													
	消耗ロス	ｔ-ｃ													
	うち非化石	ｔ-ｃ													

電気の使用に伴う排出	電力	（　　）	ｔ-ｃ												
		うち非化石	ｔ-ｃ												
	蒸気		ｔ-ｃ												
	冷温熱		ｔ-ｃ												
	圧縮熱		ｔ-ｃ												
	燃料	（　　）	ｔ-ｃ												
		（　　）	ｔ-ｃ												
	小計		ｔ-ｃ												
	うち非化石		ｔ-ｃ												
電気の使用に伴う排出以外の排出	電気事業者の排出	電気事業者	ｔ-ｃｏ₂												
		うち非化石	ｔ-ｃｏ₂												
	燃料の使用に伴う排出	ガソリン（自動車）	ｔ-ｃｏ₂												
		軽油（自動車）	ｔ-ｃｏ₂												
		灯油（自動車）	ｔ-ｃｏ₂												
		重油（自動車）	ｔ-ｃｏ₂												
		灯油（ボイラー）	ｔ-ｃｏ₂												
		重油（ボイラー）	ｔ-ｃｏ₂												
		（　　）	ｔ-ｃｏ₂												
		（　　）	ｔ-ｃｏ₂												
		うち非化石	ｔ-ｃｏ₂												
		重ＣＯＤ非排出	ｔ-ｃｏ₂												
	廃棄物	一般廃棄物	ｔ-ｃｏ₂												
			ｔ												
		焼却	ｔ-ｃｏ₂												
			ｔ												
		埋め立て	ｔ-ｃｏ₂												
			ｔ												

電気の使用に伴う排出以外の排出	廃棄物	産業廃棄物	焼却	ｔ-ｃｏ₂											
				ｔ											
			埋め立て	ｔ-ｃｏ₂											
				ｔ											
			焼却	ｔ-ｃｏ₂											
				ｔ											
			埋め立て	ｔ-ｃｏ₂											
				ｔ											
		小計		ｔ-ｃｏ₂											
		うち非化石		ｔ-ｃｏ₂											
		重ＣＯＤ非排出		ｔ-ｃｏ₂											
総計				ｔ-ｃｏ₂											
		うち非化石		ｔ-ｃｏ₂											
原油換算				ｋｌ											
		うち非化石		ｋｌ											
原料炭換算				ｔ											
炭素排出量				ｔ-ｃ											

備考　１．他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自己使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料を含めた全体のエネルギー総括欄の内数とすること。
２．他工場に送入する熱蒸気換算値は、電気の換算１キロワットアワー時を熱量８.６４ギガジュールとして換算し記入すること。また、この熱蒸気換算は小計欄には含めないこと。

２．連携ボーネルギー段階の実績

２－１．連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２．連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３．連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置による換算係数		連携ボーネルギー措置に関して算定したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	換算ｔ-ｃ	数値	単位	数値	換算ｔ-ｃ

第３表　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の分類									
		非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を加えたエネルギーの使用量（原油換算kl）（㉑）	販売した熱エネルギーの量（原油換算kl）㉒	購入した熱利用熱の量（原油換算kl）㉓'	㉑−㉒−㉓'	㉑の構成割合（%）㉔=㉑/㉑×100	当該事業又は設備単位毎のエネルギーの使用量を原油に換算するもの値㉕	エネルギー消費原単位㉖=㉕/㉑	前年度のエネルギー消費原単位㉗	エネルギー消費原単位の対前年度比（%）㉘=㉖/㉗×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%）㉙=㉔×(㉘−100)/100
1	工場等に係る事業の名称										①
	細分類番号						（石油　　） （ほか　　）				
2	工場等に係る事業の名称										②
	細分類番号						（石油　　） （ほか　　）				
3	工場等に係る事業の名称										③
	細分類番号						（石油　　） （ほか　　）				
事業者全体		㉑（合計）	㉒'（合計）	㉓'（合計）	㉑（合計）	100%	㉕ （石油　　） （ほか　　）	㉖	㉗	㉘=㉖/㉗×100 （㉙）＝ ①+②+③+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉘）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㉙）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉑、㉖、㉗、㉘は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉖）」が算出できる場合は、事業分類ごとの㉑、㉒、㉒'、㉓'、㉓及び事業者全体の㉕から㉙まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㉑）」は、非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

第４表　連携省エネルギー措置に関する事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		①	②	③	④	

備考　第３表において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）㉘」を求めた場合は、対前年度比（%）の欄を記入する。

備　考
１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字は、かい書で、インキ、タイプ又はこれと同等以上の明瞭に記入すること。
３　数字表現の適当なものを用いること。「百万円」又は「千円」の欄には、「百万円」又は「千円」の欄に記入しないこと。
４　第２表１の使用量の欄には、連携省エネルギー措置に係る工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種別ごとに原油換算キロリットル（以下「原油換算kl」という。）で記入すること。
５　第２表１の「その他の燃料」の「（　）」内には、燃料の種類を記入すること。
６　第２表１の使用したエネルギーの量の欄には、エネルギーの種別ごとに換算したエネルギーを記入すること。
７　第２表１の購入した利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
８　第２表１の「その他の燃料」の「（蒸気ガス）」カテゴリ欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。種類の種類を記入するときは、前に１種を設けて記入すること。
９　販売した電気の量は、第２表１の「自家発電」の「販売した熱エネルギーの量」の欄に記入すること。
１０　第２表１の「自家発電」の販売した熱生エネルギーの量の欄に記入する熱蒸機等した値は、電気の量１キロワット時を熱量３６メガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
１１　第２表１の「その他の燃料」の「（　）」内の燃料の種類については、必要に応じ、単位を TJ（ﾃﾗｼﾞｭｰﾙ）、Tcal（ﾃﾗｶﾛﾘｰ）又は石油換算トンとすることができる。
１２　第２表３のエネルギーの使用量の分割を分けする場合には、エネルギーとエネルギーから発生した廃熱熱の熱量を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及び它の量を第２表１の下に注記すること。
１３　第２表１、第４表１の１３の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１４　第３表の欄②「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その各期及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、可能な値に同一のものとし、前年度以降に報告をした場合には、原則として１の欄に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等において、当該工場における生産品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を加工したとした場合のおける製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
１５　第３表の「原単位」とは、特定事業場等当たりのエネルギー消費量をいう。
１６　事業者における事業者の注集又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位算の求め方は、以下のとおりとする。
（１）連携省エネルギー措置に係る下ページの工場等を、日本標準産業分類単位等（４桁）ごとに（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類者が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業内容ごとに整理することができる。
（２）事業ごとに、生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（㉒）について整理する。
（３）前ページの（１）、（２）の整理を終えたら、次に比高の変化無等対値で為す。事業者全体の原単位変が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位を求める。
①対応石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）
・・・㉑
②販売した熱エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・㉒
③購入した利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・㉓'
④㉑−㉒−㉓'・・・㉑

⑤生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・③
⑥事業分類ごとの収益分部を事業者全体で合算し、それぞれの合計値①、②を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位変へ応ノ合計を求める。
　当該と前年度の原単位比率の比・・・④
（４）②の事業ごとに異なり、事業者全体の原単位変へ算出結果が複数の場合は、事業分類ごとに、以下の数値を求めていくことにより、事業者全体の総原単位の原単位の増減率を求める。
①当年度の総正当の調整前エネルギー消費量を総正とエネルギーの総当量（原油換算kl）・・・①
②販売した総生エネルギーの量の合算（照油換算kl）・・・②
③購入した水等消費の量の合計（原油換算kl）・・・③
④②÷③＝原ノ・・・④
⑤事業分類ごとの②の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・⑤
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑥
⑦エネルギー消費原単位・・・⑦（③÷⑥）
⑧前年度のエネルギー消費原単位
⑨事業分類ごとの⑦と⑧の比・・・⑨
⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の前年度原単位の増減率変化（%）・・・⑩
　⑤の比率平均比を求める。⑤×⑨＋⑤×⑩
１７　第４条１の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位の過去５年度間の対前年度比を小数点第２位まで求めた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
・エネルギー消費原単位
　５年度間平均原単位変化（%）＝（②×⑤×⑨）$^{1/4}$（%）

様式第２０（第５６条関係）

様式第20（第56条関係）

エネルギー使用合理化事業適合書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８４条第２項、第８５条第２項、第８６条第２項又は第８７条第２項の規定に基づき、次のとおり以下の事業者が同法第５条第１項に規定する指針に適合したことを証明する。

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
調査書号	登録調査機関名　　第　　号
備考	

なお、上記事業者のうちの事務所単位に第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等及び第二種管理関係エネルギー管理指定工場等については、次表のとおり証明する。

交付日：　年　月　日

（登録調査機関名）

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。
　　２　調査書号の項は、登録調査機関ごとに分けて名称に関り記載すること。
　　３　交付日は、本事業者事業者に交付した日を記入すること。
　　４　第１欄の「第　　号」の欄には、第一種管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の別を記入すること。

第１表　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の設置する工場等の一覧及び調査形式

届出の指定区分	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	調査年月日 調査員氏名	備考
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		

様式第２１（第５７条関係）

様式第21（第57条関係）

受付年月日	
受理年月日	

殿

年　　月　　日

住　所
登録調査機関名
代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８４条第３項、第８５条第３項、第８６条第３項又は第８７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

別記一第1表　事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は連鎖化事業者番号	
特定事業所番号	
事業者の名称	
法人名	
法人名（英語表記）	
法人番号	
郵便コード	
主たる事業所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無の場合	有・無
変更前の事業者の名称　）	
変更前の事業者の所在地　）〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

別記一第2表　事業者のエネルギーの使用量等

1－1　エネルギーの使用量及び調整後エネルギー投入量を超えたエネルギーの原単位等

エネルギーの種類		単位	当年度						過去3年間の平均値						基準年度（エネルギー原単位を超えた年度のみ記入）の数値						調整後エネルギー投入量を超えたエネルギーの原単位					
			数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上	数量	熱量以上
燃料	石炭（コークス及びコールを除く。）	t																								
	原油のうちコンデンセートを除く。	kl																								
	揮発油	kl																								
	ナフサ	kl																								
	ジェット燃料油	kl																								
	灯油	kl																								
	軽油	kl																								
	重油	kl																								
	第1石油系	kl																								
	石油	t																								
	石油ガスとして	t																								
	可燃ガスとして	t																								
燃料以外のエネルギー	都市ガス（一般ガス事業用）（天然ガス）	千㎥																								
	都市ガス（一般ガス事業用）（石炭ガス）	千㎥																								
	都市ガス（一般ガス事業用）（石油ガス）	千㎥																								
	都市ガス（一般ガス事業用）（天然ガス）	千㎥																								
	都市ガス（一般ガス事業用）（石炭ガス）	千㎥																								
	都市ガス（一般ガス事業用）（石油ガス）	千㎥																								
	輸入石炭系	t																								
	コークス炉ガス	t																								
	高炉ガス	t																								
	転炉ガス	t																								
	輸入一般炭	t																								
	国産一般炭	t																								
	輸入無煙炭	t																								
	木質バーク	t																								
	モールタール	t																								
	ピッチ及びピッチ	千㎥																								
	都市ガス	千㎥																								
	物質系固体ガス	千㎥																								
	転炉ガス	千㎥																								
	副生ガス	千㎥																								
	副生ガス	千㎥																								
	小計	kl																								
熱	蒸気	t																								
	水	t																								
	冷媒剤	t																								
	パイオ（スチーム）	kl																								
	パイオ（ジュース）	kl																								
	パイオ水素	千㎥																								
	アイ酸	t																								
	パイオエタノール	t																								
	油	t																								
	油	t																								
	廃プラスチック	t																								
	電力	kl																								
	電動車エネ	千㎥																								
	熱回収	t																								
	水素	t																								
	ブレンキング	t																								
	廃棄物	kl																								
	廃棄物	kl																								
	小計	kl																								
電気	自家発電電気	kl																								
	自家発電電気（電気事業者から購入した電気を除く。）	kl																								
	自家発電電気（電気事業者から購入した電気に限る。）	kl																								
	自家発電電気（電気事業者から購入した電気を除く。）	kl																								
	自家発電電気（電気事業者から購入した電気に限る。）	kl																								
	小計	kl																								
電気を使用して作られる熱	蒸気	kl																								
	蒸気（電気事業者から購入した電気を除く。）	kl																								
	蒸気（電気事業者から購入した電気に限る。）	kl																								
	蒸気（電気事業者から購入した電気を除く。）	kl																								
	蒸気（電気事業者から購入した電気に限る。）	kl																								
	小計	kl																								
冷媒剤	冷媒剤	kl																								
	冷媒剤	kl																								
	冷媒剤	kl																								
	冷媒剤	kl																								
	小計	kl																								
	二酸化炭素	kl																								
電気を使用して作られる冷媒剤	電気事業者	千kWh																								
	自己発電	千kWh																								
	太陽光発電（電気事業者から購入した電気を除く。）	千kWh																								
	太陽光発電（電気事業者から購入した電気に限る。）	千kWh																								
	太陽光発電（電気事業者から購入した電気を除く。）	千kWh																								
	太陽光発電（電気事業者から購入した電気に限る。）	千kWh																								
	風力発電（電気事業者から購入した電気を除く。）	千kWh																								
	風力発電（電気事業者から購入した電気に限る。）	千kWh																								
	風力発電（電気事業者から購入した電気を除く。）	千kWh																								
	風力発電（電気事業者から購入した電気に限る。）	千kWh																								
	水力発電	千kWh																								
	地力	千kWh																								

燃料	ア																	
	イ																	
水力	ア																	
	イ																	
太陽光（住宅用）	ア																	
	イ																	
太陽光（住宅用以外）	ア																	
	イ																	
風力	陸上	石炭	ア															
			イ															
		再生可能エネルギー	ア															
			イ															
	洋上	石炭	ア															
			イ															
		再生可能エネルギー	ア															
			イ															
合計			ア															
			イ															
1.5倍換算			ア															
			イ															
電力以外の燃料			ア															
			イ															
合計（L）																		
二酸化炭素（t）																		
発熱量換算（L）																		
二酸化炭素換算（t）																		
燃料等使用量換算（L）																		

備考　1　総括には様々な熱・電気を使うさまざまに使用した燃料の使用量については、日々使用する熱・電気を使うさまざまに使用する化燃料量以外を燃料ごとに合計した合計のエネルギー使用量の内訳とすること。
　　2　欄に記入する熱量換算値は、電気の量1キロワット時を発電＆G4ガガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小数桁は含まないこと。

1－2　電気消費量減少を始まった電力使用量の内訳

時間帯	単位	実績						
		使用量		遠隔エネ管理システム使用量		遠隔エネルギーシステム使用量		
		電気	熱量換算L	電気	熱量換算L	電気	熱量換算L
4月	1.5	ア.MJ						
	1.5	イ.MJ						
	2.5	ア.MJ						
	2.5	イ.MJ						
	3.5	ア.MJ						
	3.5	イ.MJ						
	4.5.5	ア.MJ						
	4.5.5	イ.MJ						
	5.5	ア.MJ						
	5.5	イ.MJ						
	6.5	ア.MJ						
	6.5	イ.MJ						
年間合計		ア.MJ						
		イ.MJ						
遠隔エネルギー使用量の年間合計		ア.MJ						
		イ.MJ						

備考　1　事業者単位で毎月・時間帯別のいずれかの一方を選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、指令値による時間帯又はその他の時間帯に当てはまるものを記入すること。
　　2　照明機器＆1機には、エネルギーの使用の合理化に関する規制基準で定める日別電気消費量＆時間帯又は年間消費原単位量＆計測方法を使用した値を記入すること。

1－3　電気の需要の変動に伴う熱量を実施した日数

電気の需要の変動に伴う熱量を実施した日数	日

備考　1　1日に数回日の不同を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
　　2　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1－4　設置等による非化石エネルギーの使用量の原位に係る措置

熱・電気の区分	クレジット取得番号等	無償化及び無償付又は移転行	非化石エネルギー量
□1 熱			GJ・kWh
□2 電気			
□1 熱			GJ・kWh
□2 電気			
□1 熱			GJ・kWh
□2 電気			

備考　1　本表は、記事等の欄ごとに記載すること
　　2　第②に掲げた設置等の欄ごとにとどめる場合には、表の追加を行うこと。
　　3　設置等は、無償化及び無償付又は移転ごとに記載すること。
　　4　熱・電気の量の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合は熱量、非化石電気の使用量を証する証書等である場合は電気を選択すること。
　　5　クレジット取得番号等の欄には、無償化及び譲受又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「－」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
　　6　無償化及び譲渡又は移転日の欄には、無償化及び譲渡を行った日付又は登録簿上に記載された各種の日付を記載し、非化石証書を記入する際には日付欄は空欄とすること。
　　7　非化石エネルギー量は表の欄、移転量は表の欄で記載すること。
　　8　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無償化及び譲渡又は移転を行ったことを確認できる資料を保存すること。

1－5　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び単位石別分に係る情報

熱・電気の区分	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における再エネ割合
□1 熱	1.	GJ・kWh	kl	%
□2 電気				
□1 熱	2.	GJ・kWh	kl	%
□2 電気				
□1 熱	3.	GJ・kWh	kl	%
□2 電気				

2　遠隔エネルギー削減の実績

2－1　遠隔エネルギー削減に係るエネルギー使用量の合計と石＋＆合成

2－2　遠隔エネルギー削減に関して使用したことさされるエネルギー使用量の算出の方法

2－3　遠隔エネルギー削減に関して使用したことさされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		遠隔エネルギー削減に係る実際のエネルギー使用量		遠隔エネルギー削減に係る換算係数		遠隔エネルギー削減に関して使用したことさされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気源要素適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類			事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の設置										
				㈠エネルギーの使用量（原油換算kl） （㈠-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （㈠-1'）	販売した副生ニネルギーの量（原油換算kl） ㈡	輸入した未利用熱の量（原油換算kl） ㈢'	(㈠-1) + (㈡-㈢') （㈠）−㈡−㈢'	(㈡-1) の構成割合（%） (㈡-1) ÷ (㈠-1) ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と連動関係をもつ値 ㈣	㈠エネルギー消費原単位 (㈠-1) ÷ (㈣-1) （㈠）÷㈣	前年度のエネルギー消費原単位 (㈠-1)	㈠エネルギー消費原単位の対前年度比（%） (㈠-1) ÷ (㈠-1) ×100	㈠エネルギー消費原単位の対前年度比が基準値（%） (㈠-1) × (㈠-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称													(㈠-1)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称													(㈠-1)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称													(㈠-1)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
事業者全体				(㈠-1)<（合計）	(㈠-1'）<（合計）	㈡<（合計）	㈢'<（合計）	(㈡-1)<（合計）	100%	㈣	(㈠-1)	(㈠-1)	(㈠-1) + (㈠-1) / (㈠-1) × 100	
										（名称：　） （単位：　）			(㈠-1) + (㈠-1) + (㈡-1) + (㈢-1) ←・・・	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㈠-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㈠-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㈠（㈠-1）（㈠-1）（㈠-1）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㈠-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㈠-1）㈡㈢'（㈠-1）及び事業者全体の（㈠-1）から（㈠-1）まで記入すること。
５　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（㈠-1'）」は、(㈠-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類			事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の設置										
				㈠エネルギーの使用量（原油換算kl） （㈠-2）	非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （㈠-2'）	販売した副生ニネルギーの量（原油換算kl） ㈡	輸入した未利用熱の量（原油換算kl） ㈢'	(㈠-2) + (㈡-2) - (㈢-2)'	(㈠-2) の構成割合（%） (㈠-2) / (㈠-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と連動関係をもつ値 ㈣	㈠エネルギー消費原単位 (㈠-2) ÷ (㈣-2) /㈣	前年度のエネルギー消費原単位 (㈠-2)	㈠エネルギー消費原単位の対前年度比（%） (㈠-2) ÷ (㈠-2) / (㈠-2) ×100	㈠エネルギー消費原単位の対前年度比が基準値（%） (㈠-2) × (㈠-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称													(㈠-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称													(㈠-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称													(㈠-2)
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
事業者全体				(㈠-2) (合計)	(㈠-2'）<（合計）	㈡<（合計）	㈢'<（合計）	(㈠-2)<（合計）	100%	㈣	(㈠-2)	(㈠-2)	(㈠-2) ÷ (㈠-2) / (㈠-2) ×100	
										（名称：　） （単位：　）			(㈠-2) + (㈠-2) + (㈡-2) + (㈢-2) ←・・・	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㈠-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㈠-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㈠（㈠-2）（㈠-2）（㈠-2）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㈠-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㈠-2）㈡㈢'（㈠-2）及び事業者全体の（㈠-2）から（㈠-2）まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㈠-2'）」は、(㈠-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤'-1）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kL） ⑥	購入した未利用熱の量（原油換算kL） ⑦	（⑤'-1）-（⑥'-1） （⑤'-1）-（⑥-⑦）	（⑥'-1）の構成割合（%） （⑥'-1）÷（⑤'-1）/（⑤'-1）×100	当該数量又は原物以外の他のエネルギーの使用量と建屋の関係をもつ値 ⑧	電気需要最適化評価原単位 （⑤'-1）÷（⑤'-1）/⑧	前年度の電気需要最適化評価原単位 （⑤'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （⑤'-1）÷（⑤'-1）/（⑤'-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （⑤'-1）÷（⑤'-1）×（⑤'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称											（⑤'-1）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称							（名称：　） （単位：　）				（⑤'-1）
	細分類番号											
3	工場等に係る事業の名称							（名称：　） （単位：　）				（⑤'-1）
	細分類番号											
事業者全体		（⑤-1） （合計）	（⑥'-1） （合計）	⑥ （合計）	⑦ （合計）	（⑥'-1） （合計）	100%	⑤ （名称：　） （単位：　）	（⑥'-1）	（⑤'-1）	（⑤'-1）÷（⑥'-1）/（⑤'-1）×100 （⑤'-1）=（⑤'-1）×（⑤'-1）+……	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑤'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑤'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤（⑤'-1）⑤'-1）⑤'-1）は記入不要。
３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑤'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-1）（⑤'-1）⑥ ⑦（⑥'-1）及び事業者全体の（⑤-1）から、（⑤'-1）まで記入すること。
４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（⑤'-1）」は、（⑤-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携者エネルギー消費を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携者エネルギー消費を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤-2）	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者エネルギー消費を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤'-2）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kL） ⑥	購入した未利用熱の量（原油換算kL） ⑦	（⑤'-2）-（⑥'-2） （⑤'-2）-（⑥-⑦）	（⑥'-2）の構成割合（%） （⑥'-2）÷（⑤'-2）/（⑤'-2）×100	当該数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と建屋の関係をもつ値 ⑧	電気需要最適化評価原単位 （⑤'-2）÷（⑤'-2）/⑧	前年度の電気需要最適化評価原単位 （⑤'-2）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （⑤'-2）÷（⑤'-2）/（⑤'-2）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （⑤'-2）÷（⑤'-2）×（⑤'-2）/100
1	工場等に係る事業の名称											（⑤'-2）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称							（名称：　） （単位：　）				（⑤'-2）
	細分類番号											
3	工場等に係る事業の名称							（名称：　） （単位：　）				（⑤'-2）
	細分類番号											
事業者全体		（⑤-2） （合計）	（⑥'-2） （合計）	⑥ （合計）	⑦ （合計）	（⑥'-2） （合計）	100%	⑤ （名称：　） （単位：　）	（⑥'-2）	（⑤'-2）	（⑤'-2）÷（⑥'-2）/（⑤'-2）×100 （⑤'-2）=（⑤'-2）+（⑤'-2）+（⑤'-2）+……	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑤'-2）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑤'-2）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤（⑤'-2）⑤'-2）⑤'-2）は記入不要。
３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑤'-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-2）⑤'-2）⑥ ⑦（⑥'-2）及び事業者全体の（⑤-2）から、（⑤'-2）まで記入すること。
４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（⑤'-2）」は、（⑤-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携者エネルギー消費を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定一第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気原単位最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		（ア-1）	（イ-1）	（ウ-1）	（エ-1）	
連携エネルギー原単位を組まれたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		（ア-2）	（イ-2）	（ウ-2）	（エ-2）	

備考　特定一第５表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の等号比から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（①-1）、（①-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

２　電気原単位最適化評価原単位

電気の原単位の取引状況		○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	５年度間平均原単位変化
電気原単位最適化評価原単位							
対前年度比（%）		（ア-1）	（イ-1）	（ウ-1）	（エ-1）	（オ-1）	
連携エネルギー原単位を組まれた電気原単位最適化評価原単位							
対前年度比（%）		（ア-2）	（イ-2）	（ウ-2）	（エ-2）	（オ-2）	

備考　特定一第５表２－１、２－２において事業分類ごとの電気原単位最適化評価原単位の対前年度比の等号比から「事業者全体の電気原単位最適化評価原単位の対前年度比（%）（①-1）、（①-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の算出における分母のエネルギー使用量（原油換算kL）	非化石電気の取引状況						目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
非化石電気を用いた非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	年度（○○年度）目標	指標	指標の算出における分母のエネルギー使用量（原油換算kL）	指標の状況						定量目標の目安	年度（○○年度）
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の算出における分母のエネルギー使用量（原油換算kL）	指標の状況						目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の低迷に当たり、相違となる措置

備考　１　３－１、３－２及びＨ－３では、中長期計画に記載した目標に関する報告を行うこと。
２　３－１、３－２及びＨ－３の指標においては、以下にかかるエネルギー種等について換算した数値を記載すること。
①　他者に移転する熱・電気を発生させるために使用したた石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
②　「温かれ付け者化」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準ではなり方法により補正した結果を導入する。
③　特定第２表１－４に記載した設備等の使用熱量エネルギー相当分を分子に加算すること。
３　３－１、３－２及びＨ－３の「指標の算出における分母のエネルギー使用量（原油換算kL）」には、各指標の算出で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
４　３－２及び３－３において、指標の数値に関する報告を行う場合は、必要分を追加して行うこと。

特定一第５表　エネルギー消費原単位、電気原単位最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用率及び改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携者エネルギー原単位の提出を受けた場合は連携原エネルギー原単位を組まれた原単位。以下この表及びはこれいて同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者の電気原単位最適化評価原単位の対前年度比を一定数で１％なかった場合（ロ）の理由

「イ」の理由

「ロ」の理由

備考　「イ」及び「ロ」用に該当する場合、双方記載すること。

２　事業者の過去５年度間の電気原単位最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気原単位最適化評価原単位の対前年度比を一定数で１％なかった場合（ニ）の理由

「ハ」の理由

「ニ」の理由

備考　「ハ」及び「ニ」用に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定一第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる電気の名称（ロゴマーク）	対象事業のエネルギー原単位（原油換算kL）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成数	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。
２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、中期見込値で原油に換算した合計値同様表に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
３　「達成率」の欄には、以下の算式で計算された値を当てはめること。
達成率　＝　（①　－　②）／（①　－　③）
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク目標値、③は同年度以前で直近に提出した中長期計画表に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとすること。

特定一第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、相違となる措置

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　備考に規定する補正値によりて補正を行う場合には、補正後のベンチマーク指標、補正の相違となる補正値と算出式を記入すること。
２　非鉄製品業（４Ａ）のベンチマーク指標指令事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及び不の種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が（它％未満の者は、当該使用率に対する指令値の比率を記入すること。
３　設備業界業（３Ｄ）クハウスボード指標製造事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第５　備考に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び総床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第５　備考２に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1－2　物販部門のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2　電力供給業及び民営大電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガスを主な燃料とする火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称 （設備の区分及び名称） （工場名称、法令関係等、送熱連絡先）（PJ）（定置利用燃料（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（TJ/h）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ） 石油に投入したエネルギーのうちエネルギー量（GJ） 石炭に投入したエネルギーのうちエネルギー量（GJ） 石油に投入したガスエネルギーのうちエネルギー量（GJ） 石炭に投入したガスエネルギーのうちエネルギー量（GJ） 石油に投入したバイオマスのうちエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び民営大電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、石油、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギーを投入した発電設備について投入した燃料名称、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電回収効率向上設備について活用した量等を記入すること。

3　電力供給業及び民営大電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した熱源に関し、参考となる情報

特定一覧方式　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

	非電気ガス部門
1　エネルギーの使用の合理化に関する	
(1)　第二十条第三項の規定に基づく	
(1) 設備又は車両等の	
設置しているエネルギ管理における エネルギーの使用の合理化に関する 最大限（中長期的な目標を含む。以下「設備目標」という。）を定めること。 設備目標には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の種類、数量及び概算に対する目を含めること。	□ 定め ている □ 定め ていない
	□ 定めている □ 定めていない □ 一部定めている □ 定めていない
(2) 管理統計の整備 設置しているエネルギ管理について、日常として設備ごとの効率的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□ 整備している □ 一部整備している □ 整備していない （理由 ： 年度）
(3) 設計管理の実施 （ア）管理員（ロ）の選任等届出に「エネルギー管理員選任」、「エネルギー管理者選任届」、並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を選任すること。	□ 選任済み □ 選任していない
設備の新設、増設、改造及び運転管理のエネルギーの使用の合理化に関する計画の作成、実施、記録及び報告のエネルギーの使用の合理化に関する管理の体制を整備すること。	
ｱ．設置している全ての工場等における エネルギーの使用の合理化に関する 計画（エネルギー計画等）を作成すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ｲ．施設毎に定め、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対する エネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ｳ．施設毎の運営状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、設備の施設毎の管理を図るため、施設毎に管理責任者を決定する機関への報告を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ｴ．エネルギーの使用の合理化に関する法（以下エネルギー管理者及びエネルギー管理法）を遵守すること	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(2) エネルギー管理法規遵守の実施 エネルギー管理組織者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統計者の業務を遂行すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
設備関係を中心とする法令遵守 ｱ．設置している工場等において、エネルギーの使用の合理化に関する 計画（エネルギー計画等）を作成及びエネルギーの使用合理化に関する設備の維持、運転、改造及び運転管理のエネルギーの使用の合理化に関する管理（以下「設備管理」という。）を適切に実施すること。	□ 全ての工場等で実施している □ 七割の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
ｲ．施設毎のエネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通を図ること。	□ 全ての工場等で実施している □ 七割の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
ｳ．エネルギー管理を統括するとともに設備にエネルギーの使用の合理化の方法に係る情報提供について エネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□ 全ての工場等で実施している □ 七割の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
(4) 報告（ロ）の提出 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な報告・入出を確保すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(5) 設置の一斉報告（第二 設置している工場等における使用状況の報告書の所知を図ることを工場等における エネルギーの使用の合理化に関し適切に遵守すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(6) 設備目標の遵守状況の確認等 設備管理を通じたエネルギ管理者等の使用を活用するとともの必要性を検討し、その設置している工場等における設備目標の遵守状況を確認することとし、その調査を行うこと。なお、その調査結果がやむなくされる場合には、	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
遵守すること。	
(7) 設備目標の確認等 設備目標及び遵守状況の調査は年度毎に少なくとも定期的に報告し、必要に応じて変更すること。遵守すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(8) 工場管理による状況調 設備管理（エネルギー管理統括者の機能、（ロ）非在者管理の機能等）、対象施設（対象工場管理の機能等及び工場及び対象管理の対象を記載した表は各部、管理責任者管理することとし、適宜対応すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
2　ニ－2	
1　工場等単位、設備単位での基本的定義事項	
(1) 設備の適格使用及び不適切な使用事項 （ア）設備の適格使用及び不適切な使用の合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□ 実施している □ 七割で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（イ）エネルギー管理に関する計画等の策定を行うこと。	□ 実施している □ 七割で実施している □ 一部実施している □ 実施していない （理由 ： 年度）
(2) エネルギー消費量の少ない設備の使用の不適切な使用を、優先順位等をつけて管理・分析し、適確な対応すること。	□ 実施している □ 七割で実施している □ 一部実施している □ 実施していない （理由 ： 年度）
(3) エネルギー消費量の少ない設備の使用の不適切な使用を、優先順位等をつけて管理・分析し、適確な対応すること。	□ 実施している □ 七割で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(4) 設備の設置に関し、エネルギー効率の更新及び使用等を検討・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、設置等の適切な管理すること。	□ 実施している □ 七割で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入に当たっては、エネルギー効率の向上等に資する電気することとし、その他、効率に資する物質の最適化に努めること。	□ 実施している □ 七割で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(6) 各日の年間運用等において、稼働の開始及び停止が多くエネルギー使用を考慮した工場スケジュール管理の適正化に努めること。	□ 実施している □ 七割で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
3　エネルギーの使用の合理化に関する計画及び目標の設定に係る事項	
1000000 の採用状況	□ 認定取得 ： 済 □ 認定取得を検討している （理由 ： 年度） □ 検討していない
生 物 評 価	評価結果 ： 実施 実施に基づいている

特定一覧方式　その他事業者が実施した熱源

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

説 明 の 概 要

2　電気の需要の抑制に関する熱源に関する事項

説 明 の 概 要

3　お化石エネルギーの転換に関する事項

説 明 の 概 要

4　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成年度	該当する工場等	中長期計画書記載の年度	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成年度」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で設定し、継続した中長期計画書の新のように記載した。本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5　非化石エネルギーの転換に関する計画書提出義務の実施状況

内容	該当する工場等	平成開始年度設備の名称	実施状況

備考　「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、平成28年度以降に提出した平成開始年度の書面に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の非化石転換を記載すること。

6　新設した発電等設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量（kW）	
設計年平均発電・熱効率（%）	
設備から得られる電気のエネルギー量（GJ）	
設備から得られる熱のエネルギー量（GJ）	
設備に投入するエネルギー量（GJ）	
「設備に投入する電気等のエネルギー量」GJ	
「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」GJ	
発電等の設備の運転開始年度における温室効果ガス排出量等	

備考　1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電等用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、廃棄に設置したものは除く。
2　「燃料種」ごとの基本情報の欄には、新設時に設定する項目を記入すること。
3　「設計効率」の欄には、新設時に設定する定格効率等を記入すること。
4　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物のみ（石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、「設備に投入するエネルギー量」の欄にはバイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物が代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、「設備に投入するエネルギー量」の欄にはバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
5　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギー」から熱として送り出された量「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する定格効率の算出に用いて用いた初期時に想定する平均の値を記入すること。

7　バイオマス混焼等を行う発電等設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度	
設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量（kW）	
設計年平均発電・熱効率（%）	
設備に使用される電気のエネルギー量（GJ）	
設備に使用される熱のエネルギー量（GJ）	
設備から得られる電気のエネルギー量（GJ）	
設備から得られる熱のエネルギー量（GJ）	
設備に投入するエネルギー量（GJ）	
「設備に投入する電気等のエネルギー量」GJ	
「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」GJ	
「日別ボイラー稼動状況」の稼働率（%）	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間平均値
「日別蒸気発生量」の稼働率（%）	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 年間平均値
電気等の設備の運転に用いられている電気のエネルギー量の違反に関する概要等	

備考　1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電等用設備であって、次に掲げるものについては本様式に加筆記入すること。ただし、廃棄に設置したものは除く。
（1）バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
（2）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電等用設備の新設に当たっての環境影響を与うるもの
2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第8の特定一覧表番号「設計効率」の欄又は様式第2の特定一覧表番号「設計効率」の欄（以下「当該特定一覧表番号」という。）に記入した数値を記入すること。
3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギー」から熱として送り出された量「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、当該年度に発電等を実施した量を記入すること。
4　「日別ボイラー稼動状況」の稼働率（「日別蒸気発生量」の稼働率）が5月4日から7月2日の間に、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電等用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（（1）（2）に掲げるものを除く。）にのみ記入すること。
5　「日別蒸気発生量」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績値を記入すること。

特定一覧10表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

報告の類別区分（該当するものを各欄に○印を記入）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類による細分類番号	工場等に係る事業の名称
第　種（該当するものを下欄に○印を記入）			〒		
第　種（該当するものを下欄に○印を記入）			〒		
第　種（該当するものを下欄に○印を記入）			〒		
第　種（該当するものを下欄に○印を記入）			〒		

特定一覧11表　特定エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が告示第二に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kL）
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			

備考　1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに特定一覧1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
2　備考1の場合の際には、指定一覧1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「特定エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が告示第二に定める数値以上の工場等」とみなす。
3　備考1の場合の際には、指定一覧1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（及び燃料・熱管理士）の欄は記入不要。

特定一覧12表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

提出年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を燃料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を燃料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業		t-CO2	t-CO2	
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は通称等				
1	工場等に係る事業の名称		t-CO2	t-CO2	
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称		t-CO2	t-CO2	
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称		t-CO2	t-CO2	
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考　1　「番号」の欄には、当該年度を記入すること。
2　備考1のうち2つ目の欄には、事業分類ごとにかかる温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごとにする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、四の段を付すこと。
3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
4　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を燃料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への販売又は他の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を燃料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての利用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての利用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
6　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別記一第12表のその1及びその2に、「備考４（３）」に掲げる値が含まれる場合は、本表に加えて別記一第12表のその2及びその3に、「備考４（４）」に掲げる値が含まれる場合は、本表に加えて別記一第12表のその3及びその4に、それぞれ記載すること。
7　本欄及び第５号の欄は、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて別記一第12表を記載すること。
8　特定連鎖化学物質であって、排煙又は排気等の欄に当該連鎖化学物質に係る特定の排煙、排気その他の表示について記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業区分			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
	事業者名称			t－CO_2
		たる事業		
		連鎖化学物質名		
		当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	識別番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	識別番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	識別番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　番号１から３までの順に、事業区分欄ごとに次第に大臣欄を記入すること。なお、事業区分は、１の事業所等分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、１の２を参照すること。
２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、廃棄天然及び焼却残渣天然が定めるところにより算定した値を記載する。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／MWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／MWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量から、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について簡潔に記載すること。

2　温室ガスの排出に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧12表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧12表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧12表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素排出削減量の量

種　別	合　計　量
1．.	t－CO_2
2．.	t－CO_2
3．.	t－CO_2
4．.	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び国連気候変動枠組条約の締約国の国連の機関が定めた条件を満たす排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載する場合には、国内認証排出削減量の算定に用いた排出量の算定方法を記載すること。特定一覧12表の7の4の2に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定一覧12表の6の2に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

排出削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロジェクトコード（無効番号とコンマ3桁で番号を「-x」でつなぐことにより記載すること。）
5　無効化又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　無効化量は、移転量は、移転した分の値を記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素排出量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素排出量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
2　グリーンエネルギー二酸化炭素排出量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素排出量算定証明書に記載された量を記載すること。
3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4　海外認証排出削減量に係る情報

排出削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、特定した海外認証排出削減量を識別するものとして、国連気候変動枠組条約の締約国の国連の機関が定めた識別番号、クレジット発行年及び国内認証排出削減量、プロジェクト番号、クレジット発行年及び国内認証排出削減量を分けて、ダッシュ（-）、及びアンダーバー（_）、及び数字で特定すること。クレジット発行年及び国内認証排出削減量は、国内認証排出削減量の場合に記載すること。
4　無効化日の欄には、前出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数は「補正率の欄には、地球温暖化対策推進法施行規則第第2条第2号に掲定する係数を記載すること。
3　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7　特別排出の原因に係る排出量予期値の根拠の有無

特別排出の原因に係る排出の有無（該当するものにのをすること）	1．有 2．無	その他の環境情報の根拠の有無（該当するものにのをすること）	1．有 2．無

備考　1　本別表の地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の認定に係るものである場合は、特別排出の原因は「1．有」にのをすること。
2　特定事業第1項の規定による報告の提出がある場合は「1．有」にのをすること。
3　本表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本別に添付すること。

認定一連活動　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

１　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	郵便コード

２　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	郵便コード

認定一第１表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	
特定識別番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
細分類番号	
細分類番号への事業者の名称及び特定細分類についての記号の対照表の場合	別一覧
変更前の事業者の名称　：	
変更前の事業者の郵便番号　〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定一第３表　事業者のエネルギーの使用量等
１－１　ａ～ｔ＆ｕ等の使用量及び調整前ａ～ｔ＆ｕ等－設置＆銷まれたｔ＆ｕ等の使用量等

エネルギー種類		単位	実績		当年度											
					設置工場及び事業所等及び特定の設備等			取引の相手方エネルギー分		輸入したエネルギー分		調整前エネルギー使用量及びエネルギー使用量		調整後のエネルギー使用量		
			当期	前年度以上	当期	前年度以上	当期	前年度以上	当期	前年度以上	当期	前年度以上	当期	前年度以上	当期	前年度以上
化石燃料	原油（コンデンセートを含む。）	kl														
	揮発性のある石油ベンゼン（NGL）	kl														
	揮発油	kl														
	ナフサ	kl														
	ジェット燃料油	kl														
	灯油	kl														
	軽油	kl														
	A重油	kl														
	B・C重油	kl														
	石油アスファルト	t														
	石油コークス	t														
	石油ガス															
	液化石油ガス（LPG）	t														
	液化天然ガス（LNG）	t														
	液化石油ガス（LPG）	t														
	石油系炭化水素ガス	t														
	輸入天然ガス															
	コークス炉ガス															
	高炉ガス															
	転炉ガス															
	輸入一般炭	t														
	国産一般炭	t														
	輸入無煙炭	t														
	石炭コークス	t														
	コールタール	t														
	ピッチ（石炭ピッチ）	kl														
	高炉タール	t														
	粗軽油ガス	kl														
	重油ガス	kl														
	石油ガス	kl														
	小計	kl														
石油系燃料	潤滑油	t														
	油脂	t														
	合成樹脂	t														
	パイオエタノール	kl														
	バイオディーゼル油	kl														
	バイオガス	kl														
	その他バイオマス	t														
	泥炭	t														
	亜炭	t														
	褐炭ブリケット	t														
	褐炭コークス	t														
	褐炭ガス															
	黒液	kl														
	廃棄物ガス	kl														
	廃プラスチック	t														
	木屑	t														
	バーク	t														
	廃材	t														
	小計	kl														
電気	買電電力	kWh														
	うち再生可能	kWh														
	売電電力（余剰電力）	kWh														
	うち再生可能	kWh														
	蓄電	kWh														
	うち再生可能	kWh														
	自家発電	kWh														
	うち再生可能	kWh														
	小計	kWh														

| | | |

2　連携省エネルギー推進の実績

2－1　連携省エネルギー推進に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　連携省エネルギー推進に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

2－3　連携省エネルギー推進に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	検算値系		連携省エネルギー推進に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー推進に係る換算係数		連携省エネルギー推進に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量(J)	数値	単位	数値	熱量(J)

設定一覧5表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

事業所の郵便番号（郵便番号が変更になった場合に○印）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	主業等に係る公事業の名称
第　種（第2次の指定年月日を記） 第　種（第2次の指定年月日を記） 第　種（第2次の指定年月日を記）			〒 〒 〒		

設定一覧4表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が千第6表に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算L）
	〒 〒 〒			

備考　1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一覧1表から第19表までに定められた事項を報告すること。

2　備考1の場合の際には、指定一覧1表から第19表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていないエネルギーの使用量が千第6表に定める数値以上の工場等」とみなす。

3　備考1の場合の際には、指定一覧1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

設定一覧6表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

提出年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
				廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者名称	主たる事業			t－CO2	t－CO2
	副分類番号				
	当該事業に直接する人員				
	関係又は従たる事業				
1	1番号に係る事業の名称			t－CO2	t－CO2
	関分類番号				
	当該事業に直接する人員				
2	2番号に係る事業の名称			t－CO2	t－CO2
	関分類番号				
	当該事業に直接する人員				
3	3番号に係る事業の名称			t－CO2	t－CO2
	関分類番号				
	当該事業に直接する人員				

備考　1　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

2　番号1から3までの欄には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、百本標準産業分類（細分類）ごとにする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、別の表を作ること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

4　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

6　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて設定一覧3表のイの1及び4ロ2に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて設定一覧3表のイの3及び4ロ4に、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて設定一覧3表のイの3及び4ロ5に、必要事項を記載すること。

7　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて設定一覧3表のエに必要事項を記載すること。

8　特定連鎖化事業者であっては、廃棄又は処分等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の廃棄、処分その他の表行について記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス排出量

番号	事業区分		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
合計	事業者全体	上記を除く事業	t－CO_2
		確定電気事業	
		当該事業を営む者	
1	上記等に係る事業の名称		t－CO_2
	確定電気事業		
	当該事業を営む者		
2	上記等に係る事業の名称		t－CO_2
	確定電気事業		
	当該事業を営む者		
3	上記等に係る事業の名称		t－CO_2
	確定電気事業		
	当該事業を営む者		

備考　1　番号1からは、事業区分毎ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業区分は、日本標準産業分類（細分類）ごとまでを、また、事業分類が4分類以上になる場合には、4の項目を付すこと。
2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。
3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、廃棄大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／千㎥		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／千㎥		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／MWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／MWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は排出係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は排出係数を用いた場合に、当該算定方法又は排出係数の内容について説明すること。

2　燃料タイプの区別に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一覧５表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一覧５表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一覧５表の４の５及び４の６に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種　別	合　計　量
1.	t－CO_2
2.	t－CO_2
3.	t－CO_2
4.	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及び二酸化炭素排出量が排出係数等入法が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定一覧５表のロの１及び４の２に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定一覧５表のロの３に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定一覧５表のロの５に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

6　無効化量又は移転量の欄には、数量を四捨五入して記載すること。

7　国内認証排出削減量のうち、特定事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。

2　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度によって認証された量を記載すること。

3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

4　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号として（削減方法、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行期間、クレジット発行年及び期待削減年を示す。アルファベット、記号及び数字）を記載すること。

4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。

5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石電源の量	全国平均係数	種　別　等	電気事業者からの供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	MWh	t－CO_2/MWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。

2　全国平均係数及び種別等の欄には、指定振興電気事業法第２条第１項に規定する太陽光発電設備の設置を記載すること。

3　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。

4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

5　本表に記載した全ての非化石証書について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7　排出抑制の実施に係る排出量又は削減の報告の有無

報告義務の有無 （該当するものに○をすること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1．有 2．無

備考　1　本欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則１条の３第第１項の規定に該当するものである場合には、記載１２の規定に準じて記載すること。

2　同法第２条第１項の規定による情報の提供がある場合は、欄「１．有」にこたえること。

3　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本書面に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等名称の欄

指定一覧１表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等のお名称

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
おたる事業	
届出整理番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

別記一第2表 事業者のエネルギーの処理数等
1－1 ○○ネルギー管理指定工場等、連鎖ねんネルギー管理指定工場等、管理統括ねんネルギー管理指定工場等又は管理指定ネルギー管理指定工場等のエネルギーの処理数等

ネルギーの種類		単位	前年度	当期（所属する第○期末日までに所属する連鎖ねんネルギー管理指定工場等				当期（連鎖ねんネルギー管理指定工場等			燃えにくい廃棄物等に係	
			原油	燃料ねん	電気	熱量計	熱量計	原油	燃料ねん	原油	燃料ねん
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kl									
	揮発性のあるコールタール	kl									
	石油ガス	kl									
	ナフサ	kl									
	ジェット燃料油	kl									
	灯油	kl									
	軽油	kl									
	A重油	kl									
	B・C重油	kl									
	石炭	t									
	オイルコークス	t									
	石油コークス	t									
非化石燃料	液化石油ガス（LPG）	t									
	一酸化炭素	Nm^3									
	石油系炭化水素	t									
	非石炭系ガス（CDG）	t									
	石油系燃料（ガス以外）	Nm^3									
電気	電気事業用	t									
	コージェネ用燃料	t									
	特定事業用燃料	t									
	電気・熱用	t									
	熱用・熱用	t									
	電気事業用	t									
	太陽ソーラー	t									
	ソーラーウォーター	t									
	ソーラーウォーター	Nm^3									
熱	蒸気事業用	Nm^3									
	熱供給事業用	Nm^3									
	蒸気事業用	Nm^3									
	熱供給事業用	Nm^3									
	合計	tJ									
廃棄物	廃棄物	t									
	合成	t									
	木質系	t									
	パルプ	tJ									
	コスメ工場	tJ									
	パルプ	t									
	ボンドボル	t									
	パルプ	Nm^3									
	ラッカ塗ったチャンス	t									
廃プラ	廃プ	t									
	廃プ	t									
	廃ペイ	t									
	廃プラスチック	t									
	廃棄	tJ									
	廃棄物プラ	Nm^3									
	廃プラ	t									
	木屑	t									
	ウェッティング	t									
汚泥	t	tJ									
	t	tJ									
	合計	tJ									
可燃性ガス	高炉用熱風	tJ									
	高炉ガス	tJ									
	発電用	tJ									
	熱用	tJ									
	高炉ガス	tJ									
	発電用	tJ									
	熱用	tJ									
	副生ガス	tJ									
	発電用	tJ									
	熱用	tJ									
	副生ガス	tJ									
	発電用	tJ									
	熱用	tJ									
	合計	tJ									
可燃性ガス	t	tJ									
	t	tJ									
	t	tJ									
	油系	tJ									
	石油類	tJ									
	石油類	tJ									
	電気類	tJ									
	t	tJ									
	t	tJ									
	合計	tJ									
	t/t原単位	tJ									
燃焼ガス	電気事業用	Nm^3									
	t/t原単位	Nm^3									
	電気・熱用	Nm^3									
	t	Nm^3									
	t/t原単位	Nm^3									
	熱・熱用	Nm^3									
	熱電併用	Nm^3									
	t/t原単位	Nm^3									
燃焼ガス	電気・熱用	Nm^3									
	熱用	Nm^3									
	電気・熱用	Nm^3									
	熱用	Nm^3									
	電気・熱用	Nm^3									
	熱用	Nm^3									
	電気・熱用	Nm^3									
	熱用	Nm^3									
	合計	Nm^3									
	t/t原単位	Nm^3									
	電気・熱用	Nm^3									
合計		tJ									
	t/t原単位	tJ									
非燃焼熱量		tJ									
	t/t原単位	tJ									
合計熱量		tJ									
	t/t原単位	tJ									
合計原油換算		kl									
	t/t原単位	kl									
合計原油換算		kl									
	t/t原単位	kl									

備考 1 他者に移転する熱・電気を発生させるために使用した燃料の処理量については、自己使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めたお体のエネルギー使用量の内訳とすること。
2 B1欄におけるB1換算係数は、電気の量1キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算して算出すること。また、この熱量換算B1小欄には百分の小のこと。

1－2　電気原単位最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度	
			数量	
			総量	総原単位
夜間	0 時	ｋＷｈ		
	1 時	ｋＷｈ		
	2 時	ｋＷｈ		
	3 時	ｋＷｈ		
	4 時	ｋＷｈ		
	5 時	ｋＷｈ		
	6 時	ｋＷｈ		
	7 時	ｋＷｈ		
	8 時	ｋＷｈ		
	9 時	ｋＷｈ		
	10 時	ｋＷｈ		
	11 時	ｋＷｈ		
	12 時	ｋＷｈ		
	13 時	ｋＷｈ		
	14 時	ｋＷｈ		
	15 時	ｋＷｈ		
特殊時間	夏期の厳しい時間帯	ｋＷｈ		
	冬期の厳しい時間帯	ｋＷｈ		
	その他の時間帯	ｋＷｈ		
合計		ｋＷｈ		

備考　1　事業者単位で日別・時間帯別のパターンを選択して記入すること。なお、時間帯別による集計の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力抑制時間帯、調整が厳しい時間帯又はその他の時間帯にとられた措置（したものを記入すること。
2　原油換算量に換算は、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める不到電気原単位最化評価及び時間帯別電気原単位最適化報告を考慮した値を記入すること。

1－3　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	B

備考　1 日に数回日本の対応を行った場合にも、1 日」として報告を行うこと。

1－4．熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び単位有効熱に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱－電気供給事業者から購入した熱・電気において有効熱に係る割合
□ 熱 □ 電気	1．	Gｊ・kWｈ	kl	％
□ 熱 □ 電気	2．	Gｊ・kWｈ	kl	％
□ 熱 □ 電気	3．	Gｊ・kWｈ	kl	％

指定一第 3 表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを使用する主要な設備の概要、設備利用及び稼設、廃設又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、廃設又は撤去の状況
（エネルギーの使用の合理化に資する設備）				
（上記以外のエネルギーを使用する設備）				

指定一第 4 表　エネルギーの使用量と熱量の情報をもつ値

	年度	対前年度比（％）
生産量又は建築延べ面積のエネルギーの総使量と密接な関係をもつ値（注 2）	①	

指定一第 5 表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（％）
原単位	エネルギー使用量（分母）（特定一第 2 表の「第一第一」） 生産量又は建築延べ面積のエネルギーの他用量と密接な関係をもつ値（特定一第 4 表の①）		

備考　①の生産比率は原単位に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める値と同様を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2　電気需要最適化評価区単位

		年度	対前年度比（％）
電気需要最適化評価原単位	電気需要最適化評価原単位（第 2 表の「電気」） （＝電気需要と調整最適化量の比率）×（第 1 表の） （特定一第 2 表の「電気」）－第 2 表の）		

3　非化石エネルギーの使用状況

		年度
非化石電気の使用状況	＝	第 2 表の非化石電気（太陽光発電等） （第 2 表の電気（太陽光発電等））	%

備考　以下に示すエネルギー種類について報告すること。
①熱源に熱源する熱・電気を加えさせたのち使用した熱の熱料及び非化石燃料を分母分子から控除。
②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定一第 6 表　最近 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間で平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（％）		甲	乙	丙	丁	戊	

2　電気需要最適化評価区単位

電気の使用量の集計区分			□ 一括		□ 時間帯別		
	年度	年度	年度	年度	年度	5 年度間で平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（％）		甲′	乙′	丙′	丁′	戊′	

3　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%	%

指定一第 7 表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1　過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位と電気需要に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）に該当する場合、両方記載すること。

2　過去 5 年度の電気需要最適化評価原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が総年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）に該当する場合、両方記載すること。

3　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一覧を表　エネルギー管理指定工場等、通称エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（ＥＸＩＴＯ ハイパ ＥＸＩＴＯ に記入すること。）

1　工場等であつて第５事業所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況

（法第５条第１項関係）

大項目	課題の管理	計測の管理	計画及び記録	体制及び設備	教育・実施に当たっての留意	対象外の事業
1-1 工場等の管理	管理標準の設定の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-2-1 ボイラー設備、冷凍設備	ボイラー設備、冷凍設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー設備、冷凍設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-2-2 加熱炉、焼成炉等				加熱炉等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
1-3 ヒートポンプ、蒸発器、熱交換器、熱風炉等	ヒートポンプ、蒸発器、熱交換器、熱風炉等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ヒートポンプ、蒸発器、熱交換器、熱風炉等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-4-1 生産設備の稼動率				生産設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
1-4-2 冷凍、空調、照明、給湯等	冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-4-3 生産設備、冷凍、空調、照明、給湯等	生産設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	生産設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	生産設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-5-1 ユーティリティ設備の管理				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
1-5-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-6-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
1-6-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-7-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
1-7-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-8-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
1-8-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
1-9-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
1-9-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
2-1-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
2-1-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
2-2-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
2-2-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
2-3-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
2-3-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-1-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-1-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-2-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-2-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-1 ユーティリティ設備の稼動率				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-2 ユーティリティ設備の管理	ユーティリティ設備の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ユーティリティ設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-3 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-4 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-5 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-6 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-7 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-8 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-9 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-10 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-11 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-12 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-13 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-14 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-15 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-16 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-17 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-18 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-19 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-20 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-21 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-22 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-23 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-24 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の管理標準の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の計測の計画、実施方法等の計画の状況 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 計測の記録 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測を適正に実施するための教育・実施に当たっての留意 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
3-3-25 ボイラー、冷凍、空調、照明、給湯等				設備の稼動率の向上等の工夫 □ 適切 □ 一部改善（　%） □ 未設定 管理標準に定めている事項 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
3-3-26 ボイラー、冷凍、空調、照

第二十一号第一号イに掲げる場合		第八項第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合	第四項第一部ウ(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合	第四項第四部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合		
		法第52条第2項ア(ｱ)第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項ア(ｲ)第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項ア(ｳ)第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
第二十一号第二号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合		
第二十一号第三号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
第二十一号第四号に掲げる場合						
第二十一号第五号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
第二十一号第六号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
第二十一号第七号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
第二十一号第八号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
第二十一号第九号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
第二十一号第十号に掲げる場合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合	法第52条第2項第表第1の項第一欄に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合 第第第第二部ア(ロ)(3)(ｲ)に掲げる場合 □ 適合 □ 一部適合 (　%) □ 非適合		
生 物 多 様		自然環境 周囲景観に適合している				

2－2　工場等（熱及事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称	
発電機等（設備の名称）	
燃料	
出力（kW）	
設備の容量	
発電効率（%）	
設計効率（%）	
燃料種ごとの熱収支	
熱回収	
回収量（GJ）	
熱量換算値（%）	
設備に投入する排熱ベネルギーの名称	
設備への投入により増加するエネルギー量（千kWh）	
排熱中毒に向けた動機	
設備から発生した熱のベネルギーのうち熱として活用されたもの（GJ）	
設備に投入したバイオマスのベネルギー量（GJ）	
バイオマスの種類	
設備に投入した水素のベネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した廃棄物のベネルギー量（GJ）	
廃棄物・産業廃棄物の種類	
その他設備の高効率化に向けた動機	
調整の実施による削減量（%）	

備考　1　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備毎の状況を記入すること。
2　「発電効率」欄には、電動のポイント、タービンの高効率等を通じて一体的な機能となっている場合に、一体での効率計算を行うユニットを単位として記入すること。
3　「設備の容量」欄には、「電気事業法」又は「ガス事業法」を記入すること。
4　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
5　「調整力保障による削減」欄には、社団火力電力供給量であって、別表第四法第5　編考　2に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定一覧方法　その他実施した施策

1　ｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化に関する事項

施 策 の 概 要

2　電気の需要の最適化に資する施策に関する事項

施 策 の 概 要

3　水化ガｽﾈﾙｷﾞｰの転換に関する事項

施 策 の 概 要

指定一覧第10表　ｴﾈﾙｷﾞｰ管理指定工場等、連鎖型ｴﾈﾙｷﾞｰ管理指定工場等、管理統括ｴﾈﾙｷﾞｰ管理指定工場等及び管理関係ｴﾈﾙｷﾞｰ管理指定工場等におけるｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値

1　ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値に係る

ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	$t-CO_2$
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するもの	$t-CO_2$

備考　1　ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値は廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の量には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
(1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
(2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
(3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
2　ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値は廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量には、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
3　ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値は、燃料ｶﾞｽの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が見込まれる場合は、本表に加えて別記一第18表のうちに、備考1（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別記一第18表のうちに、備考1（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別記一第18表のうちに、必要事項を記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設は設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値は量

ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素 $t-CO_2$

備考　本別記に掲げる工場等で、自己を事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値は量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3の1　ｴﾈﾙｷﾞｰの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ｶﾞｽの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ｶﾞｽ算定値の算定に用いた数量

移動の種	移動の種類	移動の運用範囲
$t-CO_2/T\cdot d$		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の採択及び適用範囲を記載すること。

3の2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO2/MWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の採択及び適用範囲を記載すること。

3の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から譲受された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の採択及び適用範囲を記載すること。

4　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　燃料等の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、附記一覧 10 表の3の1に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、附記一覧 10 表の3の2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、附記一覧 10 表の3の3に記載すること。

5　地球温暖化の係数に係る読み及び設備の型番の名称

地球温暖化の係数に係る読み方の名称（該当するものにつけること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものにつけること）	1．有 2．無

備考　1　本欄のエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る部分の地球温暖化対策の推進に関する法律施行条例1項の適用に係るものである場合は、左欄「1．有」をつけること。
2　同欄第2条第1項の規定によるエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る部分の地球温暖化対策の推進に関する法律施行条例1項の適用に係るものである場合は、右欄「2．無」をつけること。
3　本表の「1．有」をつけた場合であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

1　この用紙のたきさは、日本産業規格A4とすること。

2　文字は、ふり仮名、インク、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

3　燃焼装置が複数台存在する「定格熱入力」欄及び「熱効率向上」欄には、[ ]内に記入すること。

4　附記一覧1表の特定設備番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めることにより付与された番号を記入すること。

5　附記一覧2表1－1の規程書の欄には、特定事業者であっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）であっては、連鎖している全ての工場等及び管理関係会社が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者であっては、当該認定管理統括事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）、認定管理関係事業者であっては、当該認定管理関係事業者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合であっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の特定電気事業者（当該特定電気

③販売した銀ヒ＝エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・㊐
④購入した石利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・㊑′
⑤（③÷①）－㊐－㊑′・・・（㊒′-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積ごとの他のエネルギーの使用量と前年度比原単位の関係を時一範・・・㊓
⑦事業分類ごとの（㊒′-1）及び㊓を事業者全体で合算し、それぞれの合計値（㊒′-1）、㊓を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（㊒″-1）＝（㊒′-1）／㊓が求められる。

⑧（㊒″-1）と前年度の原単位（㊒′-1）のはと・・・（㊒′-1）

（2）会社事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（㊒″-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の年度原単位（㊒′-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（㊐-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を適用したエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（㊐′

③販売した銀ヒ＝エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・㊓
④購入した石利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・㊑′
⑤（㊓÷①）－㊐－㊑′・・・（㊒′-1）
⑥事業分類ごとの内訳に、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（㊒-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積ごとの他のエネルギーの使用量と前年度比原単位の時一範・・・㊓
⑧電気需要最適化評価原単位・・・（㊒″-1）（㊒-1）（㊒′-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・（㊒′-1）
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年増加（%）・・・（㊒′-1）
⑪事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年増加を求める。（㊒″-1）を（㊒-1）の重み で加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年増加を求める。（㊒″-1）＝（㊒″-1）＋（㊒″-1）＋（㊒″-1）＋・・・＋

２０　特定一第４表及び特定一第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、それぞれ小数点以下第２位まで記入すること。なお、特定一第５表上段ただし書に記載する事業者全体の原単位（㊒-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（㊒″-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（㊒′-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」は「－」及び「㊒′-1」を記入すること。

２１　特定一第４表及び特定一第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に注記の下、「過去エネルギー原単位」、「過去エネルギー消費原単位」及び「過去電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度前の第３に使用した算式に１算記した値を記入すること。その際、特定一第５表上段ただし書に記載する事業者全体の原単位（㊒-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（㊒″-1）が算出困難であった場合は、「過去エネルギー原単位」及び「過去エネルギー消費原単位」及び「過去電気需要最適化評価原単位」、並びに「対前年度比」の欄には、「－」を記入すること。

２１　特定一第４表及び特定一第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位に過去度エネルギー消費原単位を時換したエネルギー消費原単位及び過去電気需要最適化評価原単位を時換した電気需要最適化評価原単位を加味した５年度間平均原単位変化を次の式により算出すること。

（1）エネルギー消費原単位５年度間平均原単位変化

５年度間平均原単位変化（%）＝（㊒-1）×（㊒-1）×（㊒-1）$^{\frac{1}{5}}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（㊓×㊒×㊒′×㊒′）$^{\frac{1}{5}}$（%）

（2）電気需要最適化評価原単位５年度間平均原単位変化

５年度間平均原単位変化（%）＝（㊒″-1）×（㊒″-1）×（㊒″-1）×（㊒″-1）$^{\frac{1}{5}}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（㊒″×㊒″×㊒″×㊒″）$^{\frac{1}{5}}$（%）

２２　特定一第５表上段、例えば「（ロ）の欄」が「（イ）の欄」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定一第６表上、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する規制条例に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定一第７表に、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関する事項を記載すること。

２５　特定一第８表に、該当するもの■を付けること。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２６　特定一第９表に、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は設定管理指定事業者が設置する全ての工場等及び管理指定事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等及び第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。特定区分の変更が必要な場合は、「指定区分の変更が紙さん記載」欄に■付けること。

２７　特定一第１表は、特定エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理統括エネルギー指定工場等の指定を受けている工場等であって、エネルギーの使用量が小型６表に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定一第１０表の「特定１０表の記入に当たっては、特定一第１０表及び特定一第１０表に記載された数値欄を参照すること。

２９　特定一第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、当該事業に関連する熱源設備に付与で、当該熱を発生させるために使用された全ての熱及び冷を記載熱の発熱量を算定するとて適切と認められるものを使用した場合は、当該値の根拠となる資料を添付すること。

３０　特定一第２表に記入する欄に、都市ガスについては、供給会社等から提示された圧縮化発熱量を都定一第２表欄内に記入すること。

３１　特定一第２表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３２　特定一第８表は、等ら事業所その他ごとに関する用途に関する「建物（法第５条第１項第１号）に該当する場合は、それぞれの「延床（法第５条第１項第２号）に該当する場合はこちらで、該当する項目■付を付し、必要な箇所についてはあ数を記入すること。また、該当しない項目については、当該部分の欄に斜線を引くこと。

３３　特定一第９表に連鎖化エネルギー熱量を使用した使用量の報告を行っている場合は、連鎖化エネルギー熱量を換算した数値を記載し、当該値を定期報告書の参考資料として提出することができれば、代えること。

３４　設定一第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定一第２表、第３表、第１１表、第１２表に第２編考をそれぞれ参照すること。

様式第２２（第５８条関係）

様式第22（第58条関係）

登録調査機関登録申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８８条の規定に基づき、次のとおり同法第８４条第１項の登録を受けたいので申請します。

確認調査の業務を行おうとする事業所	名称	
	所在地	
確認調査の業務を開始しようとする年月日		

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２３（第６４条関係）

様式第23（第64条関係）

事業所変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
登録調査機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第９３条の規定に基づき、次のとおり事業所を変更し、その旨届出ます。

変更事項		変更の内容	
		変更前	変更後
確認調査の業務を行う事業所	名称		
	所在地		
変更年月日			
変更の理由			

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２４（第６５条関係）

様式第 24（第 65 条関係）

調査業務規程届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
登録調査機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第９４条第１項の規定に基づき、別紙のとおり調査業務規程を設定したので届け出ます。

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２５（第６６条関係）

様式第 25（第 66 条関係）

調査業務規程変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
登録調査機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第９４条第１項の規定に基づき、次のとおり調査業務の変更をしたいので届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	
変 更 の 理 由	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２６（第６８条関係）

様式第 26（第 68 条関係）

調査業務休止・廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
登録調査機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第９５条の規定に基づき、次のとおり調査業務の全部又は一部を休止又は廃止したいので届け出ます。

休止又は廃止しようとする調査業務の範囲	
休止又は廃止しようとする年月日及び期間	
休止又は廃止しようとする理由	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２７（第７５条関係）

様式第 27（第 75 条関係）

受理年月日	
処理年月日	

貨物の輸送量届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１３条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１．荷主に関する事項

事業者の氏名	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
貨物輸送事業者に輸送させた貨物の輸送量（年間）	トンキロ
備考	

２．市町村等連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
ＦＡＸ	
メールアドレス	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　３　届出事項が年月を付した帳票に記入していること。
　　４　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
　　５　貨物荷主届において輸送量が第１２条第２項に該当しないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

様式第２８（第７７条関係）

様式第28（第77条関係）

受理年月日	
受長官年月日	

特定荷主指定取消申出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１３条第３項の規定に基づき、特定荷主の指定の取消しを申し出ます。

１．特定荷主の概要

特定荷主の概要	特定荷主番号						
	事業者の名称						
	主たる事務所の所在地	〒					
	主たる事業						
	細分類番号						
	貨物輸送事業者に輸送させた貨物の輸送量（　年度）	トンキロ					
指定の取消しを申し出る理由							

備考

２．作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　署	
氏　　名	
電　　話	
F　A　X	
メ　ー　ル　ア　ド　レ　ス	

備考　１　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　特定荷主の欄には、特定荷主番号を記入することにより明確に記入すること。
３　申出書類の部数を付した欄には記入しないこと。
４　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業については日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
５　貨物輸送事業者に輸送させた貨物の輸送量の欄については、提出の１年度における当該輸送量を記入すること。
６　荷主の指定を申し出る理由の欄には、荷電を行わなくなったときは不合理な、貨物輸送事業者に輸送させる貨物が輸送量が合算１２条第３項で定める量以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の当該輸送量の見込み量が定に これらの見込みの理由を記入すること。

様式第２９（第７８条関係）

様式第29（第78条関係）

受理年月日	
受長官年月日	

中長期計画書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
最終ページ
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１４条又は第１１８条の規定に基づき、次のとおり提出します。

１　特定荷主又は認定管理統括者の名称等

特定荷主番号又は認定管理統括者番号							
事業者の名称							
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）						
主たる事業							
細分類番号							
作成担当者連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス						
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出義務の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を希望する。						
本計画書(５年間)の計画期間	（　　）年度 ～（　　）年度						
本計画書(前年に提出)の計画期間	（　　）年度 ～（　　）年度　　ご計画内容に変更なし						

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

１．計画内容

対策	計画内容	実施時期	エネルギー使用合理化効果原油換算(KL/年)

２．その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

３．前年度計画書との比較

対策	前回のされた計画	理由
対策	提出された計画	理由

様　非化石エネルギーへの転換に関する計画

1．非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標

1－1　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８t 以下の貨物自動車）

区分		自家用及び貸与等無償自己使用する貨物自動車	
		対標年度における定量目標の目安	目標
		年度	年度
電気自動車	①		台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②		台
プラグインハイブリッド自動車	②		台
専ら バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	②		台
非化石エネルギー自動車の合計	①＋②＋②＋②＋②		台
自家用及び貸与等無償自己使用する貨物自動車の合計	⑥		台
ハイブリット自動車（参考）	⑦		台
電動車総合（参考）	①②＋②＋②＋⑦／⑥		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%

1－2　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

1－3　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８t 以下）への転換に関する事項及び参考情報

1－4　充電設備の設置数（車両総重量８t 以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	計画		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数（①＋②）
		年度	
口			台

1－5　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８t 超の貨物自動車）

区分		自家用及び貸与等無償自己使用する貨物自動車
		目標
		年度
電気自動車	①	台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台
専ら バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台
非化石エネルギー自動車の合計	①＋②＋③＋④	台
自家用及び貸与等無償自己使用する貨物自動車の合計	⑤	台
ハイブリット自動車（参考）	⑦	台
電動車総合（参考）	①②＋③＋⑦／⑤	%
非化石エネルギー自動車割合	④／⑤	%

1－6　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

1－7　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８t 超）への転換に関する事項及び参考情報

1－8　その他定量的な目標

計画内容	年度	目標

2．非化石エネルギーへの転換に関する定性的な目標

2－1　計画内容

対策	計画内容	実施時期

2－2　その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

2－3　荷主連計画書との比較

対策	現段階における計画	理由
対策	追加された計画	理由

備考　１　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、ポイント、インチ、タイプピッチ及び字体等による明確に記入すること。

３　計画連望欄の保存年が付した欄には記入しないこと。

４　１の「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該貨主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

５　作成者住者連絡先の欄には、本計画書の作成を担当した者の職名、氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。

６　第の１及び第の２－１の「計画内容」の欄については、対策の内容別に適用対象範囲を明示して記入すること。

７　第の１の「二 エネルギー使用合理化推進改善」の欄には、長率年度を報告年度とし、計画完了年度における「年間エネルギー消費量の削減効果」を記入すること。

８　第の２及び第の２－２には、第の１及び第の２－１の欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関係するプロジェクト、中期計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、別添資料を添付すること。

９　第の２－３には、荷主連計画書の作成に当たり実現時期を勘案による貨物の輸送、「荷主等及び輸送」１．ニ．ホに掲げる輸送

一　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事の用に供する自動車による貨物の輸送の５％相当の荷主の実績として行う貨物の輸送

二　同条第３項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

１０　「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグイン・ハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリット自動車についても、できる限り記入すること。

１１　第の１－４には、１－１の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の目標（単位：台）を参考に、充電設備の設置数（単位：口）について目標を記入すること。

１２　第の３及び第の２－３には、第の１及び第の２－１について年度毎に比例して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

様式第３０（第７９条関係）

様式第30（第79条関係）

受理機関名称	
受理機関番号	

定 期 報 告 書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１５条第１項又は第１１９条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定事業者等の識別番号							
特定事業者番号							
事業者の名称							
主たる事務所の所在地	〒 （ 電話（　　－　　－　　）						
主たる事業							
連絡先番号							
主たる事務を管理する人員							
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス						
指定期日までの事業者の名称及び所在地についての変更の有無						有／無	
有の場合							
変更前の事業者の名称　：							
変更前の事業者の所在地　：							

第１表　エネルギー使用量等
１－１　エネルギーの使用量及び非化石エネルギー設備を稼働させたエネルギーの使用量等

区分			算定方法		①うち非一般電気事業分	非化石エネルギー設備を稼働させたエネルギー使用量	
				使用電力の消費		遠隔となる別の工場のエネルギー使用量	遠隔分のエネルギー使用量は除く
燃料	石油等	貨物自動車（　　）		有／無			
		その他（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
	石炭等	貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		鉄道（　　）		有／無			
		鉄道（　　）		有／無			
		航空機（　　）		有／無			
小計							
うち非化石（A）							
原油換算kL					第一１	第一２	
うち非化石（A）							
非化石比率換算kL							
非化石比率（%）							

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

区分			エネルギー使用量		非化石エネルギー設備を稼働させたエネルギー使用量			
					遠隔となる別のエネルギー使用量		遠隔分のエネルギー使用量は除く	
			数値	熱量kl	数値	熱量kl	数値	熱量kl
石油等	貨物自動車（　　）	軽油	kl		kl		kl	
		軽油（　　）	kl		kl		kl	
		（　　）						
		（　　）						
		（　　）						
	その他（　　）							
	貨物自動車（　　）	揮発油	kl		kl		kl	
		軽油	kl		kl		kl	
		（　　）						
		（　　）						
石炭等	船舶（　　）	ハ重油	kl		kl		kl	
		B・C重油	kl		kl		kl	
		（　　）						
	鉄道（　　）	軽油	kl		kl		kl	
		電気	千kWh		千kWh		千kWh	
		（　　）						
	航空機（　　）	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
		揮発油	kl		kl		kl	
		（　　）						
合計								

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

区分			輸送量 (kt)	エネルギー使用量		非公表燃料エネルギー使用を踏まえたエネルギー使用量				（参考）その他
						道路以外（トンキロベース）エネルギー使用量		道路（トンキロベース）エネルギー使用量		
				数値	熱量（GJ）	数値	熱量（GJ）	数値	熱量（GJ）	
旅客部門	自家用乗用車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km㎥
		軽油		kl		kl		kl		km㎥
		（　）								
		（　）								
	その他（　）	（　）								
		（　）								
	自家用以外（　）	揮発油		kl		kl		kl		km㎥
		軽油		kl		kl		kl		km㎥
		（　）								
		（　）								
運輸部門	船舶（　）	入港燃		kl		kl		kl		km㎥
		日・ロ運搬		kl		kl		kl		km㎥
		（　）								
	鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl		km㎥
		電気		T kWh		T kWh		T kWh		km T kWh
		（　）								
	航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km kl
		揮発油		kl		kl		kl		km kl
		（　）								
合計										

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表３　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

区分				輸送量（T トンキロ）	エネルギー使用量		非公表燃料エネルギー使用を踏まえたエネルギー使用量				（参考）エネルギー原単位（kJ/トンキロ）
							道路以外（トンキロベース）エネルギー使用量（GJ）		道路（トンキロベース）エネルギー使用量（GJ）		
		燃料	最大積載量（kg）		数値	熱量（GJ）	数値	熱量（GJ）	数値	熱量（GJ）	
旅客部門	自家用乗用車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%
			500～1,499		kl		kl		kl		%
			1,500～		kl		kl		kl		%
		軽油	～499		kl		kl		kl		%
			1,500～1,499		kl		kl		kl		%
			2,500～3,499		kl		kl		kl		%
			4,500～5,499		kl		kl		kl		%
			6,500～7,499		kl		kl		kl		%
			8,500～9,499		kl		kl		kl		%
			10,500～11,499		kl		kl		kl		%
			12,500～16,499		kl		kl		kl		%
			17,500～		kl		kl		kl		%
		その他（　）	（　）		kl		kl		kl		
	その他（　）	（　）	（　）								
運輸部門	自家用以外（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%
			500～1,499		kl		kl		kl		%
			1,500～		kl		kl		kl		%
		軽油	～499		kl		kl		kl		%
			1,500～1,499		kl		kl		kl		%
			2,500～3,499		kl		kl		kl		%
			4,500～5,499		kl		kl		kl		%
			6,500～7,499		kl		kl		kl		%
			8,500～9,499		kl		kl		kl		%
			10,500～11,499		kl		kl		kl		%
			12,500～16,499		kl		kl		kl		%
			17,500～		kl		kl		kl		%
		その他（　）	（　）		kl		kl		kl		
	船舶	（　）	（　）								
		（　）	（　）								
	鉄道	（　）	（　）								
	航空機	（　）	（　）								
合計											

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

1－2　設備等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び取消日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　1　本表は、設備等の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた設備等の種別が「その他」となる場合には、別の説明を付すこと。
3　設備等は、無効化及び取消日又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び廃棄又は移転した設備等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット種別番号とユニット終了番号を「－」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
5　無効化及び取消日又は移転日の欄には、無効化及び廃棄日から十五日以内又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
6　非化石エネルギー量の欄には、小数点以下二桁まで記載すること。
7　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び取消又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－3　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー部分に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける非化石価値を含む電気の比率
			小数第四位まで記載
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	%
3.	kWh	kl	%

2　荷主連携エネルギー設置の実績

2－1　荷主連携エネルギー設置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　荷主連携エネルギー設置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

2－3　荷主連携エネルギー設置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携エネルギー機器に係る関係のエネルギー使用量		荷主連携エネルギー機器に係る換算係数		荷主連携エネルギーを貨物輸送事業者に行わせたことによるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量(J)	数値	単位	数値	熱量(J)

第2表　エネルギー使用量と変換の関係を持つ値

エネルギー使用量と変換の関係を持つ値（名称：　　）（単位：　　）	年度	対前年増減（%）
	①	

第3表　エネルギー消費原単位

		年度	対前年増減（%）
原単位①	エネルギーの変容量（貨物輸送）（第－1）／エネルギーの使用量と変換の関係をもつ値（①）		
原単位②	エネルギーの変容量（貨物輸送）（第－2）／エネルギーの使用量と変換の関係をもつ値（②）		

第4表　複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と変換の関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

第5表　過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

1－エネルギー消費原単位

エネルギー消費原単位	年度	年度	年度	年度	年度	5年平均値（対前年増減率）
指年度比（%）	／	①－1	①－1	①－1	①－1	／
貨物輸送エネルギー換算と総生エネルギー消費原単位	／	②－2	②－2	②－2	②－2	／
指年度比（%）	／					

2　非化石エネルギーの使用状況

2－1　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8ｔ以下の貨物自動車）

区分		平成30度以降に車両を輸送に使用する貨物自動車										計画
		実績								計画年度（平成　年度）		
		年度		年度		年度		年度		年度		年度
電気自動車	①	台		台		台		台				台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台		台		台		台				台
プラグインハイブリッド自動車	③	台		台		台		台				台
電力ハイオク燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台		台		台		台				台
非化石エネルギー自動車の合計	①＋②＋③＋④	台		台		台		台				台
自家用及び貨物事業輸送に使用する貨物自動車の合計	⑤	台		台		台		台				台
ハイブリッド自動車（参考）	⑥	台		台		台		台				台
電動車割合（参考）	（①＋②＋③＋⑥）／⑤	%		%		%		%				%
非化石エネルギー自動車割合	④／⑤	%		%		%		%				%

2－2　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	総合熱効	バイオ燃料又は合成燃料の年間量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

2－3　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8ｔ以下）への転換に関する事項及び参考情報

2－4　充電設備の設置数（車両総重量8ｔ以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	台数		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数（②＋③）
		年度	
台			台

2－5　その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

2－6　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t超の貨物自動車）

区分		自家用及び貸主用乗用輸送に使用する貨物自動車					
		保有				廃棄	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
燃料消費量	①	台	台	台	台	台	台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台
電気・バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	②+③+④	台	台	台	台	台	台
自家用及び特定事業輸送に使用する保有台数車の合計	⑤	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車（参考）	⑥	台	台	台	台	台	台
燃料車割合（参考）	①/(①−⑤)×100	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/①×	%	%	%	%	%	%

2－7　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	総合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

2－8　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t超）への転換に関する事項及び参考値

第6表　エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

1　過去5年度間のエネルギー消費原単位が平年度1％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

イ）の理由

ロ）の理由

2　非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第7表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1　荷主の部

実施項目					
荷姿方針の作成とその改善等の把握	荷姿方針の策定 ☐ 策定している ☐ 策定していない	現行者の配置状況等 ☐ 全ての部門で設置している ☐ 大半の部門は設置している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	目標の設定 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	報告と公表 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	
	内外装資材の整備 ☐ 軽量化 ☐ 簡素化 ☐ 共用化	エネルギー効率化等を考慮した主要輸送機器 ☐ 実施している ☐ 実施していない	エネルギー原単位の把握及び改善方法の実施内容 ☐ 実施している ☐ 実施していない	燃料消費量の情報提供及び報告方法 ☐ 実施時期なし ☐ 実施時期あり－燃料法 ☐ 実施時期あり－燃費法 ☐ 実施時期あり－トラック法 ☐ 荷主の求めからの公開法	
輸送効率向上のための措置	商品や容器の標準化 ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない 非常時の輸送機等の利用 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	輸送ルートの工夫 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	荷姿向上のための容器の輸送の工夫 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
物流主力の選択	運賃や輸送実績等の比較し ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない				

2　主に小口貨物の配送　　有・無

実施項目				
大口貨物の配送効率向上	荷姿方針の輸送の指導 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	運送車種の選択 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	時間帯調整の推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	ニュアライズの推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない
	台数車両の推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	車両及び運輸の管理の推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	車両等の大型化 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	

3　主に消費者向けの小口貨物の配送　　有・無

実施項目				
小口貨物の配送効率向上	本拠中間取扱場所の指定 ☐ 輸送事業者が対応中 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	日時・中間取扱場所の再知ら・変更の対応 ☐ 輸送事業者が対応 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	受取中又は代引の処理 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	
	再配達防止のための取組 消費者への啓蒙の推進			

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

２．非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要

３．電気の需要の最適化に関する事項

措置の概要

第９表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度：　　年度

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-CO2

２．地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排数と異なる算定方法又は排数の内容

３．環境保護の保護に係る設備及び除害の設備の有無

大気汚染防止法第２条第１項の施設に係るものの有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無	特定化学物質の環境への排出量の報告（該当するものに○をすること）	1．有 2．無

荷主認定－総括表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第１２条第２項に定める基準以上の荷主の一覧

１．認定管理統括荷主

認定管理統括荷主番号	認定管理統括荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	最終ページ

２．管理関係荷主

管理関係荷主番号	管理関係荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	最終ページ

荷主認定－第１表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主の名称等

認定管理統括荷主番号（※２） 認定管理関係荷主番号	
特定事業所番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
連絡先番号	
主たる事業を所管する大臣	

様式2第2号表 ニネルギー使用量等

1 ニネルギーの使用量及び特定連携者ニネルギー原単位を超えたニネルギーの採用量等

区分			算定方法		ニネルギー使用量	前年度末に当ニネルギー原単位を超えたニネルギー使用量	前年度ニネルギー使用量に対する超過ニネルギー使用量比
			前年度末の実績		熱量比		
自動車分	貨物自動車（ ）			有／無			
	その他（ ）			有／無			
	貨物自動車（ ）			有／無			
	貨物自動車（ ）			有／無			
自動車以外	貨物自動車（ ）			有／無			
	貨物自動車（ ）			有／無			
	貨物自動車（ ）			有／無			
	船舶（ ）			有／無			
	船舶（ ）			有／無			
	鉄道（ ）			有／無			
	航空機（ ）			有／無			
合計（J）							
	うち非化石（K）						
投資額比率（L）					⑨－1	⑨－2	
	うち非化石（M）						
前年度原油換算（N）							
対前年度比（%）							

補足 ニネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるニネルギー使用量等の算定

区分			ニネルギー使用量		前主連携者ニネルギー原単位を超えたニネルギー使用量			
					連携なし（ニネルギー使用量）		連携あり（ニネルギー使用量）	
			数値	熱量（J）	数値	熱量（J）	数値	熱量（J）
自動車分	貨物自動車（ ）	揮発油		x1		x1		x1
		軽油	x1		x1		x1	
		（ ）						
		（ ）						
	その他（ ）	（ ）						
自動車以外	貨物自動車（ ）	揮発油	x1		x1		x1	
		軽油	x1		x1		x1	
		（ ）						
		（ ）						
	船舶（ ）	A重油	x1		x1		x1	
		B・C重油	x1		x1		x1	
		（ ）						
	鉄道（ ）	軽油	x1		x1		x1	
		電気	※kWh		※kWh		※kWh	
		（ ）						
	航空機（ ）	ジェット燃料油	x1		x1		x1	
		揮発油	x1		x1		x1	
		（ ）						
合計								

補足 燃料法によるニネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるニネルギー使用量等の算定

区分			輸送距離（km）	ニネルギー原単位		前主連携者ニネルギー原単位を超えたニネルギー使用量				（参考）その他数値
						連携なし（ニネルギー使用量x）		連携ありニネルギー使用量x）		
				数値	熱量（J）	数値	熱量（J）	数値	熱量（J）	
自動車分	貨物自動車（ ）	揮発油		x1		x1		x1		km/l
		軽油		x1		x1		x1		km/l
		（ ）								
	その他（ ）	（ ）								
自動車以外	貨物自動車（ ）	揮発油		x1		x1		x1		km/l
		軽油		x1		x1		x1		km/l
		（ ）								
		（ ）								
	船舶（ ）	A重油		x1		x1		x1		km/l
		B・C重油		x1		x1		x1		km/l
		（ ）								
	鉄道（ ）	軽油		x1		x1		x1		km/l
		電気		※kWh		※kWh		※kWh		km/※kWh
		（ ）								
	航空機（ ）	ジェット燃料油		x1		x1		x1		km/x1
		揮発油		x1		x1		x1		km/x1
		（ ）								
合計										

補足 燃費法によるニネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるニネルギー使用量等の算定

区分				輸送量（トンキロ）	ニネルギー原単位		前主連携者ニネルギー原単位を超えたニネルギー使用量				（参考）平均積載率	（参考）ニネルギー原単位（kl/トンキロ）
		燃料	積載量（kg）				連携なし（ニネルギー使用量x）		連携あり（ニネルギー使用量x）			
					数値	熱量（J）	数値	熱量（J）	数値	熱量（J）		
自動車分	貨物自動車（ ）	揮発油	～200		x1		x1		x1		%	
			200～1,000		x1		x1		x1		%	
			1,000～		x1		x1		x1		%	
		軽油	～200		x1		x1		x1		%	
			1,200～1,999		x1		x1		x1		%	
			2,000～3,999		x1		x1		x1		%	
			4,000～5,999		x1		x1		x1		%	
			6,000～7,999		x1		x1		x1		%	
			8,000～9,999		x1		x1		x1		%	
			10,000～11,999		x1		x1		x1		%	
			12,000～15,999		x1		x1		x1		%	
			17,000～		x1		x1		x1		%	
		その他（ ）	（ ）		x1		x1		x1			
	その他（ ）	（ ）										
		（ ）										
自動車以外	貨物自動車（ ）	揮発油	～400		x1		x1		x1		%	
			400～1,400		x1		x1		x1		%	
			1,500～		x1		x1		x1		%	
		軽油	～400		x1		x1		x1		%	
			1,400～1,999		x1		x1		x1		%	
			2,000～3,999		x1		x1		x1		%	

			6,000～5,999		kl		kl		kl		%
			6,000～7,999		kl		kl		kl		%
			8,000～9,999		kl		kl		kl		%
			10,000～11,999		kl		kl		kl		%
			12,000～16,999		kl		kl		kl		%
			17,000～		kl		kl		kl		%
		その他（　）	（　　）		kl		kl		kl		
	石炭	（　　）									
	灯油	（　　）									
	軽油	（　　）									
	重油	（　　）									
	合計										

備考　トンキロ当たりエネルギー使用量の算定に関して

1－2　設置等による非化エネルギーの使用量の算出に係る設備

クレジット特定番号等	無効化及び無効以又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　1　本欄は、証書等の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた証書等の種別ごとにはとなる場合には、欄の追加を行うこと。
3　証書等は、無効化及び無効日又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び無効又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックやユニット無効番号とユニット終了番号を「－」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
5　無効化及び無効又は移転日の欄には、無効化及び無効を行った日付又は登録済上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
6　非化エネルギー量は万の桁、熱転換効率の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての非化エネルギー量について、事業者が無効化及び無効又は移転を行ったことを確認できる資料を保存すること。

1－3　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	電　力　量		事業者メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	%
3.	kWh	kl	%

2　荷主連携省エネルギー計画の実績
2－1　荷主連携省エネルギー計画に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　荷主連携省エネルギー計画に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

2－3　荷主連携省エネルギー計画に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	燃料消費		荷主連携省エネルギー計画に係るエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー計画に係る燃料消費		荷主連携省エネルギー計画に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされたエネルギー使用量		
	数量	単位	数量	熱量GJ	数量	単位	数量	熱量GJ

荷主認定－第3表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
報告年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-CO2

2　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は規格と異なる算定方法又は規格の内容

3　報利利益の低減に係る技術及び設備の種類の有無

1段上又は上の階層の報告義務の有無（「1．有」を選択する場合は報告義務の内容を「報告する内容」に係るものに記入すること）	1．有 2．無	報告義務を対象の階層に関する法律第31条第1項の規定による指摘の有無（「はい」を選択する場合に記入すること）	1．有 2．無

様式第３１（第８２条第１項関係）

備　考

１　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、ａｍ等で、インキ、タイプによる印字等による明瞭に記入すること。

３　製作番号欄の部分を付した機は記入しないこと。

４　特定番号欄の特定事業者の欄には、環境又は区及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　「主たる事業」及び「納付義務者」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類の番号、分類の名称及び番号を記入すること。

６　「主たる事務所の所在地」の欄には、本務所者の所在地を市町村名にあたっては、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを記入すること。

７　第１表、付表１、付表２及び付表３の（自家輸送）および認可荷物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」と事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第１表第２欄に付表１、付表２又は付表３の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。

８　第１表の備考の欄には、付表１、付表２及び付表３の備考の欄との整合を図ること。

９　第１表の区分の欄の（　）内には、電気使用その区分を特筆すべき事を記入すること。

１０　第１表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、説明には識別番号を付すこと。

１１　第１表種類の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。

１２　付表１の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

１３　付表１の区分は貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、電気使用その区分を特筆すべき事を記入すること。

１４　付表１の区分の欄空欄及び軽油等の下の欄には、当該区分に属する燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、続けて欄を設けて記入すること。

１５　付表１のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での総合熱量換算した数を記入すること。

１６　付表１のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定するとて適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の特筆となる事柄を説付すること。

１７　付表１欄の備考の欄には、経年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

１８　付表１の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる貨物自動車等の燃料消費量を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

１９　付表２の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、電気使用その区分を特筆すべき事を記入すること。

２０　付表２の区分の軽油及び軽油等の下の欄には、当該区分に属する燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、続けて欄を設けて記入すること。

２１　付表２の年間燃費の欄には、輸送距離（km）とエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

年間燃費＝　輸送距離（km）／エネルギー使用量（数値）

２２　付表３のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定するとて適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の特筆となる事柄を説付すること。

２３　付表３欄の備考の欄には、経年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

２４　第２表の「エネルギー使用量と単位当たり排出量の関係を示す値」の欄には、欄に属「これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じて同一のものとし、経年度以前に報告をした場合には、原則としてその値に記載したものと同一のものを記載すること。

２５　第２表の「原単位」とは、単位輸送量当たりのエネルギー消費量をいう。

２６　第３表の２欄の欄には、当該年度を含む直近過去４年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「排出原単位」の欄には、原則として当該年度単位の値を記載した計算式による算定値を記入すること。

２７　第３表の「５年度原単位増加率」の欄には、過去５年間度の対前年度比をそれぞれ単位に値の４乗根とする値を記入すること。算出方法は、以下のとおり（荷主連携省エネルギー推進令第８条第５項）。

５年度原単位増加率（%）＝（E_0－１）×（E_1－１）×（E_2－１）×（E_3－１）$^{1/4}$（%）

２８　第３表の「荷主連携実績」とは、次に掲げる欄をいう。

一　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち荷主の荷主の荷重と、これら貨物の輸送

二　同条第３項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

２９　「排出ゼロエネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車及び電力バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ欄を記入すること。また、ハイブリッド自動車については、ＴＳＳ名称を記入すること。

３０　第６表は、（イ）及び（ヤ）に該当する場合、第３表に入すること。ただし、「（ヤ）の理由」が「（イ）の理由」と同様の内容である場合には、「同左」と記入してもよい。

３１　第６表の「説付する欄」には、「説付」と記入すること。

３２　第７表の「ＳＤＧｓ」とは、「持続可能な開発目標」をいう。

３３　第８表のエネルギーの使用量の算定方法等の概要に関する説明書に基づく命令に定める算定方法等の概要を本欄に説付すること。

３４　電気使用の欄には、特筆事項を記入すること。

３５　第９表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は排出係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は排出係数を用いた場合に、当該算定方法又は排出係数の内容について説明すること。

３６　第９表の「３．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本欄に説付すること。

４０　電気使用の欄欄に説付する説付は、参考情報として記入すること。

４１　荷主説付－第２表、荷主説付－付表１、荷主説付－付表２、荷主説付－付表３、荷主説付－第５表の記入に当たっては、第１表、付表１、付表２、付表３、第５表に係る欄等をそれぞれ参照すること。

様式第３１（第８２条第１項関係）

様式第３１（第４２条第１項関係）

連受理年月日	
連処理年月日	

認定管理統括荷主に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１条第１項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

１．認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者の概要

（１）認定管理統括荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
納付義務者	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（２）管理関係荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
納付義務者	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

２．認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係

３．エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための勘定の一体的管理の概要

４．認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者が貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量

（　　年度）　　トンキロ

5．その他

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。
　　2　文字はＨＢ書き，インキ，ボールペンによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請者欄の印は，ボールペンで記入しないこと。
　　4　「さたこ事業」及び「認定番号」の欄には，当該年度において行われる事業について，日本標準産業分類の細分類に従い，分類の名称及び番号を記入すること。

□認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係を証明する書類　　【別添１】

○エネルギーの使用の合理化のための標置の一体的管理が行われていることを証明する書類【別添２】

様式第３２（第８２条第３項関係）

様式第32（第82条第3項関係）

認定管理統括荷主に係る不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けの認定申請については，下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第３３（第８３条関係）

様式第33（第83条関係）

認定管理統括荷主に係る認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定管理統括荷主については，エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１７条第２項の規定に基づき，下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。
　　2　法第１１７条第２項のうち，認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第３４（第８５条関係）

様式第34（第85条関係）

受理年月日	
受理年月日	

荷主連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
　住所
　法人名
　法人番号
　代表者の役職名
　代表者の氏名

（共同申請者）
　住所
　法人名
　法人番号
　代表者の役職名
　代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２１条第１項の規定に基づき，下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1．荷主連携省エネルギー設備を実施する者の概要

（1）代表申請者

特定荷主番号又は認定管理機関所主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
御分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（2）共同申請者

特定荷主番号又は認定管理機関所主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
御分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

2．荷主連携省エネルギー設備の目標

3．荷主連携省エネルギー設備の内容

（チェック欄）

荷主連携省エネルギー設備の実施にあたり、他人立ち入に抵触する内容は含みません。	

4．荷主連携省エネルギー設備の実施過程及び実施期間

実施過程	
実施期間	

省計画の実施の每期並び終期を記載すること。

5．荷主連携省エネルギー設備に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

6．荷主連携省エネルギー設備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（1）資金調達計画

年度	実施者	設備項目	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

（2）支援措置の利用

荷主連携省エネルギー設備の実施に当たって、支援措置の利用	1．有り（　　） 2．無し

（3）荷主連携省エネルギー設備の実施により取得等される荷主連携関連高度省エネルギー使用設備等

取得者	取得予定年月	設備等の名称	予定数量	予定取得価格（千円）
備考				

7．その他

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　文字は白い書き、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請者の欄には、法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　4　共同申請者の欄には、法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　5　複数の荷主連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

○荷主連携省エネルギー設備の概念図　　【別紙1】

様式第35（第86条第2項関係）

様式第35（第86条第2項関係）

荷主連携省エネルギー計画の不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあつた荷主連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第３６（第８７条第１項関係）

様式第36（第87条第1項関係）

申受理年月日	
申処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２２条第１項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

様式第３７（第８７条第４項関係）

1．変更事項の内容

2．変更時期

3．変更理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2　文字は片仮名、インキ、タイプによる明瞭なる筆記により明瞭に記入すること。
3　申請者欄の捺印を付した欄には記入しないこと。
4　複数の荷主連携省エネルギー計画について変更の認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

様式第37（第87条第4項関係）

認定荷主連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで変更認定申請のあった荷主連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第３８（第８８条第２項関係）

様式第38（第88条第2項関係）

申受理年月日	
申処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２２条第２項の規定に基づき届け出ます。

記

1．変更事項

2．変更事項の内容

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第３９（第８９条関係）

様式第39（第89条関係）

認定荷主連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした荷主連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２２条第３項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　１　この用紙のたきさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第４０（第９０条関係）

様式第40（第90条関係）

申受理年月日	
報告理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２４条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）
おたる事業	
経済産業省	
事務担当者連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
荷主連携省エネルギー計画認定の取消年月日	年　月
前年度の事業者の名称	：
事業者の所在地	〒

備考　「主たる事業」及び「経済産業省」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第１表　エネルギー使用量等
１　エネルギーの使用量及び非化石連携省エネルギー原単位を除きたたエネルギー使用量等

識別	区分		算定方法	荷主連携省エネルギー計画を経まえたエネルギー原単位	
				荷主連携省エネルギー計画を経まえたエネルギー原単位	
				前年度からの変更	荷主連携省エネルギー原単位（第１表１１）を除く	荷主連携省エネルギー原単位（第１表１２）を除く
	燃料	固体燃料				
		（　　）		※／無		
		その他				
		（　　）		※／無		
	電気	固体燃料				
		（　　）		※／無		
		固体燃料				
		（　　）		※／無		
		固体燃料				
		（　　）		※／無		
		固体燃料				
		（　　）		※／無		
		固体燃料				
		（　　）		※／無		
		固体燃料				
		（　　）		※／無		
		船舶				
		（　　）		※／無		
		船舶				
		（　　）		※／無		
		鉄道				
		（　　）		※／無		
		航空機				
		（　　）		※／無		
	合計					
		１ｔ当たり（ｔ）				
	原油換算				㎘	
		１ｔ当たり（ｔ）				
	前年度原油換算					
	前年平均値（％）					

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー原単位を経まえたエネルギー使用量			
						連携分を除いたエネルギー使用量（第１表１１）		連携分のエネルギー使用量（第１表１２）	
				数量	熱量（ｇｊ）	数量	熱量（ｇｊ）	数量	熱量（ｇｊ）
燃料法	固体燃料	固体燃料	無煙炭	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
		（　）	褐炭	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
			（　）						
			（　）						
		その他	（　）						
		（　）	（　）						
	液体燃料	固体燃料	原油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
		（　）	石油						
			（　）						
			（　）						
		固体燃料	重油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
		（　）	ＡＣＤ重油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
			（　）						
			（　）						
		船舶	軽油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
		（　）	入荷油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
		（　）	Ｂ・Ｃ重油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
			（　）						
			（　）						
		鉄道	軽油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
		（　）	電気	ｔｋｗｈ		ｔｋｗｈ		ｔｋｗｈ	
			（　）						
			（　）						
		航空機	ジェット燃料油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
		（　）	灯油	ｔｊ		ｔｊ		ｔｊ	
			（　）						
	合計								

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

区分			輸送距離（km）	エネルギー原単位		荷主連携エネルギー効率を踏まえたエネルギー原単位				（参考）CO2排出量
						燃費向上を図ったエネルギー原単位		燃費向上エネルギー原単位		
				数値	熱量（J）	数値	熱量（J）	数値	熱量（J）	
自動車	貨物自動車（　）	輕油		kJ		kJ		kJ		kw/h
		（　）								
		（　）								
		その他（　）	（　）							
		（　）								
	貨物自動車（　）	揮発油		kJ		kJ		kJ		kw/h
		軽油		kJ		kJ		kJ		kw/h
		（　）								
		（　）								
鉄道・船舶	船舶（　）	A重油		kJ		kJ		kJ		kw/h
		B・C重油		kJ		kJ		kJ		kw/h
		（　）								
	鉄道（　）	軽油		kJ		kJ		kJ		kw/h
		電気		T（kJ）		T（kJ）		T（kJ）		kw/T（kJ）
		（　）								
	航空機（　）	ジェット燃料		kJ		kJ		kJ		kw/kJ
		揮発油		kJ		kJ		kJ		kw/kJ
		（　）								
合計										

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表３　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

区分				輸送量（T・km）	エネルギー原単位		荷主連携エネルギー効率を踏まえたエネルギー原単位				（参考）CO2排出量	（参考）エネルギー消費効率（kJ/トンキロ）
							燃費向上を図ったエネルギー原単位		燃費向上エネルギー原単位			
		燃料	最大積載量（kg）		数値	熱量（J）	数値	熱量（J）	数値	熱量（J）		
自動車	貨物自動車（　）	軽油	輕油	～299		kJ		kJ		kJ	%	
			300～1,499			kJ		kJ		kJ	%	
			1,500～			kJ		kJ		kJ	%	
				～299		kJ		kJ		kJ	%	
				1,300～1,499		kJ		kJ		kJ	%	
				2,500～3,499		kJ		kJ		kJ	%	
				4,000～5,999		kJ		kJ		kJ	%	
				6,500～7,999		kJ		kJ		kJ	%	
				8,500～9,999		kJ		kJ		kJ	%	
				10,000～11,999		kJ		kJ		kJ	%	
				12,000～19,999		kJ		kJ		kJ	%	
				17,000～		kJ		kJ		kJ	%	
			その他（　）	（　）		kJ		kJ		kJ		
	その他（　）	（　）										
				（　）								
鉄道・船舶	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kJ		kJ		kJ		%	
			500～1,499		kJ		kJ		kJ		%	
		軽油	1,500～		kJ		kJ		kJ		%	
			～499		kJ		kJ		kJ		%	
			1,000～1,499		kJ		kJ		kJ		%	
			2,000～3,999		kJ		kJ		kJ		%	
			4,000～5,999		kJ		kJ		kJ		%	
			6,500～7,999		kJ		kJ		kJ		%	
			8,500～9,999		kJ		kJ		kJ		%	
			10,000～11,999		kJ		kJ		kJ		%	
			12,000～19,999		kJ		kJ		kJ		%	
			17,000～		kJ		kJ		kJ		%	
			その他（　）	（　）		kJ		kJ		kJ		
	船舶	（　）										
		（　）										
	鉄道	（　）										
	航空機	（　）										
合計												

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

２　荷主連携エネルギー効率の実績

２－１　荷主連携エネルギー投資に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　荷主連携エネルギー投資に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

２－３　荷主連携エネルギー投資に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類		換算係数		荷主連携エネルギー投資に係る原単位エネルギー使用量		荷主連携エネルギー投資に係る換算係数		荷主連携エネルギー投資を踏まえた貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量（J）	数値	単位	数値	熱量（J）

第２表　荷主連携型エネルギー管理を組まえたエネルギー使用量と原単位の関係を持つ値

荷主連携型エネルギー管理を組まえたエネルギー使用量と原単位の関係を持つ値	（名称　　）（単位　　）	①	年度	対前年増減（%）

第３表　エネルギー消費原単位

			年度	対前年増減（%）
荷主連携型エネルギー管理を組まえたエネルギー消費原単位	荷主連携型エネルギー管理を組まえたエネルギー使用量（②）／荷主連携型エネルギー使用量と原単位の関係を持つ値（①）	②		

第４表　過去５年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
荷主連携型エネルギー管理を組まえたエネルギー消費原単位						
対前年変化（%）		③	④	⑤	⑥	

様式第４１（第１００条関係）

第　　号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６６条第１１項の規定による

立入検査証

押印スタンプ

写真

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　印

裏

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律抜粋

第166条　経済産業大臣は、第７条第１項及び第５項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項及び第３項、第14条第１項及び第３項、第20条第１項及び第４項、第21条第１項及び第３項、第22条第１項及び第３項、第24条第１項及び第３項、第27条第１項及び第３項、第31条第１項及び第３項、第32条第１項及び第３項、第35条第１項及び第３項、第38条第１項及び第３項、第41条第１項及び第３項、第44条第１項及び第３項、第47条第１項及び第３項、第50条第１項及び第３項、第53条第１項及び第３項、第56条第１項及び第３項、第59条第１項及び第３項、第62条第１項及び第３項、第65条第１項及び第３項、第68条第１項及び第３項、第71条第１項及び第３項、第74条第１項及び第３項、第77条第１項及び第３項、第80条第１項及び第３項、第83条第１項及び第３項、第86条第１項及び第３項、第89条第１項及び第３項、第92条第１項及び第３項、第95条第１項及び第３項、第98条第１項及び第３項、第101条第１項及び第３項、第104条第１項及び第３項、第107条第１項及び第３項、第110条第１項及び第３項、第113条第１項及び第３項、第116条第１項及び第３項、第119条第１項及び第３項、第122条第１項及び第３項、第125条第１項及び第３項、第128条第１項及び第３項、第131条第１項及び第３項、第134条第１項及び第３項、第137条第１項及び第３項、第140条第１項及び第３項、第143条第１項及び第３項、第146条第１項及び第３項、第149条第１項及び第３項、第152条第１項及び第３項、第155条第１項及び第３項、第158条第１項及び第３項、第161条第１項及び第３項、第164条第１項及び第３項、第167条第１項及び第３項、第170条第１項及び第３項、第173条第１項及び第３項、第176条第１項及び第３項、第179条第１項及び第３項、第182条第１項及び第３項、第185条第１項及び第３項、第188条第１項及び第３項、第191条第１項及び第３項、第194条第１項及び第３項、第197条第１項及び第３項、第200条第１項及び第３項、第203条第１項及び第３項、第206条第１項及び第３項、第209条第１項及び第３項、第212条第１項及び第３項、第215条第１項及び第３項、第218条第１項及び第３項、第221条第１項及び第３項、第224条第１項及び第３項、第227条第１項及び第３項、第230条第１項及び第３項、第233条第１項及び第３項、第236条第１項及び第３項、第239条第１項及び第３項、第242条第１項及び第３項、第245条第１項及び第３項、第248条第１項及び第３項、第251条第１項及び第３項、第254条第１項及び第３項、第257条第１項及び第３項、第260条第１項及び第３項、第263条第１項及び第３項、第266条第１項及び第３項、第269条第１項及び第３項、第272条第１項及び第３項、第275条第１項及び第３項、第278条第１項及び第３項、第281条第１項及び第３項、第284条第１項及び第３項、第287条第１項及び第３項、第290条第１項及び第３項、第293条第１項及び第３項、第296条第１項及び第３項、第299条第１項及び第３項、第302条第１項及び第３項、第305条第１項及び第３項、第308条第１項及び第３項、第311条第１項及び第３項、第314条第１項及び第３項、第317条第１項及び第３項、第320条第１項及び第３項、第323条第１項及び第３項、第326条第１項及び第３項、第329条第１項及び第３項、第332条第１項及び第３項、第335条第１項及び第３項、第338条第１項及び第３項、第341条第１項及び第３項、第344条第１項及び第３項、第347条第１項及び第３項、第350条第１項及び第３項、第353条第１項及び第３項、第356条第１項及び第３項、第359条第１項及び第３項、第362条第１項及び第３項、第365条第１項及び第３項、第368条第１項及び第３項、第371条第１項及び第３項、第374条第１項及び第３項、第377条第１項及び第３項、第380条第１項及び第３項、第383条第１項及び第３項、第386条第１項及び第３項、第389条第１項及び第３項、第392条第１項及び第３項、第395条第１項及び第３項、第398条第１項及び第３項、第401条第１項及び第３項、第404条第１項及び第３項、第407条第１項及び第３項、第410条第１項及び第３項、第413条第１項及び第３項、第416条第１項及び第３項、第419条第１項及び第３項、第422条第１項及び第３項、第425条第１項及び第３項、第428条第１項及び第３項、第431条第１項及び第３項、第434条第１項及び第３項、第437条第１項及び第３項、第440条第１項及び第３項、第443条第１項及び第３項、第446条第１項及び第３項、第449条第１項及び第３項、第452条第１項及び第３項、第455条第１項及び第３項、第458条第１項及び第３項、第461条第１項及び第３項、第464条第１項及び第３項、第467条第１項及び第３項、第470条第１項及び第３項、第473条第１項及び第３項、第476条第１項及び第３項、第479条第１項及び第３項、第482条第１項及び第３項、第485条第１項及び第３項、第488条第１項及び第３項、第491条第１項及び第３項、第494条第１項及び第３項、第497条第１項及び第３項、第500条第１項及び第３項、第503条第１項及び第３項、第506条第１項及び第３項、第509条第１項及び第３項、第512条第１項及び第３項、第515条第１項及び第３項、第518条第１項及び第３項、第521条第１項及び第３項、第524条第１項及び第３項、第527条第１項及び第３項、第530条第１項及び第３項、第533条第１項及び第３項、第536条第１項及び第３項、第539条第１項及び第３項、第542条第１項及び第３項、第545条第１項及び第３項、第548条第１項及び第３項、第551条第１項及び第３項、第554条第１項及び第３項、第557条第１項及び第３項、第560条第１項及び第３項、第563条第１項及び第３項、第566条第１項及び第３項、第569条第１項及び第３項、第572条第１項及び第３項、第575条第１項及び第３項、第578条第１項及び第３項、第581条第１項及び第３項、第584条第１項及び第３項、第587条第１項及び第３項、第590条第１項及び第３項、第593条第１項及び第３項、第596条第１項及び第３項、第599条第１項及び第３項、第602条第１項及び第３項、第605条第１項及び第３項、第608条第１項及び第３項、第611条第１項及び第３項、第614条第１項及び第３項、第617条第１項及び第３項、第620条第１項及び第３項、第623条第１項及び第３項、第626条第１項及び第３項、第629条第１項及び第３項、第632条第１項及び第３項、第635条第１項及び第３項、第638条第１項及び第３項、第641条第１項及び第３項、第644条第１項及び第３項、第647条第１項及び第３項、第650条第１項及び第３項、第653条第１項及び第３項、第656条第１項及び第３項、第659条第１項及び第３項、第662条第１項及び第３項、第665条第１項及び第３項、第668条第１項及び第３項、第671条第１項及び第３項、第674条第１項及び第３項、第677条第１項及び第３項、第680条第１項及び第３項、第683条第１項及び第３項、第686条第１項及び第３項、第689条第１項及び第３項、第692条第１項及び第３項、第695条第１項及び第３項、第698条第１項及び第３項、第701条第１項及び第３項、第704条第１項及び第３項、第707条第１項及び第３項、第710条第１項及び第３項、第713条第１項及び第３項、第716条第１項及び第３項、第719条第１項及び第３項、第722条第１項及び第３項、第725条第１項及び第３項、第728条第１項及び第３項、第731条第１項及び第３項、第734条第１項及び第３項、第737条第１項及び第３項、第740条第１項及び第３項、第743条第１項及び第３項、第746条第１項及び第３項、第749条第１項及び第３項、第752条第１項及び第３項、第755条第１項及び第３項、第758条第１項及び第３項、第761条第１項及び第３項、第764条第１項及び第３項、第767条第１項及び第３項、第770条第１項及び第３項、第773条第１項及び第３項、第776条第１項及び第３項、第779条第１項及び第３項、第782条第１項及び第３項、第785条第１項及び第３項、第788条第１項及び第３項、第791条第１項及び第３項、第794条第１項及び第３項、第797条第１項及び第３項、第800条第１項及び第３項、第803条第１項及び第３項、第806条第１項及び第３項、第809条第１項及び第３項、第812条第１項及び第３項、第815条第１項及び第３項、第818条第１項及び第３項、第821条第１項及び第３項、第824条第１項及び第３項、第827条第１項及び第３項、第830条第１項及び第３項、第833条第１項及び第３項、第836条第１項及び第３項、第839条第１項及び第３項、第842条第１項及び第３項、第845条第１項及び第３項、第848条第１項及び第３項、第851条第１項及び第３項、第854条第１項及び第３項、第857条第１項及び第３項、第860条第１項及び第３項、第863条第１項及び第３項、第866条第１項及び第３項、第869条第１項及び第３項、第872条第１項及び第３項、第875条第１項及び第３項、第878条第１項及び第３項、第881条第１項及び第３項、第884条第１項及び第３項、第887条第１項及び第３項、第890条第１項及び第３項、第893条第１項及び第３項、第896条第１項及び第３項、第899条第１項及び第３項、第902条第１項及び第３項、第905条第１項及び第３項、第908条第１項及び第３項、第911条第１項及び第３項、第914条第１項及び第３項、第917条第１項及び第３項、第920条第１項及び第３項、第923条第１項及び第３項、第926条第１項及び第３項、第929条第１項及び第３項、第932条第１項及び第３項、第935条第１項及び第３項、第938条第１項及び第３項、第941条第１項及び第３項、第944条第１項及び第３項、第947条第１項及び第３項、第950条第１項及び第３項、第953条第１項及び第３項、第956条第１項及び第３項、第959条第１項及び第３項、第962条第１項及び第３項、第965条第１項及び第３項、第968条第１項及び第３項、第971条第１項及び第３項、第974条第１項及び第３項、第977条第１項及び第３項、第980条第１項及び第３項、第983条第１項及び第３項、第986条第１項及び第３項、第989条第１項及び第３項、第992条第１項及び第３項、第995条第１項及び第３項、第998条第１項及び第３項、第1001条第１項及び第３項、第1004条第１項及び第３項、第1007条第１項及び第３項、第1010条第１項及び第３項、第1013条第１項及び第３項、第1016条第１項及び第３項、第1019条第１項及び第３項、第1022条第１項及び第３項、第1025条第１項及び第３項、第1028条第１項及び第３項、第1031条第１項及び第３項、第1034条第１項及び第３項、第1037条第１項及び第３項、第1040条第１項及び第３項、第1043条第１項及び第３項、第1046条第１項及び第３項、第1049条第１項及び第３項、第1052条第１項及び第３項、第1055条第１項及び第３項、第1058条第１項及び第３項、第1061条第１項及び第３項、第1064条第１項及び第３項、第1067条第１項及び第３項、第1070条第１項及び第３項、第1073条第１項及び第３項、第1076条第１項及び第３項、第1079条第１項及び第３項、第1082条第１項及び第３項、第1085条第１項及び第３項、第1088条第１項及び第３項、第1091条第１項及び第３項、第1094条第１項及び第３項、第1097条第１項及び第３項、第1100条第１項及び第３項、第1103条第１項及び第３項、第1106条第１項及び第３項、第1109条第１項及び第３項、第1112条第１項及び第３項、第1115条第１項及び第３項、第1118条第１項及び第３項、第1121条第１項及び第３項、第1124条第１項及び第３項、第1127条第１項及び第３項、第1130条第１項及び第３項、第1133条第１項及び第３項、第1136条第１項及び第３項、第1139条第１項及び第３項、第1142条第１項及び第３項、第1145条第１項及び第３項、第1148条第１項及び第３項、第1151条第１項及び第３項、第1154条第１項及び第３項、第1157条第１項及び第３項、第1160条第１項及び第３項、第1163条第１項及び第３項、第1166条第１項及び第３項、第1169条第１項及び第３項、第1172条第１項及び第３項、第1175条第１項及び第３項、第1178条第１項及び第３項、第1181条第１項及び第３項、第1184条第１項及び第３項、第1187条第１項及び第３項、第1190条第１項及び第３項、第1193条第１項及び第３項、第1196条第１項及び第３項、第1199条第１項及び第３項、第1202条第１項及び第３項、第1205条第１項及び第３項、第1208条第１項及び第３項、第1211条第１項及び第３項、第1214条第１項及び第３項、第1217条第１項及び第３項、第1220条第１項及び第３項、第1223条第１項及び第３項、第1226条第１項及び第３項、第1229条第１項及び第３項、第1232条第１項及び第３項、第1235条第１項及び第３項、第1238条第１項及び第３項、第1241条第１項及び第３項、第1244条第１項及び第３項、第1247条第１項及び第３項、第1250条第１項及び第３項、第1253条第１項及び第３項、第1256条第１項及び第３項、第1259条第１項及び第３項、第1262条第１項及び第３項、第1265条第１項及び第３項、第1268条第１項及び第３項、第1271条第１項及び第３項、第1274条第１項及び第３項、第1277条第１項及び第３項、第1280条第１項及び第３項、第1283条第１項及び第３項、第1286条第１項及び第３項、第1289条第１項及び第３項、第1292条第１項及び第３項、第1295条第１項及び第３項、第1298条第１項及び第３項、第1301条第１項及び第３項、第1304条第１項及び第３項、第1307条第１項及び第３項、第1310条第１項及び第３項、第1313条第１項及び第３項、第1316条第１項及び第３項、第1319条第１項及び第３項、第1322条第１項及び第３項、第1325条第１項及び第３項、第1328条第１項及び第３項、第1331条第１項及び第３項、第1334条第１項及び第３項、第1337条第１項及び第３項、第1340条第１項及び第３項、第1343条第１項及び第３項、第1346条第１項及び第３項、第1349条第１項及び第３項、第1352条第１項及び第３項、第1355条第１項及び第３項、第1358条第１項及び第３項、第1361条第１項及び第３項、第1364条第１項及び第３項、第1367条第１項及び第３項、第1370条第１項及び第３項、第1373条第１項及び第３項、第1376条第１項及び第３項、第1379条第１項及び第３項、第1382条第１項及び第３項、第1385条第１項及び第３項、第1388条第１項及び第３項、第1391条第１項及び第３項、第1394条第１項及び第３項、第1397条第１項及び第３項、第1400条第１項及び第３項、第1403条第１項及び第３項、第1406条第１項及び第３項、第1409条第１項及び第３項、第1412条第１項及び第３項、第1415条第１項及び第３項、第1418条第１項及び第３項、第1421条第１項及び第３項、第1424条第１項及び第３項、第1427条第１項及び第３項、第1430条第１項及び第３項、第1433条第１項及び第３項、第1436条第１項及び第３項、第1439条第１項及び第３項、第1442条第１項及び第３項、第1445条第１項及び第３項、第1448条第１項及び第３項、第1451条第１項及び第３項、第1454条第１項及び第３項、第1457条第１項及び第３項、第1460条第１項及び第３項、第1463条第１項及び第３項、第1466条第１項及び第３項、第1469条第１項及び第３項、第1472条第１項及び第３項、第1475条第１項及び第３項、第1478条第１項及び第３項、第1481条第１項及び第３項、第1484条第１項及び第３項、第1487条第１項及び第３項、第1490条第１項及び第３項、第1493条第１項及び第３項、第1496条第１項及び第３項、第1499条第１項及び第３項、第1502条第１項及び第３項、第1505条第１項及び第３項、第1508条第１項及び第３項、第1511条第１項及び第３項、第1514条第１項及び第３項、第1517条第１項及び第３項、第1520条第１項及び第３項、第1523条第１項及び第３項、第1526条第１項及び第３項、第1529条第１項及び第３項、第1532条第１項及び第３項、第1535条第１項及び第３項、第1538条第１項及び第３項、第1541条第１項及び第３項、第1544条第１項及び第３項、第1547条第１項及び第３項、第1550条第１項及び第３項、第1553条第１項及び第３項、第1556条第１項及び第３項、第1559条第１項及び第３項、第1562条第１項及び第３項、第1565条第１項及び第３項、第1568条第１項及び第３項、第1571条第１項及び第３項、第1574条第１項及び第３項、第1577条第１項及び第３項、第1580条第１項及び第３項、第1583条第１項及び第３項、第1586条第１項及び第３項、第1589条第１項及び第３項、第1592条第１項及び第３項、第1595条第１項及び第３項、第1598条第１項及び第３項、第1601条第１項及び第３項、第1604条第１項及び第３項、第1607条第１項及び第３項、第1610条第１項及び第３項、第1613条第１項及び第３項、第1616条第１項及び第３項、第1619条第１項及び第３項、第1622条第１項及び第３項、第1625条第１項及び第３項、第1628条第１項及び第３項、第1631条第１項及び第３項、第1634条第１項及び第３項、第1637条第１項及び第３項、第1640条第１項及び第３項、第1643条第１項及び第３項、第1646条第１項及び第３項、第1649条第１項及び第３項、第1652条第１項及び第３項、第1655条第１項及び第３項、第1658条第１項及び第３項、第1661条第１項及び第３項、第1664条第１項及び第３項、第1667条第１項及び第３項、第1670条第１項及び第３項、第1673条第１項及び第３項、第1676条第１項及び第３項、第1679条第１項及び第３項、第1682条第１項及び第３項、第1685条第１項及び第３項、第1688条第１項及び第３項、第1691条第１項及び第３項、第1694条第１項及び第３項、第1697条第１項及び第３項、第1700条第１項及び第３項、第1703条第１項及び第３項、第1706条第１項及び第３項、第1709条第１項及び第３項、第1712条第１項及び第３項、第1715条第１項及び第３項、第1718条第１項及び第３項、第1721条第１項及び第３項、第1724条第１項及び第３項、第1727条第１項及び第３項、第1730条第１項及び第３項、第1733条第１項及び第３項、第1736条第１項及び第３項、第1739条第１項及び第３項、第1742条第１項及び第３項、第1745条第１項及び第３項、第1748条第１項及び第３項、第1751条第１項及び第３項、第1754条第１項及び第３項、第1757条第１項及び第３項、第1760条第１項及び第３項、第1763条第１項及び第３項、第1766条第１項及び第３項、第1769条第１項及び第３項、第1772条第１項及び第３項、第1775条第１項及び第３項、第1778条第１項及び第３項、第1781条第１項及び第３項、第1784条第１項及び第３項、第1787条第１項及び第３項、第1790条第１項及び第３項、第1793条第１項及び第３項、第1796条第１項及び第３項、第1799条第１項及び第３項、第1802条第１項及び第３項、第1805条第１項及び第３項、第1808条第１項及び第３項、第1811条第１項及び第３項、第1814条第１項及び第３項、第1817条第１項及び第３項、第1820条第１項及び第３項、第1823条第１項及び第３項、第1826条第１項及び第３項、第1829条第１項及び第３項、第1832条第１項及び第３項、第1835条第１項及び第３項、第1838条第１項及び第３項、第1841条第１項及び第３項、第1844条第１項及び第３項、第1847条第１項及び第３項、第1850条第１項及び第３項、第1853条第１項及び第３項、第1856条第１項及び第３項、第1859条第１項及び第３項、第1862条第１項及び第３項、第1865条第１項及び第３項、第1868条第１項及び第３項、第1871条第１項及び第３項、第1874条第１項及び第３項、第1877条第１項及び第３項、第1880条第１項及び第３項、第1883条第１項及び第３項、第1886条第１項及び第３項、第1889条第１項及び第３項、第1892条第１項及び第３項、第1895条第１項及び第３項、第1898条第１項及び第３項、第1901条第１項及び第３項、第1904条第１項及び第３項、第1907条第１項及び第３項、第1910条第１項及び第３項、第1913条第１項及び第３項、第1916条第１項及び第３項、第1919条第１項及び第３項、第1922条第１項及び第３項、第1925条第１項及び第３項、第1928条第１項及び第３項、第1931条第１項及び第３項、第1934条第１項及び第３項、第1937条第１項及び第３項、第1940条第１項及び第３項、第1943条第１項及び第３項、第1946条第１項及び第３項、第1949条第１項及び第３項、第1952条第１項及び第３項、第1955条第１項及び第３項、第1958条第１項及び第３項、第1961条第１項及び第３項、第1964条第１項及び第３項、第1967条第１項及び第３項、第1970条第１項及び第３項、第1973条第１項及び第３項、第1976条第１項及び第３項、第1979条第１項及び第３項、第1982条第１項及び第３項、第1985条第１項及び第３項、第1988条第１項及び第３項、第1991条第１項及び第３項、第1994条第１項及び第３項、第1997条第１項及び第３項、第2000条第１項及び第３項、第2003条第１項及び第３項、第2006条第１項及び第３項、第2009条第１項及び第３項、第2012条第１項及び第３項、第2015条第１項及び第３項、第2018条第１項及び第３項、第2021条第１項及び第３項、第2024条第１項及び第３項、第2027条第１項及び第３項、第2030条第１項及び第３項、第2033条第１項及び第３項、第2036条第１項及び第３項、第2039条第１項及び第３項、第2042条第１項及び第３項、第2045条第１項及び第３項、第2048条第１項及び第３項、第2051条第１項及び第３項、第2054条第１項及び第３項、第2057条第１項及び第３項、第2060条第１項及び第３項、第2063条第１項及び第３項、第2066条第１項及び第３項、第2069条第１項及び第３項、第2072条第１項及び第３項、第2075条第１項及び第３項、第2078条第１項及び第３項、第2081条第１項及び第３項、第2084条第１項及び第３項、第2087条第１項及び第３項、第2090条第１項及び第３項、第2093条第１項及び第３項、第2096条第１項及び第３項、第2099条第１項及び第３項、第2102条第１項及び第３項、第2105条第１項及び第３項、第2108条第１項及び第３項、第2111条第１項及び第３項、第2114条第１項及び第３項、第2117条第１項及び第３項、第2120条第１項及び第３項、第2123条第１項及び第３項、第2126条第１項及び第３項、第2129条第１項及び第３項、第2132条第１項及び第３項、第2135条第１項及び第３項、第2138条第１項及び第３項、第2141条第１項及び第３項、第2144条第１項及び第３項、第2147条第１項及び第３項、第2150条第１項及び第３項、第2153条第１項及び第３項、第2156条第１項及び第３項、第2159条第１項及び第３項、第2162条第１項及び第３項、第2165条第１項及び第３項、第2168条第１項及び第３項、第2171条第１項及び第３項、第2174条第１項及び第３項、第2177条第１項及び第３項、第2180条第１項及び第３項、第2183条第１項及び第３項、第2186条第１項及び第３項、第2189条第１項及び第３項、第2192条第１項及び第３項、第2195条第１項及び第３項、第2198条第１項及び第３項、第2201条第１項及び第３項、第2204条第１項及び第３項、第2207条第１項及び第３項、第2210条第１項及び第３項、第2213条第１項及び第３項、第2216条第１項及び第３項、第2219条第１項及び第３項、第2222条第１項及び第３項、第2225条第１項及び第３項、第2228条第１項及び第３項、第2231条第１項及び第３項、第2234条第１項及び第３項、第2237条第１項及び第３項、第2240条第１項及び第３項、第2243条第１項及び第３項、第2246条第１項及び第３項、第2249条第１項及び第３項、第2252条第１項及び第３項、第2255条第１項及び第３項、第2258条第１項及び第３項、第2261条第１項及び第３項、第2264条第１項及び第３項、第2267条第１項及び第３項、第2270条第１項及び第３項、第2273条第１項及び第３項、第2276条第１項及び第３項、第2279条第１項及び第３項、第2282条第１項及び第３項、第2285条第１項及び第３項、第2288条第１項及び第３項、第2291条第１項及び第３項、第2294条第１項及び第３項、第2297条第１項及び第３項、第2300条第１項及び第３項、第2303条第１項及び第３項、第2306条第１項及び第３項、第2309条第１項及び第３項、第2312条第１項及び第３項、第2315条第１項及び第３項、第2318条第１項及び第３項、第2321条第１項及び第３項、第2324条第１項及び第３項、第2327条第１項及び第３項、第2330条第１項及び第３項、第2333条第１項及び第３項、第2336条第１項及び第３項、第2339条第１項及び第３項、第2342条第１項及び第３項、第2345条第１項及び第３項、第2348条第１項及び第３項、第2351条第１項及び第３項、第2354条第１項及び第３項、第2357条第１項及び第３項、第2360条第１項及び第３項、第2363条第１項及び第３項、第2366条第１項及び第３項、第2369条第１項及び第３項、第2372条第１項及び第３項、第2375条第１項及び第３項、第2378条第１項及び第３項、第2381条第１項及び第３項、第2384条第１項及び第３項、第2387条第１項及び第３項、第2390条第１項及び第３項、第2393条第１項及び第３項、第2396条第１項及び第３項、第2399条第１項及び第３項、第2402条第１項及び第３項、第2405条第１項及び第３項、第2408条第１項及び第３項、第2411条第１項及び第３項、第2414条第１項及び第３項、第2417条第１項及び第３項、第2420条第１項及び第３項、第2423条第１項及び第３項、第2426条第１項及び第３項、第2429条第１項及び第３項、第2432条第１項及び第３項、第2435条第１項及び第３項、第2438条第１項及び第３項、第2441条第１項及び第３項、第2444条第１項及び第３項、第2447条第１項及び第３項、第2450条第１項及び第３項、第2453条第１項及び第３項、第2456条第１項及び第３項、第2459条第１項及び第３項、第2462条第１項及び第３項、第2465条第１項及び第３項、第2468条第１項及び第３項、第2471条第１項及び第３項、第2474条第１項及び第３項、第2477条第１項及び第３項、第2480条第１項及び第３項、第2483条第１項及び第３項、第2486条第１項及び第３項、第2489条第１項及び第３項、第2492条第１項及び第３項、第2495条第１項及び第３項、第2498条第１項及び第３項、第2501条第１項及び第３項、第2504条第１項及び第３項、第2507条第１項及び第３項、第2510条第１項及び第３項、第2513条第１項及び第３項、第2516条第１項及び第３項、第2519条第１項及び第３項、第2522条第１項及び第３項、第2525条第１項及び第３項、第2528条第１項及び第３項、第2531条第１項及び第３項、第2534条第１項及び第３項、第2537条第１項及び第３項、第2540条第１項及び第３項、第2543条第１項及び第３項、第2546条第１項及び第３項、第2549条第１項及び第３項、第2552条第１項及び第３項、第2555条第１項及び第３項、第2558条第１項及び第３項、第2561条第１項及び第３項、第2564条第１項及び第３項、第2567条第１項及び第３項、第2570条第１項及び第３項、第2573条第１項及び第３項、第2576条第１項及び第３項、第2579条第１項及び第３項、第2582条第１項及び第３項、第2585条第１項及び第３項、第2588条第１項及び第３項、第2591条第１項及び第３項、第2594条第１項及び第３項、第2597条第１項及び第３項、第2600条第１項及び第３項、第2603条第１項及び第３項、第2606条第１項及び第３項、第2609条第１項及び第３項、第2612条第１項及び第３項、第2615条第１項及び第３項、第2618条第１項及び第３項、第2621条第１項及び第３項、第2624条第１項及び第３項、第2627条第１項及び第３項、第2630条第１項及び第３項、第2633条第１項及び第３項、第2636条第１項及び第３項、第2639条第１項及び第３項、第2642条第１項及び第３項、第2645条第１項及び第３項、第2648条第１項及び第３項、第2651条第１項及び第３項、第2654条第１項及び第３項、第2657条第１項及び第３項、第2660条第１項及び第３項、第2663条第１項及び第３項、第2666条第１項及び第３項、第2669条第１項及び第３項、第2672条第１項及び第３項、第2675条第１項及び第３項、第2678条第１項及び第３項、第2681条第１項及び第３項、第2684条第１項及び第３項、第2687条第１項及び第３項、第2690条第１項及び第３項、第2693条第１項及び第３項、第2696条第１項及び第３項、第2699条第１項及び第３項、第2702条第１項及び第３項、第2705条第１項及び第３項、第2708条第１項及び第３項、第2711条第１項及び第３項、第2714条第１項及び第３項、第2717条第１項及び第３項、第2720条第１項及び第３項、第2723条第１項及び第３項、第2726条第１項及び第３項、第2729条第１項及び第３項、第2732条第１項及び第３項、第2735条第１項及び第３項、第2738条第１項及び第３項、第2741条第１項及び第３項、第2744条第１項及び第３項、第2747条第１項及び第３項、第2750条第１項及び第３項、第2753条第１項及び第３項、第2756条第１項及び第３項、第2759条第１項及び第３項、第2762条第１項及び第３項、第2765条第１項及び第３項、第2768条第１項及び第３項、第2771条第１項及び第３項、第2774条第１項及び第３項、第2777条第１項及び第３項、第2780条第１項及び第３項、第2783条第１項及び第３項、第2786条第１項及び第３項、第2789条第１項及び第３項、第2792条第１項及び第３項、第2795条第１項及び第３項、第2798条第１項及び第３項、第2801条第１項及び第３項、第2804条第１項及び第３項、第2807条第１項及び第３項、第2810条第１項及び第３項、第2813条第１項及び第３項、第2816条第１項及び第３項、第2819条第１項及び第３項、第2822条第１項及び第３項、第2825条第１項及び第３項、第2828条第１項及び第３項、第2831条第１項及び第３項、第2834条第１項及び第３項、第2837条第１項及び第３項、第2840条第１項及び第３項、第2843条第１項及び第３項、第2846条第１項及び第３項、第2849条第１項及び第３項、第2852条第１項及び第３項、第2855条第１項及び第３項、第2858条第１項及び第３項、第2861条第１項及び第３項、第2864条第１項及び第３項、第2867条第１項及び第３項、第2870条第１項及び第３項、第2873条第１項及び第３項、第2876条第１項及び第３項、第2879条第１項及び第３項、第2882条第１項及び第３項、第2885条第１項及び第３項、第2888条第１項及び第３項、第2891条第１項及び第３項、第2894条第１項及び第３項、第2897条第１項及び第３項、第2900条第１項及び第３項、第2903条第１項及び第３項、第2906条第１項及び第３項、第2909条第１項及び第３項、第2912条第１項及び第３項、第2915条第１項及び第３項、第2918条第１項及び第３項、第2921条第１項及び第３項、第2924条第１項及び第３項、第2927条第１項及び第３項、第2930条第１項及び第３項、第2933条第１項及び第３項、第2936条第１項及び第３項、第2939条第１項及び第３項、第2942条第１項及び第３項、第2945条第１項及び第３項、第2948条第１項及び第３項、第2951条第１項及び第３項、第2954条第１項及び第３項、第2957条第１項及び第３項、第2960条第１項及び第３項、第2963条第１項及び第３項、第2966条第１項及び第３項、第2969条第１項及び第３項、第2972条第１項及び第３項、第2975条第１項及び第３項、第2978条第１項及び第３項、第2981条第１項及び第３項、第2984条第１項及び第３項、第2987条第１項及び第３項、第2990条第１項及び第３項、第2993条第１項及び第３項、第2996条第１項及び第３項、第2999条第１項及び第３項、第3002条第１項及び第３項、第3005条第１項及び第３項、第3008条第１項及び第３項、第3011条第１項及び第３項、第3014条第１項及び第３項、第3017条第１項及び第３項、第3020条第１項及び第３項、第3023条第１項及び第３項、第3026条第１項及び第３項、第3029条第１項及び第３項、第3032条第１項及び第３項、第3035条第１項及び第３項、第3038条第１項及び第３項、第3041条第１項及び第３項、第3044条第１項及び第３項、第3047条第１項及び第３項、第3050条第１項及び第３項、第3053条第１項及び第３項、第3056条第１項及び第３項、第3059条第１項及び第３項、第3062条第１項及び第３項、第3065条第１項及び第３項、第3068条第１項及び第３項、第3071条第１項及び第３項、第3074条第１項及び第３項、第3077条第１項及び第３項、第3080条第１項及び第３項、第3083条第１項及び第３項、第3086条第１項及び第３項、第3089条第１項及び第３項、第3092条第１項及び第３項、第3095条第１項及び第３項、第3098条第１項及び第３項、第3101条第１項及び第３項、第3104条第１項及び第３項、第3107条第１項及び第３項、第3110条第１項及び第３項、第3113条第１項及び第３項、第3116条第１項及び第３項、第3119条第１項及び第３項、第3122条第１項及び第３項、第3125条第１項及び第３項、第3128条第１項及び第３項、第3131条第１項及び第３項、第3134条第１項及び第３項、第3137条第１項及び第３項、第3140条第１項及び第３項、第3143条第１項及び第３項、第3146条第１項及び第３項、第3149条第１項及び第３項、第3152条第１項及び第３項、第3155条第１項及び第３項、第3158条第１項及び第３項、第3161条第１項及び第３項、第3164条第１項及び第３項、第3167条第１項及び第３項、第3170条第１項及び第３項、第3173条第１項及び第３項、第3176条第１項及び第３項、第3179条第１項及び第３項、第3182条第１項及び第３項、第3185条第１項及び第３項、第3188条第１項及び第３項、第3191条第１項及び第３項、第3194条第１項及び第３項、第3197条第１項及び第３項、第3200条第１項及び第３項、第3203条第１項及び第３項、第3206条第１項及び第３項、第3209条第１項及び第３項、第3212条第１項及び第３項、第3215条第１項及び第３項、第3218条第１項及び第３項、第3221条第１項及び第３項、第3224条第１項及び第３項、第3227条第１項及び第３項、第3230条第１項及び第３項、第3233条第１項及び第３項、第3236条第１項及び第３項、第3239条第１項及び第３項、第3242条第１項及び第３項、第3245条第１項及び第３項、第3248条第１項及び第３項、第3251条第１項及び第３項、第3254条第１項及び第３項、第3257条第１項及び第３項、第3260条第１項及び第３項、第3263条第１項及び第３項、第3266条第１項及び第３項、第3269条第１項及び第３項、第3272条第１項及び第３項、第3275条第１項及び第３項、第3278条第１項及び第３項、第3281条第１項及び第３項、第3284条第１項及び第３項、第3287条第１項及び第３項、第3290条第１項及び第３項、第3293条第１項及び第３項、第3296条第１項及び第３項、第3299条第１項及び第３項、第3302条第１項及び第３項、第3305条第１項及び第３項、第3308条第１項及び第３項、第3311条第１項及び第３項、第3314条第１項及び第３項、第3317条第１項及び第３項、第3320条第１項及び第３項、第3323条第１項及び第３項、第3326条第１項及び第３項、第3329条第１項及び第３項、第3332条第１項及び第３項、第3335条第１項及び第３項、第3338条第１項及び第３項、第3341条第１項及び第３項、第3344条第１項及び第３項、第3347条第１項及び第３項、第3350条第１項及び第３項、第3353条第１項及び第３項、第3356条第１項及び第３項、第3359条第１項及び第３項、第3362条第１項及び第３項、第3365条第１項及び第３項、第3368条第１項及び第３項、第3371条第１項及び第３項、第3374条第１項及び第３項、第3377条第１項及び第３項、第3380条第１項及び第３項、第3383条第１項及び第３項、第3386条第１項及び第３項、第3389条第１項及び第３項、第3392条第１項及び第３項、第3395条第１項及び第３項、第3398条第１項及び第３項、第3401条第１項及び第３項、第3404条第１項及び第３項、第3407条第１項及び第３項、第3410条第１項及び第３項、第3413条第１項及び第３項、第3416条第１項及び第３項、第3419条第１項及び第３項、第3422条第１項及び第３項、第3425条第１項及び第３項、第3428条第１項及び第３項、第3431条第１項及び第３項、第3434条第１項及び第３項、第3437条第１項及び第３項、第3440条第１項及び第３項、第3443条第１項及び第３項、第3446条第１項及び第３項、第3449条第１項及び第３項、第3452条第１項及び第３項、第3455条第１項及び第３項、第3458条第１項及び第３項、第3461条第１項及び第３項、第3464条第１項及び第３項、第3467条第１項及び第３項、第3470条第１項及び第３項、第3473条第１項及び第３項、第3476条第１項及び第３項、第3479条第１項及び第３項、第3482条第１項及び第３項、第3485条第１項及び第３項、第3488条第１項及び第３項、第3491条第１項及び第３項、第3494条第１項及び第３項、第3497条第１項及び第３項、第3500条第１項及び第３項、第3503条第１項及び第３項、第3506条第１項及び第３項、第3509条第１項及び第３項、第3512条第１項及び第３項、第3515条第１項及び第３項、第3518条第１項及び第３項、第3521条第１項及び第３項、第3524条第１項及び第３項、第3527条第１項及び第３項、第3530条第１項及び第３項、第3533条第１項及び第３項、第3536条第１項及び第３項、第3539条第１項及び第３項、第3542条第１項及び第３項、第3545条第１項及び第３項、第3548条第１項及び第３項、第3551条第１項及び第３項、第3554条第１項及び第３項、第3557条第１項及び第３項、第3560条第１項及び第３項、第3563条第１項及び第３項、第3566条第１項及び第３項、第3569条第１項及び第３項、第3572条第１項及び第３項、第3575条第１項及び第３項、第3578条第１項及び第３項、第3581条第１項及び第３項、第3584条第１項及び第３項、第3587条第１項及び第３項、第3590条第１項及び第３項、第3593条第１項及び第３項、第3596条第１項及び第３項、第3599条第１項及び第３項、第3602条第１項及び第３項、第3605条第１項及び第３項、第3608条第１項及び第３項、第3611条第１項及び第３項、第3614条第１項及び第３項、第3617条第１項及び第３項、第3620条第１項及び第３項、第

８　経済産業大臣は、第３項第５号又は第７項の権限の権限は必要な限度において、特定試験機関若しくは指定運営機関に対し、その業務若しくは試験所の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定運営機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

９　経済産業大臣は、第１０項第４号の規定の権限は必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは試験の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

１０　経済産業大臣は、第１１条第１項第２号又は第７項の規定の権限は必要な限度において、政令で定めるところにより、第３（第１０条に規定する場合をいう。）の規定の適用を受けないで、自ｔこの場合で（第１０条第２項に規定する場合に限る。）に対し、登録機関事業者に対しその事業に関する書類の提出を命じ、又はその職員に、登録機関事業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

１１　主務大臣は、第４項第１項第２号（第１０条第１項第２号及び第４項第２号に掲げる場合を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定研究、認定管理機関若し、管理機関若しくは指定運営機関（第１０条第１項の規定により指定を受けた特定研究、認定管理機関若しくは指定運営機関をいう。）に対し、（以下この項において「特定研究等」という。）に関し、登録機関事業者に対しその業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定研究等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

１２　経済産業大臣は、第６項の規定の権限は必要な限度において、政令で定めるところにより、ニトルザー消費機器等製造事業者等若しくは燃焼告知器具製造事業者等に対し、特定ニトルザー消費機器等若しくは特定燃焼告知器具の部品に関し報告させ、又はその職員に、ニトルザー消費機器等製造事業者等若しくは燃焼告知器具製造事業者等の事務所、工場若し、くは倉庫に立ち入り、特定ニトルザー消費機器等若し くは特定燃焼告知器具材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

１３　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

１４　第１項から第１０項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第１７条　第２０条第１項（第３０条第１項を除く。）及び第４項第２号に掲げる場合に係わる公務文書は、経済産業大臣又はに当該事業を設置している三種等及び当該者が行う連絡事業に係る事業を所管する大臣とする。

２　第３６条１項における主務大臣は、ニトルザー使用の合理化が特に必要と認められる業種において使用ｍ一ｔ ｔ 者に係る公務ｔ ｔ については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

３　第４章第１節第２款及び第３８条第３項に規ｔ する主務大臣は、経済産業大臣及び当該指定の事業を所管する大臣とする。

４　この法律による報告は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第１９条　次の各号のｉ ｉ ずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第１８条第１項（第３０条第１項の規定によりｔ 第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第３０条第１項（第３０条第１項の規定により第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第３５条、第３６条第１項（第３０条第１項の規定により第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第１４条第１項（第１３条第２項の規定により第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第１５条、第１６条第１項（第１３条第２項の規定により第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第１８条第１項（第１３条第２項の規定により第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第３０条第１項（第１３条第２項の規定により第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第３６条第１項若しくは第３８条第１項ｔ ｔ 第３章ｔ で適用する場合を含む。）、第４０条第２項の規定による報告を拒ｔ、妨げ、若しくは忌避したとき

第２０条　次の各号のｉ ｉ ずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定試験機関又は指定運営機関の役員又は職員は、３０万以下の罰金に処する。

一　第３０条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒ｔ、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４２（第１０１条関係）

様式第４２（第１０１条関係）

受理機関名	
受理機関名	

光ディスク提出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

ニトルザーの使用の合理化及び非化石ニトルザーの転換等に関する法律第　条第　項の規定による報告に基づ ｔ ことｔ きたＩＴＳ化ＩＴＳ事項を記録した光ディスクをＩＴＳ下のとおり提出いたします。

本書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１．光ディスクに記録された事項

２．光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　課	
氏　　名	
電　　話	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
メールアドレス	

備考　１　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　法令の条項については、当該報告（又は報告）の適用条文名を記載すること。
３　「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
４　「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該提出（又は報告）の際に本書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
５　該当事項がない欄は、空欄すること。

様式第４３（第１０４条関係）

様式第４３（第１０４条関係）

受理機関名	
受理機関名	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

ニトルザーの使用の合理化及び非化石ニトルザーの転換等に関する法律施行規則第１０４条第１項の規定に基づき、同規則第５条の届出、第７条の申請、第８条第４項の申請、第１１条の届出、第１３条第３項の申請、第１５条の届出、第１６条の申出、第１７条第４項の申請、第２２条の届出、第２３条第１０項の申請、第２５条の届出、第２６条の申出、第２８条第１項又は第２項の届出、第２９条の届出、第４０条の届出、第４２条の申出、第４４条第１項の申請、第４７条の申請、第４９条第１項の申請、第５０条第２項の届出、第５２条の届出、第５７条の届出、第７条の申出、第７８条の届出、第７９条の申出、第８１条第１項又は第２項の届出、第７９条の届出、第８２条第１項の申請、第８３条の申請、第８７条第１項の申請、第８８条第２項の届出又は第９２条の使用に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定届出者番号										
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理組織事業者番号										
特定特主番号又は認定管理組織番号										
特定輸送事業者特定番号又は認定管理組織番号又は輸送事業者登録番号										
所　在　地	〒									
事　業　所　名										
所　属　部　課										
氏　　名										
電　　話										
Ｆ　Ａ　Ｘ										
メールアドレス										

備考　１　特定特出者番号の欄には、燃焼大区及び経済産業大臣が定めるところにより、特定特出者ごとに付された番号を記載すること。
２　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理組織事業者番号の欄又は特定特主番号又は認定管理組織番号の欄には、特定特主産業大臣が付した番号が未定番のときは記載すること。
３　特定輸送事業者特定番号又は認定管理組織特定輸送事業者登録番号の欄には、別表特主定過大臣が付した番号が未定番のときは記載すること。
４　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４４（第１０４条第３項関係）

様式第４４（第１０４条第３項関係）

受理機関名	
受理機関名	

電子情報処理組織使用変更届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

ニトルザーの使用の合理化及び非化石ニトルザーの転換等に関する法律施行規則第１０４条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定届出者番号										
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理組織事業者番号										
特定特主番号又は認定管理組織番号										
特定輸送事業者特定番号又は認定管理組織特定輸送事業者登録番号										
所　在　地	〒									
事　業　所　名										
所　属　部　課										
氏　　名										
電　　話										
Ｆ　Ａ　Ｘ										
メールアドレス										

備考　１　特定特出者番号の欄には、燃焼大区及び経済産業大区が定めるところにより、特定特出者ごとに付された番号を記載すること。

2　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号欄に特定番号又は認定管理統括番号を記載の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
3　特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
4　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４５（第１０４条第３項関係）

様式第 45（第 104 条第 3 項関係）

受付年月日	
受理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第１０４条第３項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、はたの事項を届け出ます。

1　識別符号

2　相談符号

作成許可者連絡先

特定技術者番号										
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号										
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号										
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号										
所　在　地	〒									
事　業　所　名										
所　属　部　課										
氏　　名										
電　　話										
F　A　X										
メ　ー　ル　ア　ド　レ　ス										

備考　1　特定技術者番号の欄には、機械又は及び関連産業大臣が定めるところにより、特定技術者ごとに付された番号を記載すること。
2　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号又は特定技術者番号又は認定管理統括番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
3　特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
4　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。